

BULLETIN OF THE COLLEGE OF HUMANITIES
IBARAKI UNIVERSITY

STUDIES IN SOCIAL SCIENCES

No.43

Articles

The Productivity, the Rate of Profit, the Rate of Distribution
and the Employment of the 1st, the 2nd, and the 3rd Industries
in Ibaraki Prefecture
Using the 3-sector Tables of Input and Output of
Ibaraki PrefectureKazuo Tokue (1)

The Unyougou IncidentKim Kwangnam (33)

The development of the draft system and its acceptance
by the peoples in the Meiji eraTakeo Tamura (47)

Economic Theories of Social Class: Dead or Alive
.....Takeshi Ishigaki (75)

Book Review

Takeshi Kawanaka ed., The Philippines in the Post-EDSA
PeriodMasataka Kimura (85)

Ibaraki University
The College of Humanities

2007. 3

茨城大学人文学部紀要

社会科学論集

第43号

論文

茨城県の第1、第2、第3次産業における生産性、利潤率、分配率
及び雇用の動向徳江 和雄 (1)
茨城県 (3部門) 産業連関表を用いて

雲揚号事件をめぐる一考察金 光男 (33)

明治期徴兵制の包摂の構造田村 武夫 (47)
地方史料にみる村民対応の諸相

経済学における階級理論について：生か死か石垣 建志 (75)

書評

川中 豪編『ポスト・エドサ期のフィリピン』木村 昌孝 (85)

茨城大学人文学部

2007年3月

茨城大学人文学部紀要
(社会科学論集)

第四十三号

二〇〇七年

執筆者紹介（掲載順）

徳江 和雄（とくえ かずお）
茨城大学名誉教授

金 光男（きむ くあんなむ）
本学部助教授（法学・政治学領域）

田村 武夫（たむら たけお）
本学部教授（法学・政治学領域）

石垣 建志（いしがき たけし）
本学部講師（経済学・経営学領域）

木村 昌孝（きむら まさたか）
本学部教授（法学・政治学領域）

学術委員会委員（紀要担当）

井島 宏幸（本学部教授）
兪 和（本学部教授）

本社会科学論集は茨城大学人文学部が電子化の権利を有しているものとする。

茨城大学人文学部紀要

社会科学論集 第43号

2007年（平成19年）3月30日 発行

発行者 茨城大学人文学部
〒310-8512 水戸市文京2丁目1番1号

印刷所 コトブキ印刷株式会社
〒310-0851 水戸市千波町2398 - 1

茨城県の第1、第2、第3次産業における生産性、 利潤率、分配率及び雇用の動向

茨城県（3部門）産業連関表を用いて

The Productivity, the Rate of Profit, the Rate of Distribution and the
Employment of the 1st, the 2nd, and the 3rd Industries in Ibaraki
Prefecture

Using the 3-sector Tables of Input and Output of Ibaraki Prefecture

徳江和雄

<はじめに>

本小論は「茨城県産業連関表」⁽¹⁾のデータを用いて茨城県経済の構造的特質を解明することを目指している。構造的特質とは第1次、第2次、第3次産業の構造的特質とそれらの相互関係を指している。それ故、対象を第1次、第2次、第3次産業に限定していること、また公表されたデータが1980年から2000年まで（「雇用表」の場合、1985年から2000年まで）の5年毎であることは3部門県産業連関表分析の弱点である。個別諸産業の年次、4半期、あるいは月次データが与える特殊・具体性を欠如しているからである。しかし、3部門連関表がすべての産業を網羅して需給に関する一貫したデータを備えていることは利点であり、県経済の全体的な構造分析を可能にしている。

「構造的解明」というのは、産業連関表を縦に見た場合と与えられる「費用構造」の側面と、85年から公表されている「雇用表」の従業者数データをこれにクロスさせて明らかにしうる「費用・供給構造」の解明を指している。産業連関表を縦に見た場合、各部門の県生産額（ X ）が中間投入額（ Y ）と粗付加価値額（ V ）から構成され、後者は更に営業余剰（ R ）、雇用者所得（ Y ）、減価償却費（ D ）、

間接税マイナス補助金（ T ）、家計外消費支出（ O ）に分解される。ここから「投入係数」（ X/V ）、粗付加価値係数（ V/X ）、さらに利潤分配率（ R/V ）、賃金分配率（ Y/V ）などが重要概念として与えられる。更に雇用表からは従業者（ L ）とそれを構成する個人業主・家族従業者（ I ）、有給役員・雇用者（ Lk ）が与えられるが、それぞれは更に構成種目に分解される。これらを産業連関表の費用変数とクロスすると、労働生産性（ X/L ）、粗付加価値生産性（ V/L ）、従業者賃金率（ Y/L ）、従業者利潤率（ R/L ）という重要概念も与えられる。われわれの課題はこれらの変数間の関係として3部門の「費用・供給構造」を明らかにすることである⁽²⁾。

第1の課題は、3部門それぞれの従業者生産性（ X/L ）と従業者利潤率（ R/L ）との関係の解明である。章はこの課題を取り扱うが、これは本小論全体の骨格を成すものである。従業者生産性で見た労働生産性の3部門間の格差は極めて大きい。従業者利潤率（ R/L ）になると部門間格差は大幅に解消され、ここには1種の「均等化」が見られる。資本主義的産業として存続する以上は、生産性格差を前提しつつ利潤率を均等化するメカニズムが存在しなければならないからである。

これは、2段階の調整プロセスによって行われると考える。第1は、労働生産性から粗付加価値生産性 (V/L) への調整である。第2は、その粗付加価値生産性に利潤分配率 (A/V) が乗ぜられ従業者利潤率がもたらされる。両プロセスを通して粗付加価値額 (V) が、労働生産性、投下労働の質、市場競争を規制する経済的・社会的・法制的要因などによって総合的・マクロ的に決定されることが強調される。

では利潤分配率はどのように決定されるのか。章の課題はこれであるが、賃金分配率 (Y/V) と「外的制約要因」((+ T+O) / V) から利潤分配率が決定されるというのがわれわれの回答である。その場合、第1次産業は第2次、第3次産業とは異なった例外的取り扱いを必要とすることも明らかにされる。

では賃金分配率はどのようにして決まるのか。章はこの問題を扱うが、その論点は賃金分配率が利潤分配率に対しては起動因であるが、「政策変数」あるいは「操作変数」ではない点である。後者は、雇用者数 (Lk) と賃金率 (Y/Lk) であり、これらが粗付加価値生産性 (V/Lk) と一緒になって賃金分配率が決定される。3部門それぞれで平成不況の中で賃金率と雇用者数の「調整」がどのように行われたかが明らかにされる。

最後に<むすび>では、本小論の問題点を要約して締めくくる。われわれの究極の狙いは、「3部門それぞれの生産力体系は如何なるものか」を明らかにすることである。その観点から上述の検討結果がいかなる問題点を残しているのかを整理する。

労働生産性と従業者利潤率

§ 1 従業者生産性 (X/L) の部門間格差
3部門の「生産力」といった場合の「生産力」とは人間が労働手段を用いて自然に働きかけ生産物 (財・サービス) を生産する能力、

あるいは人間が自然から抽出した原材料や人間が生産したサービスをさらに加工して完成生産財、完成サービスを生産する能力を意味する。だから、生産力は何よりも「労働生産力」であり、その労働は、生産に従事する「肉体労働」だけでなく、生産の管理や生産の改革にかかわる「精神労働」も含まれる。

労働生産力は、工場、農場、採石場などの事業所の中に体现されており、そこで働く人間、用いられる機械設備、原材料、エネルギーなどが結合されることによって実現される。労働生産力は、マルクスが言うように「協業」や「マニユファクチャー」において実現される結合した人間の「社会的生産力」であり、またこの結合した人間労働を機械によって置き換えることによって一層増大させられた「社会的生産力」を意味する。機械は知的活動を含む人間の社会的労働の結晶、それによって自然科学の諸法則を体化した技術であり、人間労働を代替し、労働生産力を飛躍的に高めるものである⁽³⁾。

「生産力基盤」はこれらの生産要素の連結基盤となるもので、原材料生産者と生産事業所、生産者と消費者をつなぐ運送・通信体系 (道路・港湾・空港、電信電話網、情報ネットワーク)、これらの諸部門の動力源となるエネルギーの供給インフラ (配電網、ガス・石油のパイプラインなど) などの物的インフラが含まれるが、これらの生産要素と物的インフラを動かし、これらと生産方法の不断の改善を目論む人間労働力を育成する「教育制度」、「訓練機関」、も生産力基盤に含まれる。

社会的労働の生産力の成果は「従業者生産性」(X/L) (われわれは、これと後述される「雇用者生産性」(X/Lk) を「労働生産性」の指標と見なしている) として測られるが、これには2つの側面が指摘される。第1に、労働生産性は、10時間の織布労働による100反の綿布というように、特殊具体的な「有用労働」によってもたらされる成果の数量的尺

度である。第2に、産業連関表の生産者価格評価表では種々な財・サービスが金額表示されることによってマクロ的に集計され、国別、産業部門別の労働生産性が計測される。しかし、このように労働生産性が金額表示された場合、そこには、第1の意味の「物的生産性」だけでなく、生産された財・サービスの価格形成に影響する諸条件が介入することになり、「労働生産性」を構成要素に分解すること、また他のいくつかの要因と結びつけて新しいカテゴリーを導出することが可能となる。

3部門の労働生産性（ここでは従業者1000人当たり県内生産額：単位億円）をみると、次の通りである。表の左側3列は素データを右側4列は3部門の平均生産性を1にした場合の各部門の数値を表す。

第1次産業の従業者生産性（ $X1/L1$ ）が第2、3次産業に比して1桁低い水準にあることが示される。第1次産業に対して他産業の

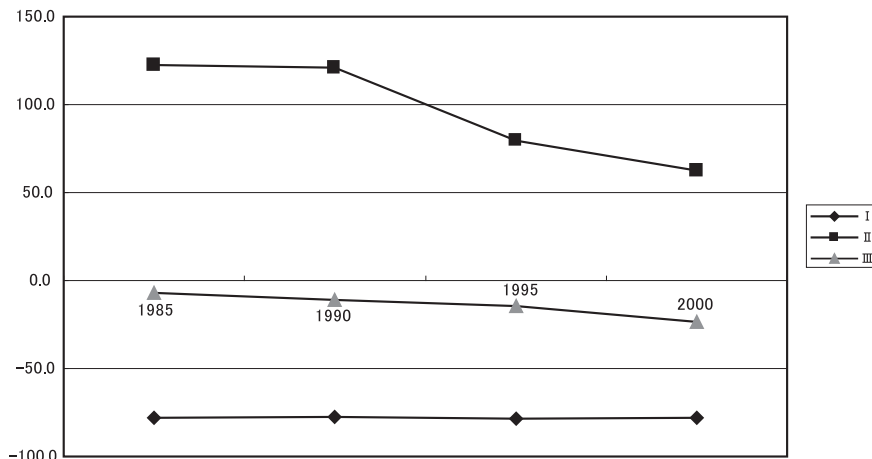
生産性は著しく大きい。1985年には第2次産業が10倍、第3次産業が4倍であり、2000年にはそれぞれ7倍、3.5倍で、格差は縮小しつつあるがなお大きい格差状態が継続している。第3次産業に対して第2次産業の生産性は1985年に2.4倍、2000年には2.1倍と、ここでも格差の縮小が確認されるが、なお第2次産業の労働生産性は圧倒的な優位を確立している。表右側にあるように、3部門平均生産性を1に基準化すると、第2次産業は2.23～1.63、第3次産業は0.93～0.76であるが、第1次産業は平均生産性の僅か2割強にすぎない。また、ここから「平均偏差率」を求めたものが図1である。従業者生産性の部門間格差が極めて顕著であることが一目瞭然である（平均偏差率の数値は表4の上段を参照）。

産業連関表の金額表示のタームを用いて、 V を（中間）投入額、 V を粗付加価値額、また K を機械などの固定資本額とし、 L を従業

表1 3部門の従業者生産性（単位：億円/1000人）

	$X1/L1$	$X2/L2$	$X3/L3$	$X1/L1$	$X2/L2$	$X3/L3$	X/L
1985	22.3	228.1	95.4	(0.22)	(2.23)	(0.93)	102.5 (1)
1990	25.7	253.8	102.3	(0.22)	(2.21)	(0.89)	114.8 (1)
1995	29.7	248.7	118.8	(0.21)	(1.80)	(0.85)	138.5 (1)
2000	34.9	257.5	120.9	(0.22)	(1.63)	(0.76)	158.3 (1)

図1 部門別従業者千人当り生産性の平均偏差率：%



者数とすると、労働生産性は、次の2つの式によって表される。

$$X/L = (K/L) * (X/K) = (\text{労働装備率；資本集約度}) * (\text{機械の生産性})$$

$$X/L = 1/L + V/L = (\text{従業者・投入額比}) + (\text{従業者・粗付加価値比；粗付加価値生産性})$$

第1式は、労働装備率 (K/L) が大きくなり、且つ「機械の生産性」(X/K) が大きくなると「労働生産性」(X/L) が増大することを意味する。表1における第2次産業の高い生産性は何よりも高い労働装備率によってもたらされたと考えられるが、その特徴は、19世紀の製造業や高度成長期における日本の製造業のような大量生産・大量消費型の産業にも確認できる。他方、戦後の農地解放と農地法 (1952年、70年改正) の自作地主義に基づいて再生した日本農業は、「個人業主・家族従業者」による小規模経営が支配的であり、大規模な機械制農業による生産力増大の道を閉ざしてきた⁽⁴⁾。表1における第1次産業の生産性が最も低い主要な理由はここにあると考えられる。

労働装備率の増大は、機械化、自動化を目指して行われるが、それによる労働生産性の増大は「機械の生産性」の増大が不可欠であり、それは物的生産の場合、原材料の大量加工による大量生産を伴う。これは、第2式にある従業者・中間投入比 (1/L) の増大を、従って従業者・粗付加価値比 (V/L) の相対的な減少を意味する。マルクスは労働生産性の増大が資本の有機的構成 (不変資本/可変資本) の上昇によって表されると述べたが、

資本集約度の高い物的生産の場合がこれに当たると考えられる。産業連関表では中間投入額・粗付加価値額比 (1/V) が注目すべき概念であるが、これはどのように労働生産性の高低を表しているであろうか⁽⁵⁾。

3部門の投入額・粗付加価値額比を%表示で見ると次の表 (左半分) の通りである。

3部門の平均的投入額・粗付加価値額比 (1/V) を見ると '85~2000年にかけて139.3~98.5へ低落し、県経済は平均的に90年代後半から粗付加価値率が50%を上回る高付加価値経済へ移行しつつあることが伺われる (1/V<100%なら粗付加価値係数はV/X = V/(1+V) > 50%である)。この各年の平均値を1とすると (表の右端)、第2次産業は1.62~1.71と平均を大きく上回り、同時に投入額・粗付加価値額比が225.4~162.6と100%を上回る大規模な原料加工型産業であることが示される。これに対して第1次、第3次産業は、それぞれ0.60~0.86、0.43~0.52と平均を下回り、しかもそれぞれは投入額・粗付加価値額比が100%未満の高付加価値型産業であることが示される。

但し、第1次産業と第3次産業の間では、労働生産性では第3次産業が第1次産業を遥かに上回っている (X3/L3>X1/L1) が、投入額・粗付加価値額比では第1次産業が第3次産業を上回っていること (1/V1>3/V3) に注意すべきである。物的生産の場合、投入額・粗付加価値額比でもより高い生産性を反映した順序になると考えられるが、第3次産業の場合、労働集約度の高い種々のサービス産業を含むことにより粗付加価値がより

表2 投入額・粗付加価値額比 (%)

	1/V1	2/V2	3/V3	1/V	1/V1	2/V2	3/V3	1/V
1985	83.2	225.4	60.1	139.3	(0.60)	(1.62)	(0.43)	(1)
1990	76.5	177.0	52.6	112.9	(0.68)	(1.57)	(0.47)	(1)
1995	75.0	162.6	49.9	98.8	(0.76)	(1.65)	(0.51)	(1)
2000	84.6	168.2	51.1	98.5	(0.86)	(1.71)	(0.52)	(1)

高く引き上げられているから順位が逆転していると考えられる。後述される。

§ 2 従業者利潤率

資本主義経済では各経営主体が最大化を目指して追求する目標は、「投下総資本利潤率」である。Kを固定資本ストック、 π を利潤総額（産業連関表では営業余剰）とすると、 π/K がこれに近い指標を提供するであろう。残念ながら、「県産業連関表」が与えるストックデータは従業者数(L)とその構成であり、固定資本ストックデータではない。そこでわれわれは、 π/L 、従業者1000人当り営業余剰(億円)⁽⁶⁾を取り上げて検討するが、従業者・営業余剰比(π/L)は労働装備率(K/L)

が与えられるならば、固定資本・営業余剰率(π/K)に容易に転換可能である($K/L = k$ (一定)とすると、 $\pi/K = (1/k) * (\pi/L)$ である)。

まず、従業者・営業余剰比(π/L ：以下、簡単化のため「従業者利潤率」と呼ぶ)の特質を確かめるため、労働生産性(X/L)と対比したのが、表3であり、これを図示したのが図2である。

一見して、労働生産性では顕著な部門間格差が見られるが、従業者利潤率(π/L)では部門間格差が大幅に縮小されていることが看取される。そこで各部門の、従業者生産性と従業者利潤率(億円/千人)に関して平均偏差率(%)をとれば、表4のとおりであり、

表3 従業者千人当り生産性と営業余剰(単位：億円/1000人)

	X 1/L 1	X 2/L 2	X 3/L 3	X/L	$\pi 1/L 1$	$\pi 2/L 2$	$\pi 3/L 3$	π/L
1985	22.3	228.1	95.4	128.9	8.7	20.9	16.6	16.3
1990	25.7	253.8	102.3	144.2	10.0	27.0	16.8	19.4
1995	29.7	248.7	118.8	153.3	11.1	18.8	16.7	16.8
2000	34.9	257.5	120.9	158.4	11.4	23.1	18.6	19.5
1985	17.3	177.0	74.1	100.0	53.2	128.4	102.1	100.0
1990	17.8	176.0	71.0	100.0	51.7	139.3	86.7	100.0
1995	19.4	162.2	77.5	100.0	66.2	112.2	99.7	100.0
2000	22.0	162.5	76.3	100.0	58.4	118.8	95.7	100.0

(出所)

図2 部門別従業者千人当り生産と営業余剰：億円/千人

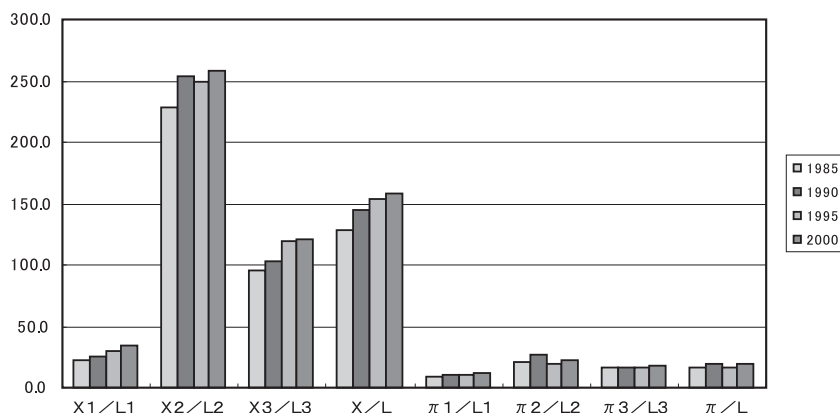


図3は後者を図示している。

尺度の違いを考慮しつつ図3と図1を、また表4の上段と下段を対比されたい。

従業者利潤率の順位は、生産性の順位と同一で、 $2/L2 > 3/L3 > 1/L1$ であるが、部門間の格差は大幅に縮小され、従業者利潤率における一つの「均等化」を読み取ることが可能である。生産性格差は1985年の200.8から2000年の140.6%に及ぶが、従業者利潤率格差では1990年の87.8から'95年の45.9%へと縮小している。(固定資本利潤率が測定できるならば、 $1/K = (1/k) * (1/L)$ であるから、そして労働装備率(k)の大きさが第2部門>第3部門>第1部門の順位であるこ

とを想定できるならば、固定資本利潤率は一層均等化すると予想できるであろう)。生産性の部門間格差が極めて大きいにもかかわらず、従業者利潤率の部門間格差が均等化していることこそ3部門が3部門として曲がりなりにも存続しえている根拠である。では、このような従業者利潤率「均等化」のメカニズムは何か。

§3 2段階の調整プロセス

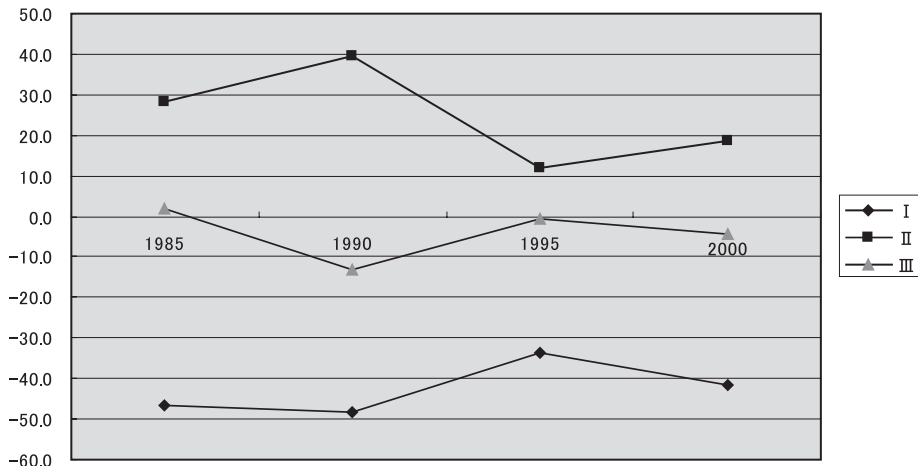
従業者利潤率 ($1/L$) は次の2つの定式で表現される。

$$1/L = (X/L) * (V/X) * (1/V) = (\text{生産性}) * (\text{粗付加価値係数}) * (\text{営業})$$

表4 従業者生産性、従業者利潤率の平均偏差率

	X/L、億円	(%)	(%)	(%)
1985	102.5	-78.2	122.6	-6.9
1990	114.8	-77.6	121.1	-10.9
1995	138.6	-78.6	79.5	-14.3
2000	158.3	-78.0	62.6	-23.6
	1/L、億円	(%)	(%)	(%)
1985	16.3	-46.6	28.4	1.9
1990	19.4	-48.4	39.4	-13.3
1995	16.8	-33.8	12.1	-0.4
2000	19.5	-41.4	18.7	-4.4

図3 部門別従業者千人当り営業余剰の平均偏差率：%



余剰分配率)

$$/L = (V/L) * (/V) = (\text{粗付加価値生産性}) * (\text{営業余剰分配率})$$

両式から従業者生産性から従業者利潤率への調整は2段階のプロセスで行われることが分かる。すなわち、第1段階では従業者生産性に粗付加価値係数 (V/X) が乗ぜられて粗付加価値生産性 (V/L) が生み出され、次いで第2段階で粗付加価値生産性に営業余剰分配率 (/V ; 略して「利潤分配率」と称す) が乗ぜられて従業者利潤率となる。

第1段階：従業者生産性 (X/L) * 粗付加価値係数 (V/X) = 粗付加価値生産性 (V/L)

第2段階：粗付加価値生産性 (V/L) * 利潤分配率 (/V) = 従業者利潤率 (/L)

そこで第1段階のデータを掲げると表5-1の通りである。また、表5-2はそれらの平均偏差率を示している。

では、従業者生産性は粗付加価値生産性に転化すると事態はどうなるか。従業者生産性の平均変化率と粗付加価値生産性のそれとを対比するため、表4の上段と表5-2の右半分を参照されたい。また図4は、粗付加価値生産性の平均偏差率を示しており、これを表4の従業者生産性の平均偏差率を示した図1 (§1) と対比されたい。

ここから、第1に、従業者生産性の平均(3部門計)は粗付加価値生産性ではほぼ半分に縮小されていること、第2に第1次産業の平均偏差率では従業者生産性の場合も粗付加価値生産性の場合も共に -70%台で殆ど変

表5-1 粗付加価値生産性への調整 (千人当り億円)

< >

	X1/L1	V1/X1	V1/L1
1985	22.3	54.6	12.2
1990	25.7	56.7	14.5
1995	29.7	57.1	17.0
2000	34.9	54.2	18.9

< & >

	X2/L2	V2/X2	V2/L2	X3/L3	V3/X3	V3/L3
1985	228.1	30.7	70.1	95.4	62.4	59.6
1990	253.8	36.1	91.6	102.3	65.5	67.1
1995	248.7	38.1	94.7	118.8	66.7	79.3
2000	257.5	37.3	96.0	120.9	66.2	80.0

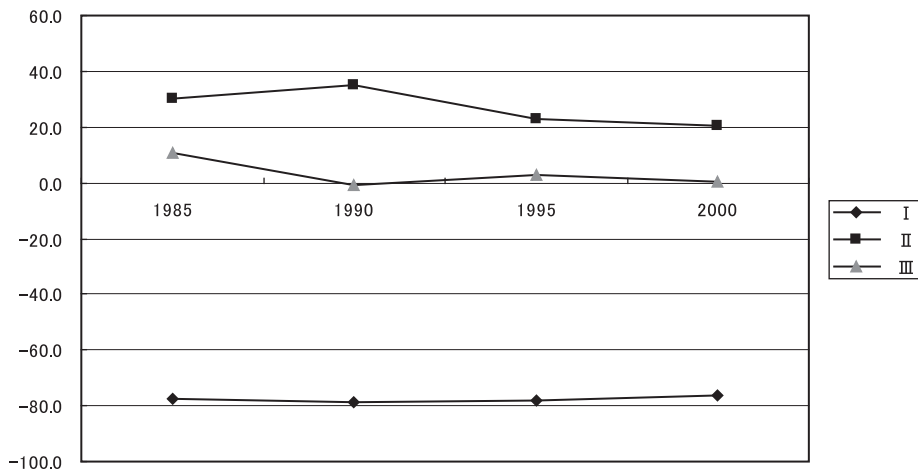
表5-2 粗付加価値係数と粗付加価値生産性の平均偏差率：%

< V/X >

< V/L >

	平均			平均				
1985	41.8	30.6	-26.5	49.4	53.9	-77.4	30.0	10.5
1990	47.0	20.6	-23.2	39.4	67.7	-78.5	35.3	-0.9
1995	50.3	13.6	-24.3	32.6	77.1	-78.0	22.8	2.8
2000	50.4	7.5	-26.0	31.3	79.8	-76.3	20.3	0.3

図4 粗付加価値生産性の平均偏差率 (%)



わらないこと (図1と図4)、言い換えればいずれの生産性においても平均を著しく下回る水準で推移していること、しかし第3に第2次産業と第3時産業との間では大幅に均等化が進行していること、すなわち第2次産業の平均偏差率は従業者生産性から粗付加価値生産性への移行において大幅に縮小されているが、第3次産業の偏差率は逆に引き上げられマイナス値から平均近傍、平均以上へと増大していることが示されている。

これらの変化の理由は、粗付加価値係数 (V/X) の役割に求められる (表5 - 1、5 - 2)。第1次産業の粗付加価値係数は50%台半ばであるから、第1次産業の粗付加価値生産性 ($V1/L1$) の大きさは労働生産性 ($X1/L1$) のほぼ半分になるわけであり、同時に3部門計 (平均) も V/L では X/L のほぼ半分に減少しているからである (第2の理由)。他方、第2次産業では粗付加価値係数 ($V2/X2$) によって粗付加価値生産性 ($V2/L2$) の大きさは労働生産性 ($X2/L2$) の31~38%へと圧縮されているが、第3次産業では $V3/X3$ の大きさによって62~67%までの縮小にとどまっているのである (第3の理由)。表5 - 2の左半分に示されるように、第2次産業の粗付加価値係数 ($V2/X2$) は3部門計

(平均) を25%前後下回っているのに対し、第3次産業のそれ ($V3/X3$) は平均を31~49%も上回っているからである。第3次産業はこの高付加価値係数に支えられて粗付加価値生産性では第2次産業に肉薄する勢いを示しているのである (従業者生産性では第3部門は第2次産業の半分以下である。表5 - 1)。

では、 V/X や V/L の分子である粗付加価値額 (V) をどのように考えるべきであろうか。

第1に、サービス産業におけるように労働集約的生産でしかも知識、経験、技能の高い労働⁽⁷⁾の生産の場合は当然高い粗付加価値が生産されるであろう。労働生産性第1式の労働装備率 (K/L) の K を機械ではなく、労働の熟練を向上させるため教育・訓練として投下された「人的資本」とみなせば、第1式の $(K/L) * (X/K)$ の増大は、原材料大量加工型ではなく、直接に粗付加価値生産性を増大させること、生産性第2式における (V/L) の増大を伴わない、その相対的な縮小を伴う (V/L) の増大を意味するであろう。第3次産業の中には、システム開発や経営コンサルティングなどの対企業サービス、更に研究・教育サービス、医療サービスなどの対個人サービス部門など、知識集約型産業

が多い故にこのような特徴を見ることが可能であると考えられる。

第2に、所与の価格のもとで新しい生産方法、事業方法を開発し高収益を上げる場合⁽⁸⁾も高付加価値生産に該当する。しかし、このような生産技術や事業組織の革新という実体を持たない場合にも、需給両面における競争を規制する経済的・社会的・法制度的要因によって価格操作が図られるならば、高付加価値がもたらされるであろう。

しかしいずれの理由によるにせよ、一度設定された各部門の粗付加価値生産性は、次のように一方で従業者利潤率（ π/L ）を、他方では従業者賃金率（ Y/L ）をもたらし共通基盤となる。

$$\pi/L = (V/L) * (\pi/V) = (\text{粗付加価値生産性}) * (\text{利潤分配率})$$

$$Y/L = (V/L) * (Y/V) = (\text{粗付加価値生産性}) * (\text{賃金分配率})$$

$$Y/L = (V/L) * (Y/V) = (\text{粗付加価値生産性}) * (\text{賃金分配率})$$

利潤分配率や賃金分配率の決定については次章で検討される。ここでは、第2段階の調整プロセスとして利潤分配率データが与えられた場合、それによって従業者利潤率の「均等化」がどう進められるかを確認して締めくくる。表6-1はこれを表しており、利潤分配率の格差状況は表6-2に示されている。

われわれは従業者生産性の顕著な部門間格差が従業者利潤率においては大幅に軽減されることを既に見てきた（表3；図4と図3-1）。今や、その理由が明らかになる。すなわち、第1次産業の利潤分配率が60~71%と異常に高いこと（表6-1、表6-2；後掲

表6-1 従業者利潤率と利潤分配率：%

< >

	1/L1	V1/L1	1/V1
1985	8.7	12.2	71.1
1990	10.0	14.6	68.9
1995	11.1	17.0	65.4
2000	11.4	18.9	60.1

< & >

	2/L2	V2/L2	2/V2	3/L3	V3/L3	3/V3
1985	20.9	70.0	29.8	16.6	59.5	27.9
1990	27.0	91.6	29.5	16.8	67.0	25.0
1995	18.8	94.8	19.1	16.7	79.2	21.1
2000	23.1	96.0	24.1	18.6	80.0	23.3

表6-2 利潤分配率（ π/V ）の平均偏差率：%

	平均			
1980	34.1	125.1	-7.2	-10.5
1985	30.2	135.3	-1.2	-7.6
1990	28.6	141.0	3.0	-12.4
1995	21.8	200.0	-8.8	-3.3
2000	24.4	146.2	-1.3	-4.6

の図5, 図7, 図8を参照)、それによって異常に低かった第1次産業の粗付加価値生産性(表5-1, 図4)が相殺されて従業者利潤率が引き上げられ、3部門の利潤率均等化傾向に参加することが可能になっているのである。他方、第2次産業と第3次産業の利潤分配率が殆ど均等化していること($2/V2 \approx 3/V3$)が表6-1, 6-2から明らかである。ところで両部門の粗付加価値生産性が従業者生産性と比して大幅に均等化していることは既に検討したが、それでもなお第2次産業優位の格差を持つことは図4で確認されるところである。両部門の利潤分配率が殆ど均等化していることは、両部門の従業者利潤率が両部門の粗付加価値生産性格差にほぼ等しい格差を持つことを意味する(表4の下端と表5-2の右半分とを対比されたい)。言い換えれば従業者利潤率の均等化は、第2次、第3次産業の間では粗付加価値生産性が形成される第1段階で行われ、第1次産業と彼らとの間の均等化は利潤分配率が形成される第2段階で行われているのである。では第1次産業の利潤分配率は何故異常に高いのか。

また第2次、第3次産業の利潤分配率は何故均等化しているのだろうか。われわれは分配率の検討に進まねばならない。

利潤分配率 ($1/V$) と賃金分配率 (Y/V)

§1 分配率の外的制約要因

産業連関表における利潤分配率 ($1/V$) と雇用者所得分配率 (Y/V ; 以下「賃金分配率」と略称する)は、それぞれ次のように表現される。

$$1/V = 1 - (Y/V + T/V + O/V);$$

$$Y/V = 1 - (1/V + T/V + O/V)$$

両式にはそれぞれ減価償却費率 ($1/V$)、間接税マイナス補助金率 (T/V)、家計外消費支出率 (O/V) が利潤、賃金分配率の決定要因として含まれている。利潤分配率と賃金分配率及びこれら決定要因は表7-1に示されている。また、表7-1を各部門別に図示したものが、図5-1, 5-2, 5-3である。

表7-1の数値は、点線の左側と右側で大

表7-1 部門別の利潤分配率とその決定因：%

< 第1次産業 >

	$1/V1$	$Y1/V1$	$1/V1$	$T1/V1$	$O1/V1$
1980	76.7	6.7	20.0	-5.2	1.8
1985	71.1	10.0	18.6	-0.6	0.9
1990	68.9	14.4	17.5	-1.6	0.8
1995	65.4	10.4	18.7	4.8	0.7
2000	60.1	12.1	19.0	8.0	0.8

< 第2次産業 >

	$2/V2$	$Y2/V2$	$2/V2$	$T2/V2$	$O2/V2$
1980	31.6	44.2	11.6	7.5	5.0
1985	29.8	42.5	12.4	9.4	5.9
1990	29.5	45.4	11.7	8.3	5.1
1995	19.1	49.9	14.3	10.5	5.4
2000	24.1	43.5	14.7	12.9	4.8

< 第3次産業 >

	3 / V3	Y3/V3	3 / V3	T3 / V3	O3/V3
1980	30.5	51.0	11.9	3.4	3.2
1985	27.9	53.4	13.4	3.2	3.3
1990	25.0	53.4	15.2	3.2	3.2
1995	21.1	54.2	16.7	4.7	3.2
2000	23.3	50.7	18.5	4.4	3.2

図5 - 1 第1次産業の利潤分配率と決定因：%

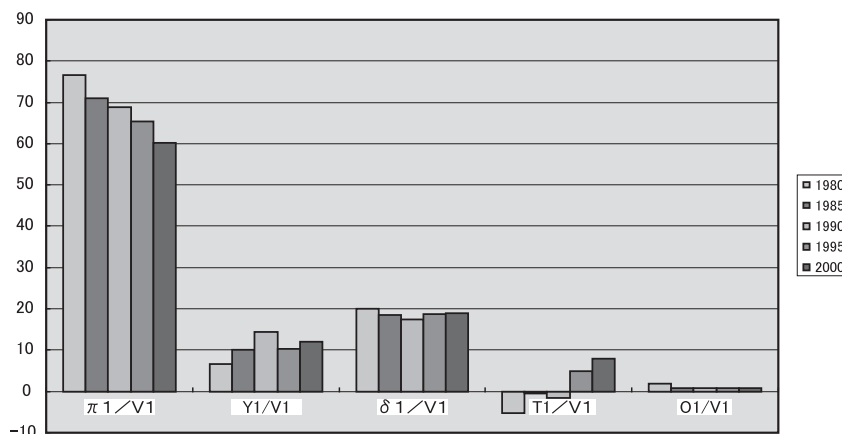
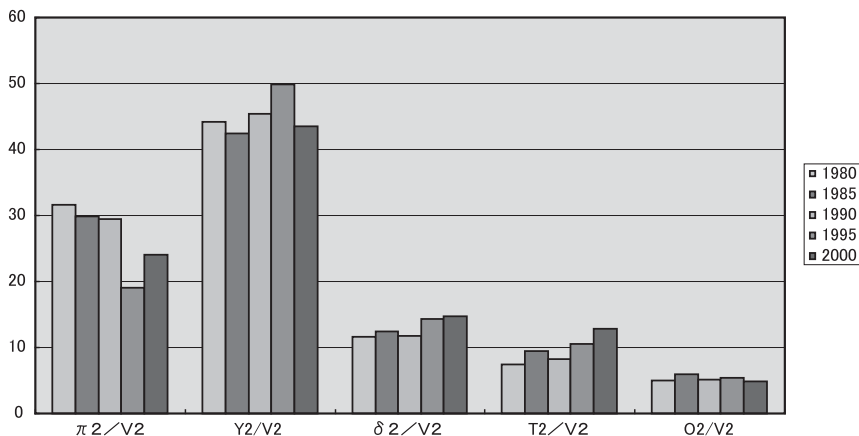


図5 - 2 第2次産業の利潤分配率と決定因：%



きく区分される。右側の数値（ T/V 、 O/V ）は量的に僅かである（但し、第1次産業は例外で $Y1/V1$ は $1/V1$ をも下回る。後述される。）だけでなく質的にも利潤分配率、賃金分配率とは内的な対抗関係を持たず、これらを外的に制約するものにすぎないとい

う特徴を持つ。他方、左側の利潤分配率（ π/V ）の と賃金分配率（ Y/V ）の Y は「純付加価値額」の構成要因であり、労使間の対抗関係を表現するものであることに注意するべきである。

そこで右側の数値、利潤分配率の外的制約

図 5 - 3 第 3 次産業の利潤分配率と決定因 : %

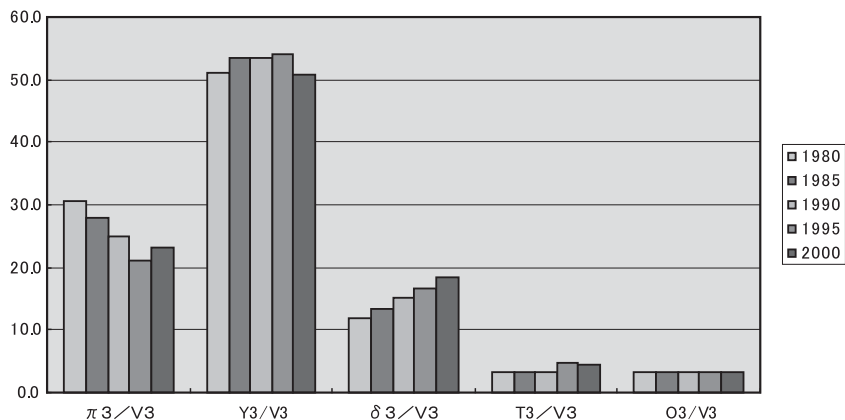


表 7 - 2 利潤分配率の外的制約要因 (小計と要素) : %

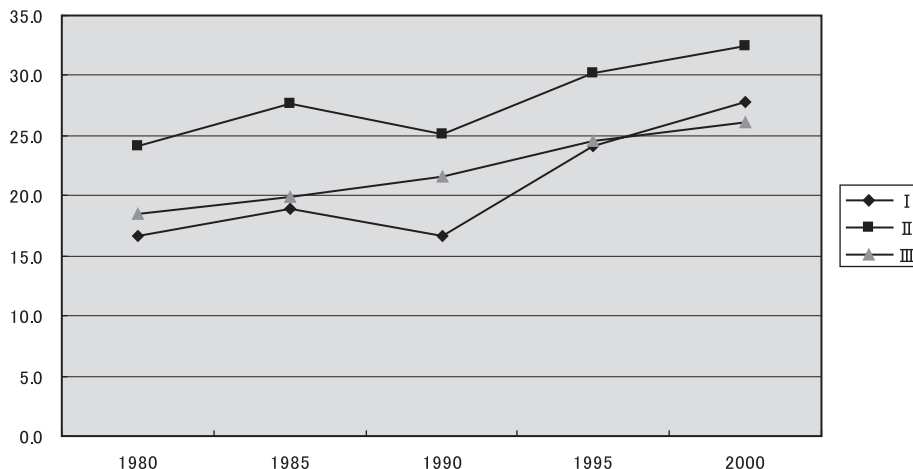
部門	小計	1 / V1	T1 / V1	O1/V1
1980	16.6	120.5	- 31.3	11
1985	18.9	98.4	- 3.2	5
1990	16.7	104.8	- 9.6	5
1995	24.2	77.3	19.8	3
2000	27.8	68.3	28.8	3

部門	小計	2 / V2	T2 / V2	O2/V2
1980	24.1	48.1	31.1	21
1985	27.7	44.8	33.9	21
1990	25.1	46.6	33.1	20
1995	30.2	47.4	34.8	18
2000	32.4	45.4	39.8	15

部門	小計	3 / V3	T3 / V3	O3/V3
1980	18.5	64.3	18.4	17
1985	19.9	67.3	16.1	17
1990	21.6	70.4	14.8	15
1995	24.6	67.9	19.1	13
2000	26.1	70.9	16.9	12

要因の合計を求め、そこに占める各要因の比率を求めたものが表 7 - 2 である。外的制約要因の合計は「小計」に示されているが、各部門の「小計」を図示したものが、図 6 である。

見られるように、3 部門ともに '90 年代 (1995, 2000 年) に外的制約要因比率は大幅に増大し「純付加価値分配率 (= $\pi/V + Y/V$)」を強く圧迫したことが示される。それは表 7 - 1 の 3 つの制約要因の数値から分か

図6 利潤分配率の外的制約要因 ($T1/V1, T2/V2, O2/V2$)

るように、第1、第2部門では間接税マイナス補助金率 ($T1/V1$ 、 $T2/V2$) が大幅に増大していること、第3部門では減価償却費率 ($T1/V1$) が増大しているためである。

1980～2000年を通しては、図6が示すように第2部門の外的制約要因が最大であるが、それは非家計消費支出率 ($O2/V2$) が最大水準であること、間接税マイナス補助金が最大水準でしかも大幅に増大しているからである(減価償却費率は最高の生産性に基づく量産効果によって最小水準に抑えられているが)。第3部門の外的制約要因比率は第2部門よりおよそ6ポイント低い水準で並行的に増大している。それは、減価償却費率こそ第2部門を上回る(第2部門より量産効果が小さいため)が、間接税マイナス補助金率が10ポイント以上第2部門を下回っていること、加えて家計外消費支出率も第2部門以下であることによる。

第1部門の外的制約要因比率の動向は、図6が示すように特異である。'80年代には最低水準(17～19%)であったが、'90年代に大幅に増大し2000年には第3部門を上回る水準に達している。その理由は、表7-2が示すように減価償却費率と間接税マイナス補助金比率の2要因にある(家計外消費支出率は

最小水準であり、しかも減少している)。1980年や1990年の減価償却費(1)は実に粗付加価値額($V1$)を上回る水準に達していたが、これは第1部門における量産効果が僅少である(生産性が最低である)ためだけでなくこの時期に機械の導入と農業基盤改良事業等が集中したことによると思われる。他方、後者、 $T1/V1$ は'80年代に負値であることが注目される。これは、間接税を上回る補助金が給付されたことによると推測させる。しかし'90年代には一転し大幅かつ急激な増大を示している。その変化幅は1980～2000年を通してマイナス値からプラス値へ実に60ポイントの増大である。

要約。これらの各部門の外的制約要因は90年代に増大し、純付加価値分配率を圧迫したのであり、それは労使の対抗を、従って次に見る利潤分配率と賃金分配率の対抗関係をより深刻にしたのである。

§2 利潤分配率の決定

では外的制約要因、利潤分配率、賃金分配率の間の因果関係をどのように考えるべきか。利潤分配率と賃金分配率とが対抗関係にあるとしても、ノーマルな状態では因果関係の起動因は賃金分配率にあり、それによる変動の結

果利潤分配率もたらされると考えるべきであろう。つまり、 (Y/V) (π/V) がノーマルな状態の因果関係であり、外的制約要因は両分配率の直接的な対抗関係にプラス/マイナスの影響を加重すると考えられる。しかし、外的制約要因と賃金分配率によって利潤分配率が決定される場合、後者の変動がある「下限」に衝突するや否や、事態はアブノーマル状態に突入し、今度は変化の起動因に向かって反撃が開始されると考えられる。つま

り「結果」が「原因」に向かって反作用する。このようなダイナミズムをわれわれは1980～2000年に経験したことは後述される。

そこで表8とこれを部門ごとに図示した図7-1、7-2、7-3を参照されたい。

先ず図7-1から第1次産業では利潤分配率と賃金分配率の直接的な対抗関係は明確ではない。確かに長期的には前者のはっきりした持続的な低落傾向と後者の増大傾向から長期的な対抗関係を読み取ることが出来るが、

表8 利潤分配率、賃金分配率、外的制約要因

< 第1次産業 >

	$\pi/V1$	$Y1/V1$	外1計
1980	76.7	6.7	16.6
1985	71.1	10.0	18.9
1990	68.9	14.4	16.7
1995	65.4	10.4	24.2
2000	60.1	12.1	27.8

< 第2次産業と第3次産業 >

	$2/V2$	$Y2/V2$	外2計	$3/V3$	$Y3/V3$	外3計
1980	31.6	44.2	24.1	30.5	51.0	18.5
1985	29.8	42.5	27.7	27.9	53.4	19.9
1990	29.5	45.4	25.1	25.0	53.4	21.6
1995	19.1	49.9	30.2	21.1	54.2	24.6
2000	24.1	43.5	32.4	23.3	50.7	26.1

図7-1 第1次産業の分配率と外的制約要因：%

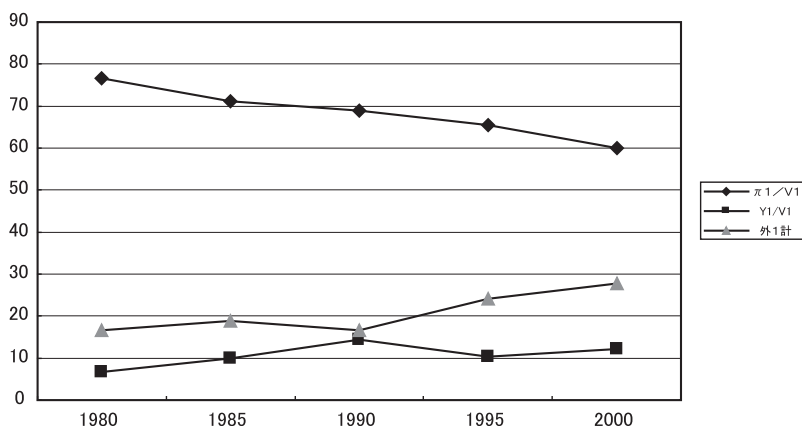


図7-2 第2次産業の分配率と外的制約要因：%

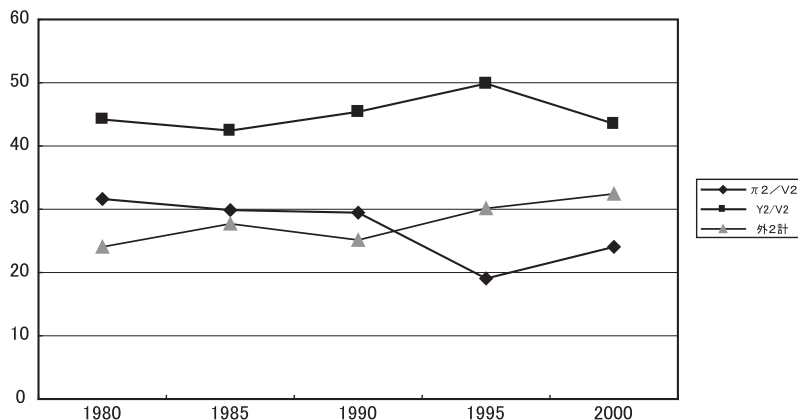
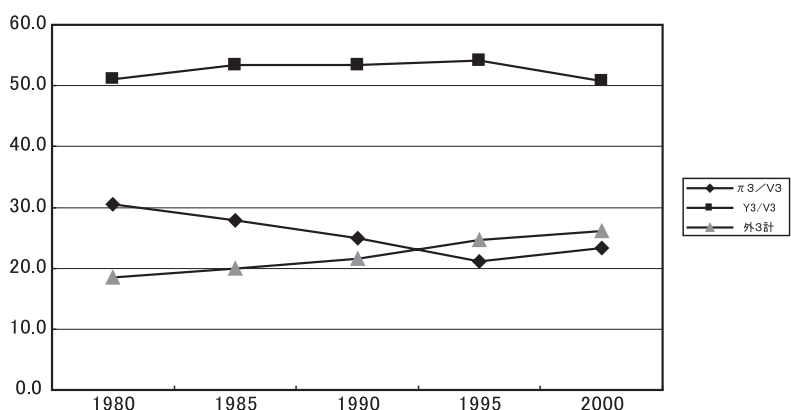


図7-3 第3次産業の分配率と外的制約要因：%



1985～'90年に賃金分配率の増大と利潤分配率の減少は確認されるものの、'90～'95年において賃金分配率が低落しているにもかかわらず利潤分配率も低落しているように明確な循環的な対抗関係は看取できない（これは賃金分配率の影響力が僅少であることと、むしろ90年代には外的制約要因の増大と利潤分配率の減少という対抗関係が顕著であることによる）。

一方、図7-2から第2次産業の場合、利潤分配率と賃金分配率とは長期的にも循環的にも対抗関係が明確である。後者の'85年～'95年における増大と'95～2000年における減少は前者の同期間における減少と増大が対応

している。その場合外的制約要因の'90～'95年における増大が重なり、利潤分配率が'90～'95年において急激に低落していることが注目される。この対抗パターンは第3次産業においても基本的に確認される（図7-3）。但し、第3次産業の賃金分配率の1980～'95年における上昇、'95～2000年における下降は緩やかであり、これに外的制約要因の'80～'95年における直線的な増大と'95～2000年における緩やかな増大が加わって、第3次産業の利潤分配率の'80～'95年における明確な直線的減少、'95～2000年における回復が確認される。

以上は、各部門内部における両分配率の対

抗関係の相違を見たのであるが、今度は2つの分配率それぞれについて部門をまたがる関係を調べるために用意したのが図8-1、8-2であり、これは各部門の利潤分配率と賃金分配率の「平均偏差率」を計算し、図示したものである。

見られるように第2、第3次産業は、利潤分配率においても賃金分配率においても平均（ゼロの横軸）近傍で相互に近接した変動を見せ共通の競争環境におかれていることを予想させる。これに対して第1次産業は両分配率において平均と第2、第3部門から著しく

かけ離れた変動を見せている。すなわち利潤分配率では平均水準と第2、第3部門に比して著しく高い水準を変動し、賃金分配率では著しく低い水準での変動を示しているのである。

§3 第1次産業の経営主体

では、このような第1部門の分配率動向の特異性をどのように理解すべきであろうか。県の従業者総数は2000年で155万6千人であり、その構成は、第1次産業に13万9千人（9%）、第2次産業に51万4千人（33%）、

図8-1 部門別営業余剰分配率の平均偏差率：%

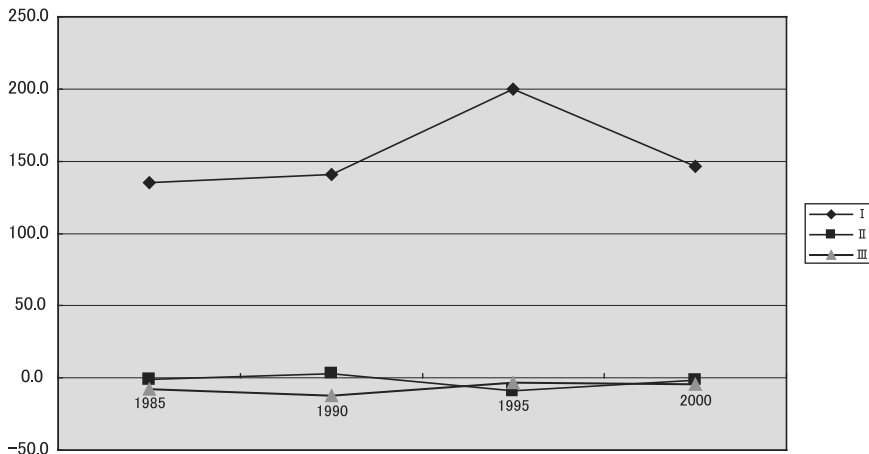


図8-2 部門別雇用者所得分配率の平均偏差率：%

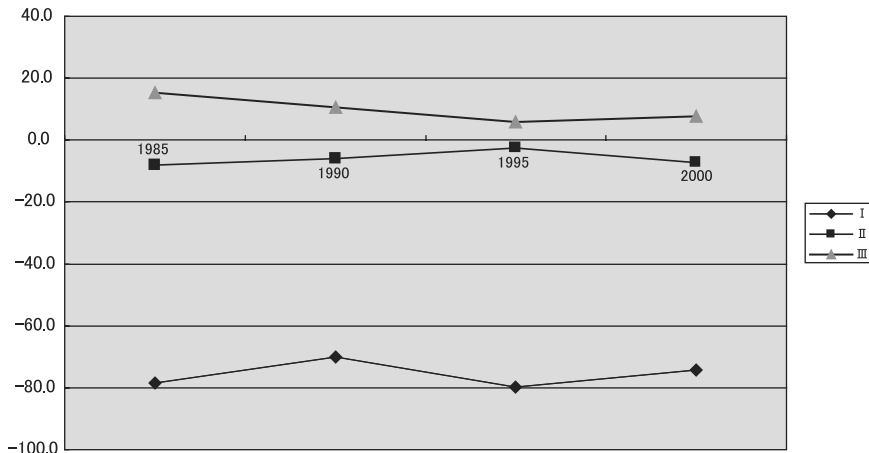


表9 部門別の雇業者種類別シェア (%)

	< 第1次産業 >		< 第2次産業 >		< 第3次産業 >	
	I1	Lk1	I2	Lk2	I3	Lk3
1985	96.0	4.0	14.7	85.3	18.6	81.4
1990	94.5	5.5	14.6	85.4	15.2	84.8
1995	95.1	4.9	13.8	86.2	12.3	87.7
2000	88.5	11.5	13.1	86.9	13.0	87.0

(注) Lk1,2,3 = 第1, 2, 3部門の有給役員・雇業者

第3次産業に90万人(58%)である。従業者総数(L)は「個人業主・家族従業者」(I)と「有給役員・雇業者」(Lk)との合計であるから、これらの部門別配分状況をシェアで求めたのが表9である。

見られるように、第1次産業では「個人業主・家族従業者」が従業者の96~89%を占め、「個人業主」経営が支配的であることが示される。「有給役員・雇業者」は'95年まで5%と僅少であるが、2000年に12%と'90年代後半に急増していることは要注意である。他方、第2次、第3次産業はその反対に「個人業主・家族従業者」のシェアが10%台にとどまり、「有給役員・雇業者」が80%台と圧倒的である。これは、第2、3次産業が、「会社(企業)」型経営が圧倒的であることを意味している。

章§2の冒頭で注記したように、産業連関表の営業余剰()は、企業の「純利潤」だけでなく個人業主・家族従業者の「所得」も含んでおり、後者は純利潤だけでなく家族の生活費に充当される雇業者所得(賃金)を含んでいる。第1次産業の従業者の95~89%が個人業主・家族従業者によって占められることは、第1部門の営業余剰()が純利潤だけでなく家族生活費(賃金)をふくむ「付加価値額」としての特徴を強く持つことを意味し、3部門で最大水準にある利潤分配率($1/V1$)は個人業主・家族従業者の経営と生活を保障する意義を持っているのである⁽⁹⁾。(しかしそれを支える条件は、間接税

マイナス補助金率($T1/V1$)が'80年代の負値から'90年代の正值へ大幅に転換したことに示されるように急速に崩壊していることは後述される。)それ故第1次産業では、「個人業主」部門 営業余剰()、「集合経営(企業)」型部門 雇業者所得という具合に分割して考察することが可能であると判断される。

これに対し第2、第3部門では従業者に占める個人業主・家族従業者のシェアが10%台にとどまり、有給役員・雇業者が圧倒的なシェアを占めることは、第2、第3次産業の営業余剰()と雇業者所得($Y2, Y3$)が同質の企業型経営を基盤として生産された純付加価値の「純利潤」と「賃金部分」という特徴を強く持つことを意味していると考えられる。

§4 第2次及び第3次産業の利潤分配率の均等化

そこでわれわれは、共通の競争基盤にあると考えられる第2次、第3次産業に焦点を当てる。次の図9は、2つの分配率それぞれについて両部門間の動向を対比している。また表10は2つの分配率それぞれの部門間格差を算定したものである。

図9の注目点は2つの組み合わせ、($2/V2$ と $3/V3$)と($Y3/V3$ と $Y2/V2$)である。前者は1995年を別にして第2次産業が第3次産業を上回っている($2/V2 > 3/V3$)が、格差はきわめて小さい(平均格差1.3。表10)。

図9 第2次、第3次産業の利潤分配率と賃金分配率：％

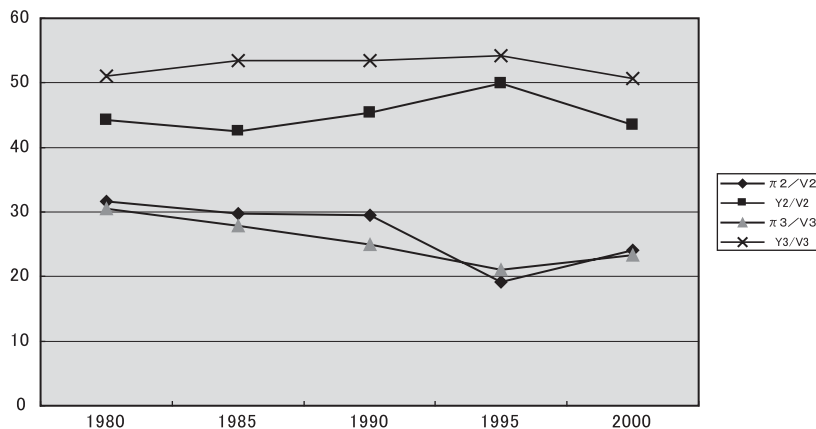


表10 分配率の部門間格差：％

	Ⅱ/V			Ⅲ/V		
	左項の 相対格差率	格差の 平均偏差率		左項の 相対格差率	格差の 平均偏差率	
1980	1.1	3.6	- 12.7	6.8	15.4	- 8.6
1985	1.9	6.8	50.8	10.9	25.6	46.5
1990	4.5	18.0	257.1	8.0	17.6	7.5
1995	- 2.0	- 9.5	- 258.7	4.3	8.6	- 42.2
2000	0.8	3.4	- 36.5	7.2	16.6	- 3.2
平均	1.3	4.9	0.0	7.4	16.5	0.0

注：Ⅱ/Vの - = Ⅱ/V2 - Ⅲ/V3

相対格差率 = (Ⅱ/Vの -) / (Ⅲ/V3) * 100

格差の平均偏差率 = ((Ⅱ/Vの -) - 平均) / 平均 * 100

言い換えれば、利潤分配率の両部門間を通ずる「均等化」(Ⅱ/V2 = Ⅲ/V3)を看取することが可能である。後者は一貫して第3次産業が第2次産業を上回っている(Ⅲ/V3 > Ⅱ/V2)が、ほぼ一定の格差(平均格差7.4)をもった並行的変動を示している。すなわちここでも大略的・概的に見れば恒常的格差をもった「均等化」(Ⅲ/V3 = Ⅱ/V2 + 7.4)を想定することが可能である。(但し賃金分配率は変動の起動因、利潤分配率は変動の結果因という区別に基づいて基本的な相違点があることは直ぐ後述される)。

では、このような両産業に利潤分配率均等化をもたらす根拠はどこにあるのか。両産業

の利潤分配率、賃金分配率、外的制約要因を掲げた表8と図7-2、7-3を再び参照されたい。賃金分配率と外的制約要因が利潤分配率を決めることは既に述べたが、全期間を通して第3次産業の賃金分配率が第2次産業を上回っている(Ⅲ/V3 > Ⅱ/V2)こと、そのとき同時に第2次産業の外的制約要因が第3次産業の外的制約要因を上回っている(外2 > 外3)ことに注目すべきである。すなわち第3次産業ではⅢ/V3が相対的に大きいことよってⅢ/V3が相対的に小さくなると予想されるが、そのとき第3次産業の外的制約要因が相対的に小さいことよってⅢ/V3の相対的縮小が抑制されているのである。

同様に第2次産業では、Y2/V2が相対的に小さいことによって 2/V2が相対的に大きいことを予想させるのだが、そのとき第2次産業の外的制約要因が相対的に大きいことによって、予想された 2/V2の相対的増大を抑制しているのである。第2次、第3次産業をまたがる賃金分配率と外的制約要因の、このような特殊な配分構造こそが両部門間における利潤分配率の均等化を作り出している。

(更にこれらの根拠を追求すれば、資本集約的か労働集約的かという生産技術の相違、単純労働か複雑労働か、肉体労働か知識集約型労働かという区別の他に、更に規制、税制、補助金などの産業政策の相違にまで遡らねばならないであろう。)

以上を踏まえて整理したものが表11とそれを図示した図10である。

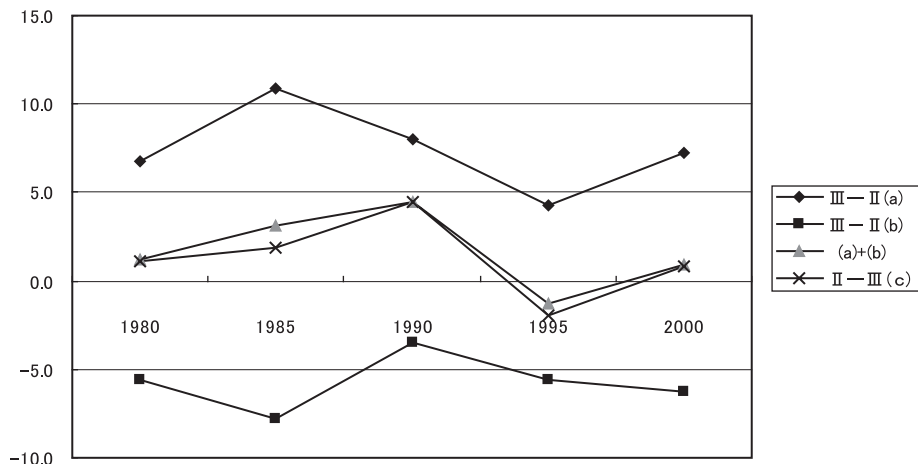
表11では、先ず左から第2次、第3次産業

表11 第2次、第3次産業の利潤分配率格差と決定要因：%

	<賃金分配率> 同格差		<外的制約要因> 同格差			
			- (a)		- (b)	
1980	51.0	44.2	6.8	18.5	24.1	- 5.6
1985	53.4	42.5	10.9	19.9	27.7	- 7.8
1990	53.4	45.4	8.0	21.6	25.1	- 3.5
1995	54.2	49.9	4.3	24.6	30.2	- 5.6
2000	50.7	43.5	7.2	26.1	32.4	- 6.3

	<利潤分配率> 左の格差			
	(a)+(b)			- (c)
1980	1.2	30.5	31.6	1.1
1985	3.1	27.9	29.8	1.9
1990	4.5	25.0	29.5	4.5
1995	- 1.3	21.1	19.1	- 2.0
2000	0.9	23.3	24.1	0.8

図10 第2次、第3次産業の利潤分配率格差と決定因：%



の賃金分配率が与えられ、その格差が求められる (- (a))。次に両部門の外的制約要因計の格差が与えられる (- (b))。そして両格差の合計から利潤分配率の両部門格差が求められる ((a) + (b))。これは、

(c)と理論的には同じであるが、計算上は四捨五入の丸めによって喰い違いが生じている)。

表から直ぐ分かることは、この期間を通して (Y2/V2) が (Y3/V3) より小さいが、同時に第2次産業の外的制約要因が第3次産業のそれより大きいため、(Y2/V3) が小さいことから期待される (2/V2) の増大を抑制していること、他方、第3次産業では (Y3/V3) が (Y2/V2) より大きい、同時に第3次産業の外的制約要因が第2次産業より小さいため、(Y3/V3) が大きいことからもたらされると期待される (3/V3) の減少が抑制されていることである。すなわち、賃金分配率と外的制約要因の両部門間における特殊な配分構造が利潤分配率の均等化傾向の基礎となっているのである。

もう少し細かく見ると図10から、賃金分配率格差(a)は1985年に大きい、それは図9が示すように (Y2/V2) が相対的に小さいからで、その時同時に外的制約要因格差(b)

がより小さくなっている (マイナス数値の絶対値が大きくなっている) ことが、両格差の合計 ((a) + (b))、つまり利潤率格差(c)を一層小さくしている。'90~'95年には反対に賃金分配率格差(a)が小さくなるが、これは図9が示すように (Y2/V2) が相対的により大きく増大し (Y3/V3) に下から接近したためである。しかしそのときには外的制約要因格差 (b) は増加傾向 (マイナス数値の絶対値は1985年の -7.8から'95年の -5.6へ減少傾向) をとっているから、ここでも両部門の利潤分配率の均等化傾向が確認されるわけである。これは、図10の中央に走る(a) + (b)線や(c)線がゼロの横軸から大幅に乖離することがないことに示されている。

§5 利潤・賃金比率 (/Y)

最後に /Y、利潤・賃金比率 (あるいは営業余剰・雇用者所得比) に注目しよう。これは、 /Y = (/V) / (Y/V) であるから、利潤分配率を賃金分配率で除して求められる総合概念である (これを価値タームに翻訳するとマルクスの「剰余価値率」となる)。表12は利潤・賃金比率の各部門の動向を示しており、図11 - 1はこれを図示したものである。また図11 - 2は第2、3次産業の /Y

表12 営業余剰・雇用者所得比と変化率

	1/Y1	2/Y2	3/Y3	/Y
1980	11.46	0.71	0.60	0.76
1985	7.12	0.70	0.52	0.65
1990	4.78	0.65	0.47	0.59
1995	6.28	0.40	0.39	0.42
2000	4.96	0.55	0.46	0.52

(変化率)				
1985	- 37.8	- 1.9	- 12.7	- 13.8
1990	- 32.8	- 7.6	- 10.3	- 9.4
1995	31.3	- 38.6	- 17.1	- 28.3
2000	- 21.1	38.9	18.2	22.1

図11 - 1 3部門の営業余剰・雇業者所得比：％

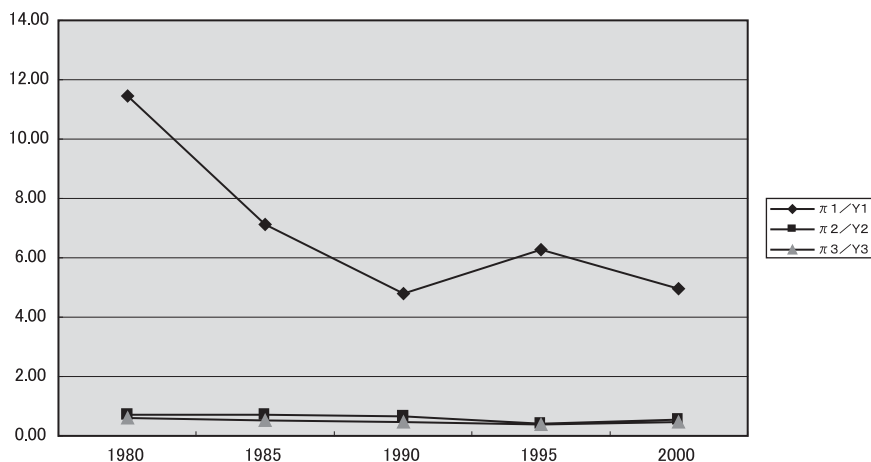
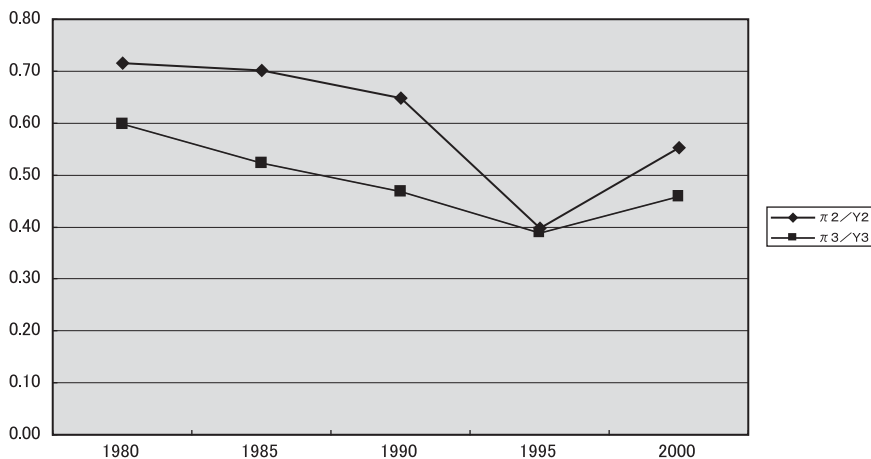


図11 - 2 第2次、第3次産業の営業余剰・雇業者所得比：％



をクローズアップしたものである。

まず、図11 - 1 から第1次産業の利潤・賃金比率 ($1/Y1$) が第2、第3次産業のそれからかけ離れた高水準にあることが明らかである。その特異性は、最大の利潤分配率 ($1/V1$) と最小の賃金分配率 ($Y1/V1$) の組み合わせに基づいている。一方、変化の面では、1980～'90年における大幅減少、'90～'95年における回復、その後'95～2000年における再度の減少が示されるが、これは、利潤分配率 ($1/V1$) と賃金分配率 ($Y1/V1$) の独自の変動の組み合わせに基づいている

(表7 - 1と表8)。すなわち、 $1/V1$ は1980～2000年を通して一貫して減少しているのに、 $Y1/V1$ が循環変動を含む増大傾向をとっているためである(1980～'90年の増大、'90～'95年の減少、'95～2000年における回復)。これは、個人業主・家族従業者 ($I1$) のこの期間における持続的減少、他方、有給役員・雇業者 ($Lk1$) あるいは有給役員を除く雇業者 ($Ln1$) の循環変動を含む増大傾向に対応していることは後述される。

そこで図11 - 2へ移り、第2次、第3次産業の利潤・賃金比率 ($1/Y$) に注目しよう。

ここでは3つの特徴が示されている。

- (1) 利潤・賃金比率は、第2次産業が第3次産業を一貫して上回っていること ($2/Y2 > 3/Y3$) が示される。
- (2) 両産業はともに1980～'95年にかけて持続的に減少し、ともに'95年を底(底値は $2/Y2 = 0.40$ 、 $3/Y3 = 0.39$ で均等である)として2000年に向けて回復・増大している。
- (3) 変化の仕方では、($3/Y3$) は直線的に減少し、回復も緩やかであるが、($2/Y2$) の方は'90年までの緩やかな減少の後、'90～'95年に急激に減少し(-39%。表12)、'95～2000年には急激な増大(+39%)というダイナミックな変動を示している。

以上のポイントは(2)である。先ず前1995年期間(1980～'95年)において両部門ともに賃金分配率と外的制約要因がともに増大しているから両部門の利潤分配率は必ず減少し、賃金・利潤比率(Y/V)も当然減少する。その時両部門の利潤分配率が均等化しつつ減少していることに注意すべきである(この理由が、賃金分配率の両部門間における配分の大小関係、これと正反対の外的制約要因の配分大小関係という特殊な組み合わせによることは既に見た)。そしてこの期間の $2/V2$ $3/V3$ を前提すれば、 $Y3/V3 > Y2/V2$ であるから当然 $2/Y2 > 3/Y3$ が帰結される((1)の理由)。しかし変化の面では図9が示しているように、第2次産業の賃金分配率の増加率が第3次産業のそれを上回り、 $Y2/V2$ は1995年に近づく程 $Y3/V3$ に接近し、'95年には殆ど均等化していることに注意すべきである(賃金分配率の平均格差7.4に対し'95年の格差は4.3である。また、このことが(3)を説明する)。その結果、'95年において利潤分配率が均等している($2/V2 = 19.1$ 、 $3/V3 = 21.1$)ときに、賃金分配率も均等化している($Y2/V2 = 49.9$ 、 $Y3/V3 = 54.2$)ので

あり、そのことこそが両部門の利潤・賃金比率の'95年における均等化を実現しているのである($2/Y2 = 0.40$ 、 $3/Y3 = 0.39$)。
($2/V2$) / ($Y2/V2$) ($3/V3$) / ($Y3/V3$)、つまり($2/Y2$) ($3/Y3$) 0.40である。すなわち、両部門の利潤・賃金比率はこの期間持続的に低下し、'95年には底値に達したが、それは「均等底値」であることに注意すべきである。

1995年、両部門の利潤分配率も利潤・賃金比率も「底値」という下限に達し、両産業は一つのアブノーマルな危険圏に突入したのである。資本主義産業として生き延びるためには、利潤分配率は反転し、増大しなければならないのである。'90年代後半において両部門の外的制約要因は緩やかに増大し続けているから(図7-2、7-3)、利潤分配率の回復は賃金分配率の反転・縮小によってのみ実現される。変化の起動因に向かって反撃が開始された。後1995年期間('95～2000年)、両部門の賃金分配率は減少し、利潤分配率は回復したのである。

雇用者賃金率と「雇用調整」

われわれは3部門の「費用・供給構造」分析の最終局面に到達した。課題を明確にするため 章までの検討で得られた次の2点が前提されなければならない。

- (1) 第1次産業と第2次、第3次産業とでは分配率の取り扱いが区別されなければならない。第2次、第3次産業では同質の企業型経営を基盤とする賃金分配率(Y/V)と利潤分配率(Y/V)との直接的な対抗関係を考えることが出来る。ところが第1次産業では、一方で個人業主型経営における個人業主・家族従業者(I1)と利潤総額($Y1$)、他方で集合型(企業型)経営における有給役員・雇用者(LK1)と賃金総額($Y1$)という具合に区分して考察しなければならないのであ

る。

(2) 賃金分配率 (Y/V) は利潤分配率 (π/V) に対しては変化の起動因であるが、それ自身は決して「操作変数」、あるいは「政策変数」ではありえない。それは賃金分配率に「粗付加価値額」(V) が含まれているからで、 4章では粗付加価値生産性 (V/L) の V の決定が生産技術、労働、市場、法制度に依存することが述べられた。各部門の賃金総額 (Y ; 雇用者所得総額) を決定する2要因、賃金率 (Y/Lk) と有給役員・雇用者数 (Lk) が政策(操作)変数であり、これらは各部門における需給関係、労使関係、経営者の意思などによって決定される。

ここで従業者数 (L) でなく有給役員・雇用者数 (Lk) を取り上げ、賃金率も (Y/L) でなく (Y/Lk) を取り上げるのは、 4章のように第1次産業では従業者 ($L1$) が個人業主・家族従業者 ($I1$) と有給役員・従業者 ($Lk1$) とに分割して検討されるからであり、 第2次、第3次産業でも L にかえて Lk を選択し3部門共通の分析用具とするためである(第2次、第3次産業では $Lk2$ 、 $Lk3$ が従業者総数 ($L2$ 、 $L3$) の8割台を占めており、これらに代替できる)。

そこでまず、第1次産業から検討するが、第1次産業の雇用者所得と決定因をまとめたのが表13-1である。見られるように、第1

次産業だけは表左半分の「集合型」経営のデータと並んで表右半分に「個人業主型」経営のデータを掲げてある。

まず、第1次産業では個人業主経営と企業型経営を通して県生産総額 ($X1$) が'85~2000年の全期間で持続的に減少し、第1次産業が構造的な危機状況にあることが示される。これは個人業主経営では、利潤総額 (π) の持続的な減少に現れているが、担い手である「個人業主・家族従業者」($I1$) がそれを上回るスピードで減少していることが注目される。利潤総額の減少は持続的な需要 ($X1$) 減少に加えて外的制約要因の急増(特に間接税マイナス補助金率をめぐる法制度の変更)によるが、個人業主・従業者の急減は利潤減少による経営難に加えて後継者不足、異業種への転業によると考えられる。図12-1を参照されたい。

ここから個人業主・家族従業者 ($I1$) が27万人('85年)から12万人(2000年)へ半減すること、それによって個人業主・家族従業者1万人当たり利潤額(「所得」)は増大していることが注目される。これは、休耕地の賃貸借などを通ずる個人業者経営への集積が進行していることを予測させる。

一方、第1次産業の「集合型(企業型)」経営(表13の左側)では、有給役員・雇用者数 ($Lk1$) と彼ら千人当たり賃金率 ($Y1/Lk1$)

表13-1 第1次産業の雇用者所得と決定因(億円;千人;I1のみ万人)

	Y1	Y1/Lk1	Lk1	π	$\pi/I1$	I1	X1
1985	337	30.4	11.1	2400	90.3	26.6	6185
1990	494	37.9	13.1	2363	106.1	22.3	6050
1995	343	36.1	9.5	2155	116.8	18.5	5767
2000	319	19.9	16.1	1582	128.4	12.3	4861

(変化率)

1990	46.6	24.5	17.7	-1.5	17.5	-16.2	-2.2
1995	-30.6	-4.8	-27.1	-8.8	10.1	-17.1	-4.7
2000	-7.0	-44.9	68.8	-26.6	10.0	-33.2	-15.7

とが対照的な動きを示す点が要注意である。

図12 - 2を参照されたい。確かに1985～'90

年にはLk1も賃金率も共に増大しているが、

また'90～'95年には共に減少しているが、'95

図12 - 1 第1次産業の個人業主・家族従業者と「所得」

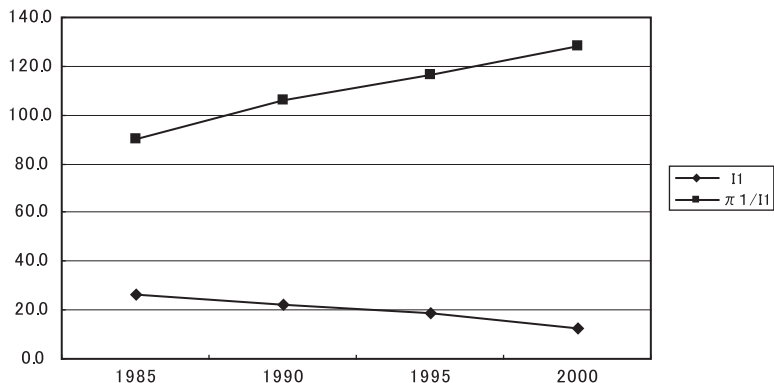


図12 - 2 第1次産業の雇用者と賃金率 (億円/千人)

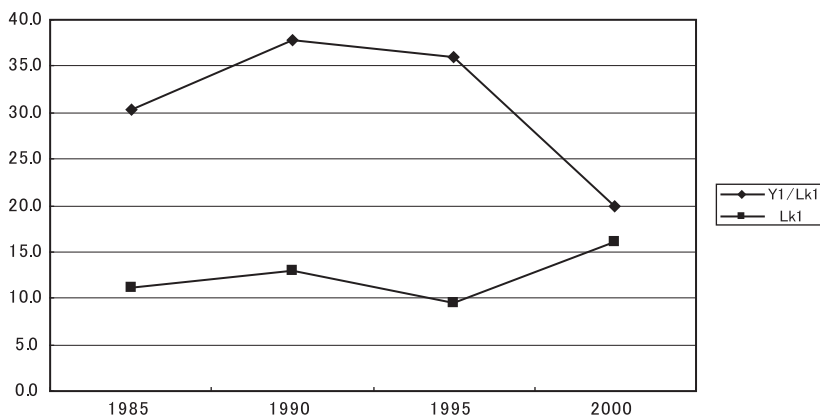


表14 - 1 有給役員・雇用者数 (Lk) と (有給役員を除く) 雇用者数 (Ln) : 人

	L k 1	L k 2	L k 3	L k (計)	Ln1	Ln2	Ln3	Ln(計)
1985	11085	426132	487461	924678	10523	405743	460422	876688
1990	13050	466711	645717	1125478	12566	436102	608107	1056775
1995	9513	482512	747582	1239607	8736	446914	705185	1160835
2000	16057	447768	783882	1247707	15386	417893	739800	1173079

(Lk計に占めるシェア)

(LkにしめるLnのシェア)

1985	1.2	46.1	52.7	100.0	94.9	95.2	94.5	94.8
1990	1.2	41.5	57.4	100.0	96.3	93.4	94.2	93.9
1995	0.8	38.9	60.3	100.0	91.8	92.6	94.3	93.6
2000	1.3	35.9	62.8	100.0	95.8	93.3	94.4	94.0

～2000年においては賃金率（Y1/Lk1）の大幅減少にもかかわらずLk1はかなり大幅に増大しているからである。Lk1は'85～'90年期間においても'95～2000年期間においても増大しているが、後の期間ではLk1の内容は「日雇・臨時」へと根本的に変化しているのである。

そこで表14-1を照されたい。

第1次産業における有給役員・雇用者数（Lk1）は県全体では1%程で極めて少ないが、Lk1のうち90%以上を占める、有給役員を除く雇用者数（Ln1）に注目しよう。表14-2を参照されたい。

雇用者数（Ln）は「常用雇用者」（Nj）と「臨時・日雇」（Nt）⁽¹⁰⁾に区分される。第1次産業の区分は1985年には65：35であったが、2000年には53：47と臨時・日雇が雇用者数の半分に接近している。臨時・日雇の変動は表右欄の変化率（GR）に示されるように顕著である。図12-2で見たとように、雇用者賃金

率（Y1/Lk1）の'95～2000年における大幅低下と雇用者数（Lk1）の増大はともに臨時・日雇の急増（+245%）によって説明されるであろう。これこそが後1995年期間における急激な賃金率の低下をもたらしたものであり、第1次産業の構造的危機への集合型経営の対応策であると考えられる⁽¹¹⁾。

第2次、第3次産業ではどうか。表13-2を参照されたい。

両産業の県内生産額（X）でみると、第2次産業は'85～'90年に22%増大した後、'90～'95年0.4%と停滞し、'95～2000年には-5%とはっきりと減少に転じるが、第3次産業は'95年まで30%台の高度成長を維持し、'95～2000年においてもプラス成長（+8%）を維持している。両部門の雇用者所得（Y）の動向も表13-2に示されるとおり、ほぼ同様な変化を示しているが、その決定因（雇用者数と賃金率）に区分して図示しものが図13-1、図13-2である。

表14-2（有給役員を除く）雇用者（Ln）の種類別構成（NjとNt）：人；%
<第1次産業>

	Ln1	Nj1	Nt1	Nj1(%)	Nt1(%)	Nj1(GR ; %)	Nt1(GR ; %)
1985	10523	6859	3664	65.2	34.8		
1990	12566	6979	5587	55.5	44.5	1.7	52.5
1995	8736	6633	2103	75.9	24.1	- 5.0	- 62.4
2000	15386	8127	7259	52.8	47.2	22.5	245.2

表13-2 第2次産業と第3次産業の雇用者所得と決定因（億円；千人）

	Y2	Y2/Lk2	Lk2	X2	Y3	Y3/Lk3	Lk3	X3
1985	14884	34.9	426.1	113885	19049	39.1	487.5	57160
1990	22736	48.7	466.7	138641	27291	42.3	645.7	77956
1995	26455	54.8	482.5	139200	36672	49.1	747.6	101340
2000	21531	48.1	447.8	132681	36512	46.6	783.9	108920

(変化率)

1990	52.8	39.5	9.5	21.7	43.3	8.2	32.5	36.4
1995	16.4	12.5	3.4	0.4	34.4	16.1	15.8	30.0
2000	- 18.6	- 12.3	- 7.2	- 4.7	- 0.4	- 5.0	4.9	7.5

前1995年（1985～'95）年期間においては第2次産業では賃金率（ $Y2/Lk2$ ；有給役員1千人当り億円）の伸び率が雇員数（ $Lk2$ ）の伸び率を一貫して上回り、賃金率主導の雇員所得の発展が見られるが、第3次産業ではむしろ雇員数（ $Lk3$ ）が発展を主導し、

賃金率（ $Y3/Lk3$ ）は'90～'95年になって急増し雇員数の伸び率に追いついている。第3次産業の $Lk3$ の増大は表14-3に示される通り、常用雇員数の増大であること注意すべきである。

前1995年期間における両部門雇員所得の

図13-1 第2次産業の雇員数（万人単位）と賃金率（億円/千人）

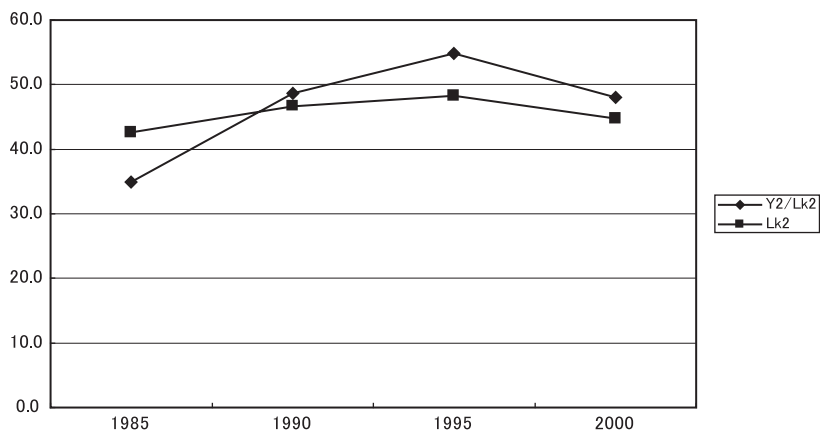


図13-2 第3次産業の雇員数（万人）と賃金率（億円/千人）

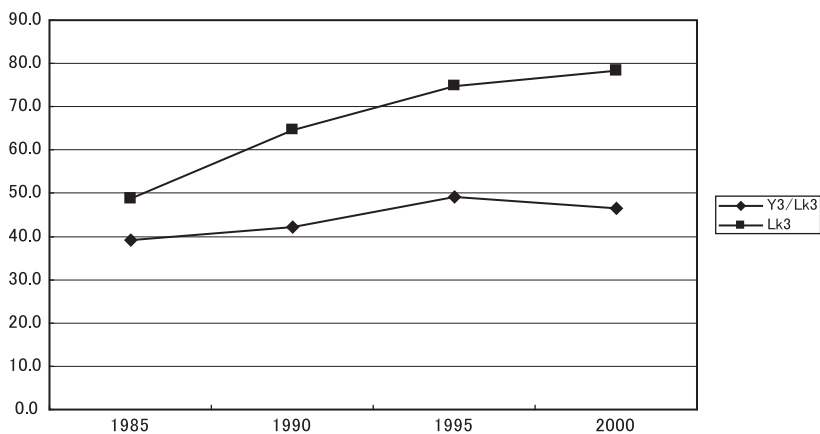


表14-3 (有給役員を除く) 雇員 (Ln) の種類別構成 (NjとNt) : 人 ; %

< 第2次産業 >

Ln2	Nj2	Nt2	Nj2(%)	Nt2(%)	Nj2(GR ; %)	Nt2(GR ; %)
1985	405743	372648	33095	91.8	8.2	
1990	436102	403479	32623	92.5	7.5	8.3 - 1.4
1995	446914	412622	34292	92.3	7.7	2.3 5.1
2000	417893	405293	12600	97.0	3.0	- 1.8 - 63.3

< 第3次産業 >

	Ln3	Nj3	Nt3	Nj3(%)	Nt3(%)	Nj3(GR ; %)	Nt3(GR ; %)
1985	460422	412514	47908	89.6	10.4		
1990	608107	548456	59651	90.2	9.8	33.0	24.5
1995	705185	667833	37352	94.7	5.3	21.8	- 37.4
2000	739800	718958	20842	97.2	2.8	7.7	- 44.2

表15 1995～2000年における変動パターン(変化率:%)

< 第1次産業 > < 第2次産業 > < 第3次産業 >

Y1/Lk1	- 44.9	Y2/Lk2	- 12.3	Y3/Lk3	- 5
Lk1	68.8	Lk2	- 7.2	Lk3	4.9
Nj1	22.5	Nj2	- 1.8	Nj3	7.7
Nt1	245.2	Nt2	- 63.3	Nt3	- 44.2

発展パターンの相違は後'95年期間（'95～2000年）の変動パターンに繋がるが、その特質はなお詳しく整理されるべきものである。後1995年期間における動向を第1次産業も含めて要約すると表15となる。

第2次産業では1995～2000年期において賃金率主導の低落が見られる。すなわち、賃金率減-12%に対し有給役員・雇用者数の減が-7%である。雇用減の中身は常用雇用者数の減(変化率-2%、絶対数7千人減)と臨時・日雇の減(変化率-63%、絶対数2万2千人減)であり、雇用調整の中心は臨時・日雇の減少にある。つまり、賃金の大幅低落と臨時・日雇の大量解雇が後'95年期間の第2次産業のパターンである。

第3次産業では賃金率の減少-5%に対し、有給役員雇用者数がこの時期にも+5%と増大し続けていることが注目される。雇用増の中身は変化率で常用雇用者数+7.7%増加に対し、臨時・日雇は-44%と減少している。しかし絶対数では常用雇用者数の増加5万1千人に対し、臨時・日雇は1万7千人弱の減少である。すなわち、臨時・日雇の減少をはるかに上回る常用雇用者の増大が進行したのである。しかも同時に-5%の賃金率の減少が進行していること、その結果第3次産業の

雇用者所得(Y3)は-0.4%と殆ど停滞しているのである(第2次産業のY2の変化率は-18%)。これは第3次産業において雇用制度や賃金体系において構造的な改変があったことを予想させるものである。いずれにせよ、常用雇用者増と賃金率低下が後1995年期間における第3次産業のパターンである。

一方、第1次産業のパターンは、表15に示されるように賃金率の大幅低下(-45%)と有給役員・雇用者数の大幅増大(+69%)であるから、一見第3次産業のパターンを拡大した様に見える。だがその中身は、第3次産業とは正反対である。常用雇用者の23%増、絶対数増加1.5千人に対し、臨時・日雇の245%増加、絶対数では5千人の増加である。言い換えれば、第1次産業の後1995年期間における変動パターンは、臨時・日雇の大幅増大と賃金率の大幅低落である⁽¹¹⁾。

以上からわれわれは、1985年～2000年におけるさまざまな内容を持つ「雇用調整」と賃金率(Y/Lk)の動向を概観できた。ここからわれわれは起動因にむかって遡行することが出来る。賃金率を粗付加価値生産性で割ったものが賃金分配率である($V/Lk = (Y/Lk) / (V/Lk)$;ただし各項の分母はLではなくLkである点に注意)。すなわち、粗付

加価値生産性 (V/Lk) はマクロ経済的に決定されるが (章参照)、これと操作変数、

賃金率から賃金分配率が決まる。そこで、これら3者の比較が可能なように賃金率を千人

表16 賃金分配率(%)と決定因 (Y/Lkの単位は億円/千人)

< 第1次産業 > (V/Lkの単位は億円/百人)

	Y1/V1	Y1/Lk1	V1/Lk1	1/V1	外1
1985	10.0	30.4	30.5	71.1	18.9
1990	14.4	37.9	26.3	68.9	16.7
1995	10.4	36.1	34.6	65.4	24.2
2000	12.1	19.9	16.4	60.1	27.8

(変化率)

1990	44.0	24.5	-13.8	-3.1	-11.6
1995	-27.8	-4.7	31.9	-5.1	44.9
2000	16.3	-44.9	-52.7	-8.1	14.9

< 第2次産業と第3次産業 >

	Y2/V2	Y2/Lk2	V2/Lk2	Y3/V3	Y3/Lk3	V3/Lk3
1985	42.5	34.9	8.2	53.4	39.1	7.3
1990	45.4	48.7	10.7	53.4	42.3	7.9
1995	49.9	54.8	11.0	54.2	49.1	9.0
2000	43.5	48.1	11.0	50.7	46.6	9.2

(変化率)

1990	6.8	39.5	30.6	0.0	8.2	8.1
1995	9.9	12.5	2.4	1.5	16.0	14.3
2000	-12.8	-12.3	0.6	-6.5	-5.0	1.7

図14 - 1 第1次産業の賃金率 (億円/千人)、付加価値生産性 (億円/百人)、賃金分配率 (%)

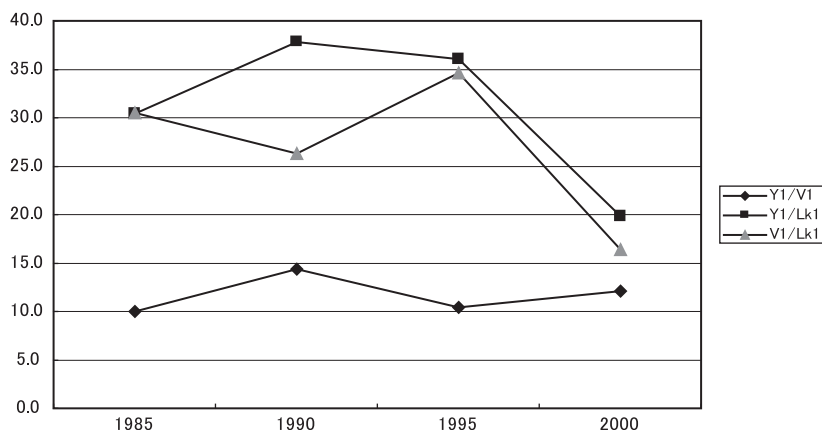


図14 - 2 第2次産業の賃金率 (億円/千人)、付加価値生産性 (億円/百人)、賃金分配率 (%)

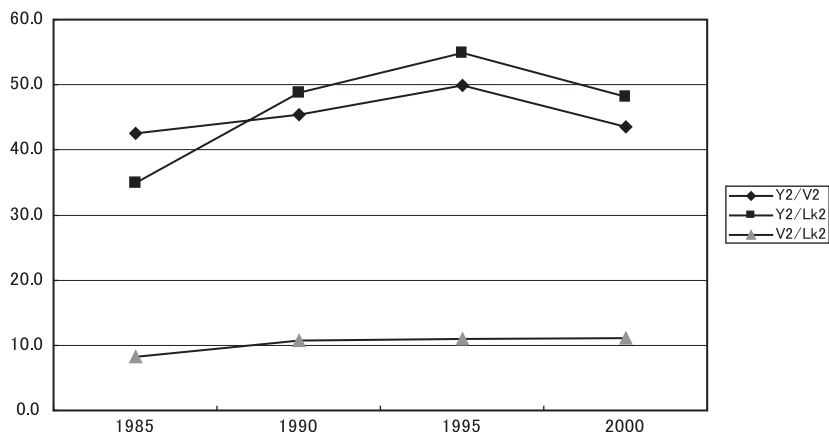
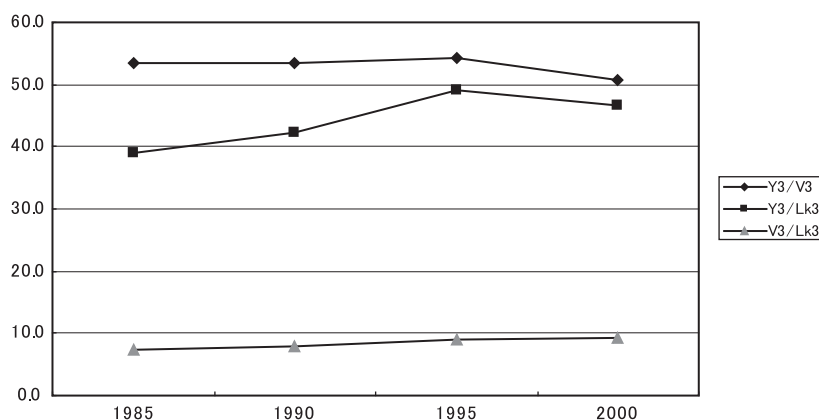


図14 - 3 第3次産業の賃金率 (億円/千人)、付加価値生産性 (億円/百人)、賃金分配率 (%)



単位のLkで、粗付加価値生産性を百人単位のLkで算定したのが表16である。

また、図14 - 1、14 - 2、14 - 3 はこれを図示している。

見られるように、第2次、第3次産業は説明が容易である。両産業ともに、前1995年期間において賃金率の伸び率が粗付加価値生産性のそれを上回っていることが、この期間における賃金分配率の増大をもたらしている。しかし後1995年期間では既に見たように賃金率は低落している一方で、粗付加価値生産性が微増している（第2次産業+0.6%、第3次産業+1.7%）から賃金分配率は両部門とも減少しているのである。両部門の違いは、

概して粗付加価値生産性が両部門とも緩やかな伸び率であるのに対して第2次産業の賃金率が95年を境としてダイナミックに変動していること、それによって第2次産業の賃金分配率もよりダイナミックに変動している点にある。

ところが、第1次産業の変動は特異である。図14 - 1に見る通り、第1次産業の粗付加価値生産性 (V1/Lk1) が第2、第3次産業のそれに比して著しく不安定に変動しているからである。それはLk1が小規模で不安定に変動しているからで(表14 - 1)、下表に示される通りである。

(変化率; %)	1990	1995	2000
V1/Lk1	- 13.8	31.9	- 52.7
V1/L1	19.2	16.8	11.4

それ故、賃金率 ($Y1/Lk1$) の変動が粗付加価値生産性 ($V1/Lk1$) を経由して賃金分配率 ($Y1/V1$) に伝えられる場合、変動が '85 ~ '95年のように増幅され、'95 ~ 2000年には歪められることになる(このとき賃金率は -45%と大幅に低下するが粗付加価値生産性はそれ以上に低下する(-53%)ため賃金分配率は増大している!)。だが問題は、賃金分配率が及ぼす利潤分配率への影響である。第1次産業の場合賃金分配率が利潤分配率に及ぼす影響は副次的であり、むしろ外的制約要因による影響が顕著である(その例外は '85 ~ '90年期間であり、このとき外的制約要因が低落し賃金分配率が増大して、利潤分配率は小規模ながら減少している)。

こうしてわれわれは、第1次産業の分配率の取り扱いに留意しつつ、賃金率から賃金分配率へと辿ることができた。そして 章へ戻り賃金分配率から利潤分配率へ、更に 章の従業者利潤率と労働生産性の議論へ回帰することができる。

<むすび>

3部門それぞれの「生産力体系」は何か。この問いに対するわれわれの回答は、各部門における労働生産性 (X/L) が従業者利潤率 (π/L) に集約される全過程に生産力体系が表されるということである。そこに含まれる問題点は次の2点である。

(1) 労働生産性 (X/L) に粗付加価値係数 (V/X) を乗じて粗付加価値生産性 (V/L) が形成されるとき、粗付加価値形成にかかわる全ての契機が考慮されなければならない。すなわち資本集約的か、労働集約的か、あるいは知識集約的かという産業部門の生産技術の差異に加え、特許・ブランド・カルテル・

談合、更に食糧安保のための農業保護、ガス・水道・電気の公共料金制、福祉国家政策による医療・介護・社会福祉の公的料金制など競争規制をもたらず諸要因が係わる。これらは個別諸産業の研究によって具体的に解明されねばならない。

(2) 粗付加価値 (V) がこのようにマクロ的に決定されるとしても、その決定を締めくくるのは、賃金率と雇用者数、つまり雇用者所得 (Y) であり、また利潤総額 () である。言い換えれば、粗付加価値 (V) の決定とそれの分配要因 (Y 、) の決定とは同時に行われる。われわれは 章 § 3 では「2段階の調整プロセス」と述べて、粗付加価値生産性 (V/L) が第1段階で決定され、第2段階でそれに利潤分配率 (π/V) を乗じて従業者利潤率 (π/L) がもたらされるとした。これは、従業者利潤率の定式を前提し、そこに含まれる諸要因を論理的に順序だてて記述しなければならなかったためである。

しかし、第1次産業における最大の利潤分配率 (π_1/V_1) は、外的制約要因によって個人業主経営を維持するべく利潤額 (π_1) が決定されると同時に粗付加価値 (V_1) も決定されることによってもたらされたのである。外的制約要因は産業政策によって決定される。いかなる産業政策によってどのような外的制約要因にするか。それによって個人業主経営をどのように育成して行くべきか。今日、第1次産業は重要な岐路に立たされているのである。

但し第2次、第3次産業においては1995年危険関に突入した利潤分配率は、与えられた制約要因のもとで賃金分配率 (Y/V) を縮小させることによって回復した。これは、臨時・日雇の大量解雇や常用雇用者の雇用増のもとでの賃金率の引き下げによって雇用者所得 (Y) を圧縮し、相対的に利潤 () を増大させることによって、しかもその時同時に粗付加価値額 (V) が決定されることによ

てもたらされたのである。「雇用調整」と賃金率の切り下げがどのように行われたのか、人間的生活の維持の立場から個別産業研究によって明らかにされねばならない課題である。('060830校了)

<注>

(1) 文献番号 [1] ~ [7]。なお、本小論の図表に用いられた数値は全てこれに基づいており、煩雑さを避けるため出典箇所は省略している。第1次、第2次、第3次産業の内容については拙稿 [8] (文献番号 [8]) p23を参照されたい。

(2) 拙稿 [9] は、投入係数表と逆系列表を検討し、県3部門の相互関係に照明を当てようとしたものである。

(3) マルクス [10]、第1部、第4篇

(4) 梶井功 [11]

(5) c を不変資本、 Y を可変資本 (雇用者所得)、 V を資本減耗額、 W を剰余価値 (営業余剰) とすると、資本の有機的構成は c/Y であるが、投入額・粗付加価値額比は $c/V = (c) / (Y + W)$ である。但し、ここでは間接税マイナス補助金率や家計外消費支出率を無視している。

(6) 産業連関表の「営業余剰」は粗付加価値から雇用者所得 (労賃)、固定資本減耗、間接税マイナス補助金などを控除した「純利潤」に当たるが、同時に「個人業主・家族従業者」の所得をこれに含めている。後者は純利潤だけでなく労賃部分を含んでおり、個人業主経営が支配的な第1次産業の場合、営業余剰 (1) の意味は他部門と異なる点に留意である。 章の本文参照。

(7) マルクス [10]、第5章、ss202-206。

(8) マルクス風にいえば「特別剰余価値の生産」(マルクス [10]、第10章、ss329-330.)、現代風に言えば新しいビジネスモデルによる高収益の実現ということになる。

(9) 農業部門において「生産農業所得」と

して集計される数値はこれを代表している。関東農政局『いばらきの生産農業所得』(文献番号 [12])、農林省『生産農業所得統計』(文献番号 [13])を参照。

(10) 「常用雇用者」とは「常時雇用されている者で徒弟や見習いも含み、臨時・日雇又はパートタイマー等の名称で雇用されている者、1ヶ月以上の期間を定めて雇用されている者及び調査の前の2ヶ月にそれぞれ18日以上雇用されている者」(文献番号 [7] p62)を指し、「臨時・日雇」とは「1ヶ月未満の期間を定めて雇用されている者及び日々雇い入れられている者」(同上)を指している。

(11) 注(10)の常用雇用者、臨時・日雇の区分は通常の「正規雇用」、「非正規雇用」と異なり、「常用雇用者」は非正規雇用の1部を含み、「臨時・日雇」は非正規雇用の残りの部分に当たると考えられるが、雇用者区分は検討されるべき課題である。また、外国人労働者がどのカテゴリーに区分されているか、更に「不法残留外国人」の就業実態についてどうなっているかも明らかではない。この8月、千葉県養豚農家で雇用されていた月給9万円台の中国人研修生による殺人事件が報じられた。

<文献>

- [1] 茨城県企画部統計課『茨城県経済の構造 - 昭和55年茨城県産業連関表』(昭和59年3月)
- [2] 茨城県企画部統計課『茨城県経済の産業連関分析 - 昭和60年茨城県産業連関表 (解説編)』(平成元年12月)
- [3] 茨城県企画部統計課『昭和60年雇用表及び産業連関分析事例集』(平成2年3月)
- [4] 茨城県企画部統計課『平成2年茨城県産業連関表 (解説編)』(平成6年12月)
- [5] 茨城県企画部統計課『平成2年茨城県産業連関表 (雇用表編)』(平成7年12月)

月)

- [6] 茨城県企画部統計課 『平成 7 年茨城県産業連関表』 (平成12年12月)
- [7] 茨城県企画部統計課 『平成12年 (2000年) 年茨城県産業連関表』 (平成17年3月)
- [8] 「茨城県経済の構造と変化ー県産業連関表の検討ー」 『茨城大学生涯学習教育研究センター報告』、第 7 号 (2006年2月)
- [9] 「茨城県経済の基礎構造と其の変化ー3部門産業連関表の検討ー」 『茨城大学地域総合研究所年報』、第39号 (2006年4月)
- [10] K .マルクス 『資本論 』 (1867)、長谷部訳、河出書房 「世界の大思想」 18
- [11] 梶井功 『農地法的土地所有の崩壊』、筑波書房、1987
- [12] 関東農政局 『昭和63年いばらきの生産農業所得』 (平成 2 年 2 月)
- [13] 農林水産省 『平成15年生産農業所得統計』

雲揚号事件をめぐる一考察

The Unyongou Incident

金 光 男

- 1 : はじめに
- 2 : 雲揚号事件
 - < 艦長報告書 >
 - < 明治政府の事件処理 >
- 3 : 雲揚号の航跡
 - < 第一回朝鮮海路研究 >
 - < 第二回朝鮮海路研究 >
- 4 : 中期的視野からの分析
 - < 個々の事実 >
 - < 一連の事実 >
- 5 : おわりに

1 : はじめに

本論文の目的は1875年9月20日に発生したいわゆる雲揚号事件について、二つの視点から考察することである。二つの視点とは、すなわちある時点で発生した事件自体をそのものとして重視する視点と、そのある時点で発生した事件自体に連なっている発生以前と以後を含む因果の連関を重視していく視点である。これはいわば歴史的視野に立って社会現象を把握していこうとする視点である。

ここで二つ目の視点で問題となってくるのは、どこまで遡ればよいか、そしていつまでその影響が及んでいるのかということであろう。ある現象の前後をどこで区切ったらよいのかという問題は、それを解釈し評価する私たちの問題意識によって異なっているだろう。篠原一は、歴史政治学の構築をめざして中距離理論の必要性を説いている [篠原：1986]。篠原の述べるごとく中距離かどうかは相対的

なものであるが、少なくとも政治現象を分析する場合、歴史的に積み重ねられて来た「所与」の状況から一定の限られた可能性を選び取っていく政治的営みの時間幅をもった「過去」と「未来」を包み込む視点が必要であろう。

本論ではまず雲揚号事件そのものを日本側資料に基づいて事件を「再現」することに努める。これは歴史的事件の表象を時系列的に追っていくのみならず、事件に直接関わっていく人間の行動をも可能な限り「再現」することを試みたい。その上で、事件前後の時間幅を本事件と直接的かつ深い関わりがあると思われる1873年頃から1876年までの間をとって、本事件の「歴史政治学的」意味を再検討したい。なお、本論における引用箇所等の()内は本論筆者による補足である。

2 : 雲揚号事件

19世紀後半の朝鮮はきびしい鎖国政策をとっていた。1866年にフランス艦隊七隻が朝鮮の首都（漢陽；現ソウル）に至る水路漢江の出入り口にある江華島水域に侵入した。朝鮮政府はそれを軍事力によって打ち払った（丙寅洋擾）。1871年にはアメリカ艦隊五隻がおなじく江華島水域に侵入したが、これも打ち払われた（辛未洋擾）。当時、江華島水域は首都を守る要であり、朝鮮王朝政府のもっとも重要な水域の一つであった。ところが日本海軍の艦船一隻によって脆くもこの江華島水域に展開されている陣営が打ち破られ、朝鮮は

開国することになった。本章では、この江華島水域および漢江河口における日本海軍軍艦雲揚号と朝鮮側砲台陣営との間で発生した事件の経緯及び明治政府の処理について日本側の資料(ただし一部漢字を現代表記に改めた)に基づいて整理する。

< 艦長報告書 >

1875年9月20日、海軍少佐井上良馨の指揮する軍艦雲揚号が江華島水域に進入して朝鮮側と砲撃戦を交え、海兵による上陸戦闘が発生した。雲揚号艦長の政府への報告書「雲揚船朝鮮ニ於テ砲撃ニ遇フ始末」[朝鮮交渉資料<上>]によれば、およそ以下のような経過で事件が起こった。

井上艦長は、対馬海域を測量した後で朝鮮東南および西海岸から中国の牛荘まで航路研究をするよう命令を受けて出艦した。朝鮮西海岸から牛荘へと向かう途上で「艦中之蓄水ヲ胸算スルニ牛荘ニ至ル港口マデ艦裏ニ給ウルコト難ク、故ニ艦ヲ港湾ニ寄せ、良水ヲ蓄積セント欲スト云ヘドモ、當艦ハ不俟言、我艦船未會航之海湾ニテ、良港之間此海底之深淺審ナラズ、故ニ既刊ノ海図展観研究スルニ、特ニ江華(マ)島之邊京畿道ヨリ河口ノミ概略之深淺ヲ記載スル之ノ便ヲ得、針路ヲ同方位ニ転ジ、九月十九日暫月瓦島(島名)ニ沿ヒ投錨ス。翌日同所抜錨江華島ニ向ヒ航海シ、鷹島ヲ北西ニ望ミ暫時抜錨ス。固ヨリ此近海吾未航未開之地ナルガ故ニ、士官ヲシテ探水或ハ請水セシムルモ、北目名安親ヲ端船ニ乗リ江華之島南ヲ航シ河上ニ溯リ、第三砲台ノ近傍ニ至ル。航路狭小岩礁尤多ク河岸ニ囁目スレバ即一小丘ニ陳営ノ如キアリ、又一層之低地ニ一砲台アリ、此邊ニ上陸良水ヲ請求セントシ、右営門砲台前ヲ航過セントスルヤ、突然彼ヨリ我端船ヲ目的トシ銃砲ヲ交射スル事尤激烈、<略>、」

要するに、艦備蓄の水が欠乏して牛荘までの航海に耐えられないと判断し良水を補給し

ようとして、持参の海図に江華島水域の水深が記載されていた為、針路を同方位に転じた。この初めての海域故に短艇を出して水を探し請う為に漢江を遡行していたところ砲台陣営があったので、その辺りに上陸して良水を求めようとしたところ、朝鮮側から突然に激しい「銃砲」の交射を受けた。この様に、事件発生の一原因は朝鮮側の突然の「銃砲」交射であると報告されている。しかも雲揚号が真水を求めて不慣れな海域に端船(短艇、小型ボート)を出して上陸しようとしていた時に発砲された。

かくして発砲を受けた端船は「弾路ヲ避ント」して「回艇セントスルヤ逆潮ニ阻ラレ、又上陸シテ其所ヲ尋訪セントスルヤ、弾丸局注航路不得、進退殆窮危険愈迫ル。於之去テ一艇防禦一身保護ニ決シ、水夫ニ命ジ小銃ヲ彼砲台ニ発射セシメ、来朝ノ号令ヲ発シ、危窮ヲ我艦ニ報ジ徐ニ退航ス。既ニシテ本艦号令ノ時令ニ応ジ、国旗ヲ檣上ニ掲ゲ航来シ、<略>、直ニ各砲ヲ答発ス。彼レ又発射各互ニ撃弾丸飛飛ス。、<略>、此時我百拾斤四拾斤ノ両砲ヨリ発射スル弾丸台檣ニ命中シ破却スル迄認得ス。此機ニ乗ジ上陸其所ヲ尋問セントスト雖ドモ、海潮最浅ク着岸スル不能、又上陸スト雖トモ兵員僅少ニシテ談判其利ナキヲ近思シ、山戦ノ命ヲ下ス。<、略>、士官ヲ指揮シ海兵水夫廿二名ヲ引率セシメ、端艇二艘ヲ乗出シ既ニ着発セントスル時、彼ヨリ砲射ノ為我艇又発砲シテ上陸ヲ欲スト雖、海浅フシテ艇近キ難シ。僅ノ兵員奮激直ニ入水大喝一聲城門ニ肉薄ス。、<略>、乗機各士官兵夫々分率シ、北門ニ西門ニ東門ニ並撃ス。彼大二潰ユ。此挙ヤ敵死スル者三十五名、我水夫兩名又疵傷ヲ負。其他敵之逃走スル者大凡四五百名、生擒者上下合セテ拾六名、<略>、。城中 盡ク灰燼トナル、<略>、」

艦長報告書によれば、以上のようにして雲揚号は反撃し朝鮮側の砲台陣営を灰燼とし大勝した。朝鮮軍の損害は死者35名、捕虜16名

そして400～500名の敗走となった。これに対して日本軍はわずか2名の負傷者が出たのみで「砲台陣営の砲銃剣銃旗章単級兵出楽器等」を戦利品として捕獲し、そのまま長崎港へ帰り事件を政府へ電報にて報告した。

< 明治政府の事件処理 >

事件後いち早く日本政府は外務卿寺島宗則から英米仏をはじめとする各国在日公使宛に次のような文書（十月三日付）を出して事件の初報を伝えている。「九月廿日我雲揚艦朝鮮國都近海江華ト申邊へ航行小艇ヲ下シ測量致候處同國砲台ヨリ砲致候二付其所以相糾シノ為相迫候處砲弾頻ニ飛来リ候コヘ其日八引揚ケ翌廿一日ニ至リ懸合ノ為再ヒ進艦致候折柄又候砲致致シ候ヨリ無據砲門ヲ開キ答致致シ終ニ上陸砲台焼拂大小砲三十六挺分捕リ長崎迄引取候、<略>、」[日本外交文書<8>]。すなわち、雲揚号は9月20日に江華水域で小艇を出して測量をしていたところ、朝鮮側砲台が砲撃してきたので、なぜ砲撃するのか聞き質す為さらに接近していったところ、砲弾がしきりに飛来してくるのでその日は引き上げた。翌日、話し合う為再び雲揚艦を進ませたところ、またもや砲撃してきたので止むを得ず砲門を開いて応戦し、ついに上陸して砲台を焼き払い大小の兵器を捕獲して長崎まで帰った、と日本軍艦の行動を説明している。さらに加えて明治政府はロシアや清国にも事件報告をして日本艦船の行動はいわゆる「正当防衛」だったとの趣旨を説明している。明治政府は早くから諸列強に対して本事件の説明をすることにより日本の「正当性」を主張していた。

そして事件直後に日本政府外務省は釜山から長崎に帰っていた森山茂理理事官に対して9月30日付け電信で「春日艦ニテ韓地へ渡リ人民保護ノ處分ヲ為ス可シ雲揚艦ノ件ニ付朝鮮政府ヨリ東萊府使ヲ以テ問ヒ来リ事アラハ其儀ハ我委任中ノ事ニアラス本国朝廷へ奏聞ノ

上返辞アル可シト答へ置キ委シク其旨ヲ申シ越ス可シ」と指示し再度釜山へ派遣する。事件直後には政府方針の具体的な細目はまだ定まっていなかったようである。釜山に再度派遣された森山理事官から寺島外務卿宛の上申書（10月4日付）には、朝鮮側の情勢を詳しく報告すると同時に「雲揚一件」に関して「訓導（官職）大丘（テグ市）行等内議相整ひ候上は如何なる妄擧も難計候へは此未久敷對峙の間到底無事と否やは彼か所為に因るなれは何分速かに後令を給はり候様無之ては緩急相應し難く實に掛念不少事勢深く御洞察祈上候」と政府からの指示を懇願している。[日本外交文書<8>]

政府部内において太政大臣、右大臣、参議などが本事件について協議した。この事件対処の状況を知る上で貴重な文書、すなわち参議木戸孝允の建議書（10月5日）を少し長くするが一部引用したい。「長崎ノ電報ニ據ルニ。前月二十日。我力軍艦朝鮮海ニ於テ。彼力不意ノ砲撃ニ遇ヘリ。我力艦遂ニ進戦シ。其砲台ヲ毀チ民屋ヲ火シ。而シテ退ケリト。朝鮮交際ノ成否ニ於テ。我力政府ノ力ヲ茲ニ用フルコト久シ。今忽此事ニ及フ。是レ朝鮮終ニ我ト絶セリト為ス可キ力。朝鮮ノ事國論紛々。連歳未止マス。昨年(マ)八既ニ此ニ因リテ政府ノ变革ヲ生シ（征韓論争により西郷、板垣、江藤ら下野）。去春ハ又此ニ因リテ九州ノ騷擾ヲ起セリ（佐賀の乱）。今ヤ天下ノ議者必紛々競ヒ起ラントス。政府豫メ一定ノ廟略ヲ以テ其義務ヲ盡シ。其責ニ任セスンハアル可ラス。蓋去年我力小田縣人及琉球藩人ノ横逆ヲ受クルニ因リテ。政府罪ヲ台湾二問ヘリ（台湾出兵）。況ヤ今日ノ事。我力帝國ノ旗章ニ向ヒ。故無キノ暴撃ヲ加フルニ於テヤ。夫レ朝鮮ハ台湾ト異ナリ。我力官吏人民現ニ其國ニ在リ。捨テ之ヲ問ハサルニ付ス可ラス。必ス至當ノ處分ヲ以テ我力帝國ノ光榮ヲ保チ。、<略>、然レトモ略ヲ定ムルニ形勢アリ。事ヲ施スニ先後順序アリ。徒ニ世

ノ議者ノ慄輕ナル論議ニ從ヒ。其流ヲ逐ヒ其波ヲ揚ク可ラス。若シ政府豫メ廟略ヲ立テ。其施行ノ順序ヲ一定セハ。之ヲ以テ臣ニ任セヨ、<略>、征韓ノ論起ルニ至リテ。臣深く内治ノ未洽カラサルヲ憂ヒ。内ヲ先ニシ外ヲ後ニスルノ論ヲ主張セリ。且朝鮮亦未明ニ征スヘキノ罪アラサルナリ。今則暴撃ヲ我軍艦ニ加ヘ。明ニ我ニ敵セリ。於是乎我内治ニ於テ未洽キ能ハスト雖。亦徒其内ヲ顧ミ其外ヲ棄ルコト能ハサルモノアリ。臣ノ思想モ亦是ニ於テ一變セサルコトヲ得サルナリ。然レトモ事ニ先後アリ。順序アリ。今朝鮮我力軍艦ヲ砲撃シ。我力兵既ニ戦ヲ開ケリ。然レトモ我力釜山浦ニ在ルモノ猶尚依然タルナリ。未以テ朝鮮我ニ絶セリトナシ。直ニ兵ヲ加フ可ラス。朝鮮ノ支那ニ於ケル。現ニ其正朔ヲ奉セリ。其交際ノ相親結スル、<略>、則我力朝鮮ノ顛末ヲ拳ケテ一タヒ之ヲ支那政府ニ問ヒ。其中保代辦ヲ求メサル可ラス。支那政府其屬邦ノ義ヲ以テ。我ニ代リテ其罪ヲ誦メ。我力帝國ニ謝スルニ至當ノ處置ヲ以テセシメハ。我亦以テ已ム可シ。若シ支那政府中保代辦スルヲ肯セスシテ。之ヲ我力帝國ノ自處辦スルニ任セハ。我乃始テ其事由ヲ朝鮮ニ詰責シ。穩當ノ處分ヲ要スヘシ。彼若シ終ニ肯セサレハ。其罪ヲ問ハサルヲ得ス。然リ而シテ用兵ノ道ハ必ス之ヲ彼我ノ情形ニ視サル可ラス。則我力會計ノ贏縮(伸びることと縮むこと)。攻戦ノ遲速。必ス其宜ヲ權リ以テ萬全ノ地ニ立タサル可ラス、<略>、」[日本外交文書<8>]

この木戸の建議が認められ辦理大臣すなわち「現地交渉」の最高責任者として内定した。だが突然木戸が病気に倒れた為、12月に參議黒田清隆を特命全權辦理大臣に任命する。全權派遣に先立ち、明治政府は清国北京駐劄特命全權公使森有禮を通じて以下の旨を清国政府に報知している。

すなわち「我政府ハ大清政府ニ對シ親睦ノ誠意ヲ重ズルガ為ニ、駐劄使臣ニ命ジテ特ニ

大清衙門ニ抵リ朝鮮ニ係レル左ノ事件ヲ報知セシム、<略>、乃チ九月二十日我火輪船一艘牛莊ニ向テ駛往シ、朝鮮江華島ノ邊ニ在テ將ニ淡水ヲ需ントス。俄ニ陸地砲台ノ為ニ轟撃セラレ、<略>、我政府ハ朝鮮政府ノ心意ノ在ル所ヲ知ラズ、<略>、今特命全權辦理大臣ヲ發遣シ、一面ハ江華島ノ事ヲ問ヒ、被ル所ノ暴害ノ補償ヲ求メ、一面ハ益懇親ヲ表シ、彼ノ要領ヲ得、言好ニ歸シ以テ三百年ノ旧交ヲ続カシメント欲ス、<略>、敢テ多事ヲ好マズ、未ダ朝鮮ノ果シテ平穩ナル辦法ヲ為スコトヲ保セザルガ為ニ、兵船ヲ將テ使臣ヲ護セザルコトヲ得ズトモ、<略>、但事隣並ニ係ルヲ以テ、大清政府ニ告グルニ此一ノ案ノ趣由ト我趣意ノ向フ所トヲ以テシ、以テ我政府ノ大清政府ト誠ヲ推メ隱スコト無ク悃誼貳ツ無ノ主意ヲ表スルヲ須要トス、<略>、」[朝鮮交渉資料<上>]。

かくして、明治政府は特命全權大使黒田清隆に対して以下のごとく「訓條」と「内諭」によって具体的に指示する[朝鮮交渉資料<上>]。訓條においては「一、<略>、雲揚艦砲撃ノ事、<略>、我國旗ノ受タル汚辱ハ応ニ相當ナル賠償ヲ求ムベシ。一、然レドモ朝鮮政府ハ未ダ頭ハニ相絶ツノ言ヲ吐カズ、<略>、我ガ政府ハ敢テ親交全ク絶ヘタリト看做ザズ。一、故ニ我主意ノ注ク所ハ交ヲ続クニ在ルヲ以テ、今全權使節タル者ハ和約ヲ結ブコトヲ主トシ、彼能我ガ和交ヲ修メ貿易ヲ廣ムルノ求ニ順フトキハ、即此ヲ以テ雲揚艦ノ賠償ト看做シ承諾スルコト使臣ノ委任ニ在リ。一、右兩個ノ成効ハ必ず相連貫シテ結局スベシ、<略>、」そしてもし和議が成立すれば徳川氏の旧例に拘わらず更に歩を進めて次の条件を満たすべしとし「一、兩國臣民ハ両政府ノ定メタル場所ニ於テ貿易スルコトヲ得ベシ。一、朝鮮國政府ハ釜山ニ於テ彼我人民自由ニ商業ヲ営マシムベシ。且江華府又ハ都府近方ニ於テ運輸便宜ノ場所ヲ撰ビ日本臣民居住貿易ノ地ト為スベシ。一、都府ト釜

山又八他ノ日本臣民貿易場トノ間ニ日本人往来ノ自由ヲ許シ、朝鮮政府相當ノ扶助ヲ加フベシ。一、日本軍艦又ハ商売船ヲ以テ朝鮮海何レノ所ニテモ航海測量スルコトヲ得ベシ、
<略>、一、彼我人民ノ紛争ヲ防グ為ニ貿易ノ地ニ領事官ヲ置キ貿易ノ臣民ヲ管理ス」としている。これにより黒田全権の主たる交渉目的はあくまでも「交易条約」の締結であり釜山および江華府または首都近郊の利便のよい場所の開港であり日本領事館の設置などであったことが解る。

さらに内諭においては交渉が決裂した場合の理由を三点ほど想定して、使節の対処方法について具体的に指示している。この対処方法は全体として圧力をもって臨むもので、軍事的脅威すら仄めかすものであった。ただし軍事的手段を使わずに交渉にて日本側の満足する結果が得られれば「我が朝鮮政府ニ求ムル所ノ件々ニ付其必要ナラザル部分ハ兩國ノ幸福ナル和好ヲ重ズルガ為ニハ臨機酌宜シテ我が意ヲ降シ、彼レノ言ヲ申フルコトヲ得ベシ」としながらも「左ノ数項ハ必ず我が初議ヲ執ルヲ要スベシ。一、釜山ノ外江華港口貿易ノ地ヲ定ム 一、朝鮮海航行ノ自由 一、江華事件ノ謝辞」という点は譲れない項目であると明記している。

明治政府は、10月の雲揚号事件通報に引き続き、12月9日付けで黒田辦理大臣の朝鮮派遣の趣旨を寺島外務卿から各国駐劄日本公使を通じてイギリス、ロシア、イタリー、フランス、ドイツ、オーストリア、アメリカなどの諸国に通達している。全権大使一行の警護の為に軍艦三艘を連ねて朝鮮江華島に行く目的は、朝鮮を開国して貿易を拡張し且つ雲揚号事件のような「暴動無之の為の談判」をする為であるから、この点報知し「御心得として」了解するよう求めている。当時の「国際社会」に対して用意周到な外交を展開している。なかでも当時の日本の「国力」から判断して最も慎重にならざるを得なかった清国に

対して、その態度動向を警戒し情報収集と外交的接触に努めた。12月14日には上海在勤の総領事から岩倉右大臣に宛てて「英人ドン氏來館申出候ニハ近頃信用スヘキ清官ノ説話ヲ聞キ得タルニ若シ日本ヨリ高麗ヘ進兵ノ擧アラハ現今ノ勢ニテハ必ラス清國政府兵カヲ以テ高麗ヲ援クル旨ノ確言アレハ暗号ヲ以テ可申上旨申來候ニ付、
<略>、日清ハ交際ノ國ナレハ窃カニ兵器軍資等ヲ貸与スル邊ハ從今推知難致事、
<略>、」[日本外交文書<8>]というように清國がどう出てくるか警戒し外交的考慮を重ねていた。

外交的な準備、根回しをする一方で、明治政府は交渉が日本側の満足する成果を得られなかった場合を想定して「萬一ノ場合出征セシム可キ軍司令官ヘノ詔命案」を準備し「陸軍辞令」を交府して具体的な人選に取り掛かった。明治政府は軍事的選択肢を排除してはいなかった。朝鮮征討師団司令長官には陸軍少将大山巖が任命された。かくして1876年1月末、特命全権黒田清隆、副全権井上馨を筆頭にして随員三十名、護衛兵800名を六隻の艦隊に搭乗させ江華島に派遣し、2月26日に江華島条約(日朝修好条規)が締結された。

3：雲揚号の航跡

1875年4月末の対朝鮮交渉にあっていた日本国理事森山茂は、日本政府に、書契問題の打開のために、大院君が引退した隙をねらって軍艦による武力示威と交渉とを併用することを上申ししていた。当時の外務卿寺島宗則は、太政大臣三條実美、右大臣岩倉具視、海軍大輔川村純義と協議して、軍艦春日、雲揚、第二丁卯をもって朝鮮近海で示威行動をおこなうことを決定した。この決定を受けて、雲揚号に朝鮮沿岸および海路の研究航海の命令が下った。以下、二回にわたる「海路研究」航海を雲揚号乗り組み士官の詳しい記録によって見ていこう。

< 第一回朝鮮海路研究 >

ここで雲揚号のそれまでの足取りを史料「朝鮮国回航雑誌」によって詳しく見ていく。この史料は当時の雲揚艦乗組士官だった海軍少尉立見研、海軍少尉角田秀松、海軍少尉補神宮寺純<禾卒>の三名により記録されたものである。いわば「航海日誌」のようなものであると考えてよいだろう。上記三名は明治8年5月朝鮮国海路研究の命令を受けて、釜山浦に向かい「数ヶ月(マ)」停泊した後、朝鮮半島東海岸を回航し江原道を経て咸鏡道永興府に停泊し、帰路、慶尚道迎日縣を經由して釜山に戻るまでの、航路、島嶼観察、海岸測量、沿岸陸地の地形風俗など詳しく観察し記録するよう命じられていた。

この「朝鮮国回航雑誌」によれば、軍艦雲揚号は明治「八年五月二十日午後九時五十四分二肥前国唐津湾ヲ抜錨十時十分方向ヲ北二定メ帽子島ニ向テ」航行した。途中海路を研究しながら釜山に入港したのは25日だった。釜山入港後、ただちに艦長以下士官数名が草梁項(地名)の日本公館に向き、外務官員に「韓地ノ事情ヲ問尋シ卒テ韓地ヲ徘徊セン事ヲ諾スルニ森山氏日館郭ヨリ外出スル能ハザルハ定約ノ一条ナリト故ニ案内者ヲ請テ郭内ヲ徘徊シ、<略>、韓人ノ家及其風俗ヲ觀察」する。一行は草梁公館で同年2月に派遣されていた森山茂外務少丞と会っている。この後、釜山港内と付近水域島嶼など測量調査を実施した。雲揚艦の乗組員たちは観測調査の為に幾度か半島本土や小島に上陸し、その地の人々と接触している。雲揚艦の短艇に乗り「先ツ釜山城ノ東ナル湾海ニ至リ測鉛ヲ試ル、<略>、測点ヲ定ンカ為メ上陸ヲ為スニ土人拒テ許サス此扁ハ釜山城ヨリ一岡ヲ距テタルノ村落ニシテ豊太閤英拳ノ時小西氏初メニ爰ニ上陸シ岡ヨリ城ヲ眼下ニ見テ第一ノ功ヲ立テシ処ナリト云、」と「感慨」を披瀝している。さらに後年日本海軍の石炭庫基地が設営された絶影島もこの時詳しく調査さ

れている。この島に石炭が採れるとの未確認情報および清水確保の可能性など艦船の補給基地として適していると報告している。

さてこの調査期間中の6月13日のこと、「午後一時十五分訓導官玄昔運外従属十五人余来艦早速艦長之ヲ舷門ニ迎ヘテ艦長室ニ請シ茶菓酒ヲ出シテ之ヲ饗ス彼唯自国ノ烟草ヲ吸シノミニテ他物ヲ食セス艦内ヲ一見スルニ彼一言以テ尋ヌル能クス故ニ艦長一々ヲ指示ス卒テ第二丁卯艦ト共ニ戦争訓練ヲ為ス彼レ砲聲ヲ聞ヤ否ヤ運用坐ニ俯臥シ手ヲ以テ耳ヲ掩フテ訓練ノ如何與砲聲ヲ見聞スル能ワス而シテ連シニ通訳官ノ衣袖ヲ引テ訓練ヲ止メンコトヲ暗示ス故ニ未タ接戦ノ業ニ至ラスシテ訓練ヲ止ム帰途第二丁卯艦ニ至ル艦長亦訓練ヲ見セン事ヲ戲言ス彼曰今雲揚艦ニ於テ砲聲ヲ聞キ大ニ頭痛ヲ生セリト云テ連リニ断ルト云抑韓人自傲然尊大ニシテ艦ノ梯ヲ上下スルヤ従属ニ手ヲ援レ小姓ノ十三四オノ童ニ烟管ヲ持セ吸フゴトキ八其童火ヲ着ケテ彼レニ捧ク而シテ心膽ノ懦弱ナル大卒子此類ナリ其装束タルヤ土人ノ正服モ異ナルナク唯浅黄ノ服ヲ紅ヲ以テ纏ヒ之レヲル靴ハ清国ノ靴ノ如ク同一タリ」と記録されている。まさに雲揚艦および第二丁卯艦の任務は調査研究のみならず、朝鮮政府側への示威行動でもあったことがこの記録から知ることができる。さらに現場を目の当たりに見た海軍士官の観察によれば、砲声に驚き身を座に伏せ耳を覆っている朝鮮政府派遣の官吏は度胸なく「懦弱」であり、従者を従えて艦内を煙管を吸いつつ歩く姿は傲慢で尊大であり、またその身なりも「土人ノ正服モ異ナルナク」、履いている靴は「清国ノ靴ノ如ク」であった。

この砲撃演習の前後、雲揚艦の艦長および士官たちは複数回日本公館に向いている。公館では、外務少丞森山茂理事官からおよそ以下のような説明を受けた。雲揚艦のみならず第二丁卯艦も釜山港水域をしきりに測量したり上陸して調査したことによって「韓人」

の気に障りその責任をとらされて朝鮮政府の通事(交渉担当官)の責任者が投獄されたこと、朝鮮兵5千の内兵器を装備している兵は5百に過ぎず、武官は「懦弱」であり童子でも「慙ツル所ナリト」。さらにフランス船が江華島水域にて朝鮮側から焼き討ちにあった事実および攘夷を進める大院君のことや朝鮮の政治状況に関しても相当具体的に説明している。

かくして雲揚艦は一カ月弱の期間釜山水域をくまなく調査し、6月20日に釜山港を出港した。それから朝鮮東海岸を測量して永興湾(ヨンフンマン)まで行き、6月29日に再び釜山港に入港し、7月1日長崎に帰港した。

雲揚艦は釜山から東海岸を北上して元山(ウォンサン)沖の永興湾まで示威行動を兼ねて測量調査し、わずか10日間で慶尚道迎日湾を経て折り返し釜山まで引き返している。その間(6/20~29)、石炭燃料、食料、真水などの補給をした可能性は極めて低い。なぜならば「朝鮮国回航雑誌」には燃料、真水、食料を補給したことが記されていないからだ。薪水や食料に関して記録されているのは、食料として「貝」を地元住民から購入したこと、および朝鮮側の問いに答えて薪水食料が欠乏したために上陸したという「理由」を述べたことが書かれているくらいである。実際に薪水食料を艦に運搬したとは何も書かれていない。軍艦にとって極めて重要な燃料、水、食料の補給について海軍士官が書き忘れる筈が無いと筆者は考えている。

薪水食料に関して少し具体的に述べよう。雲揚艦は東海岸の測量地理風俗その他広範にわたって調査しながら、しばしば停泊し、短艇を出して、海兵に武器を携行させ上陸し土地の人々とも接触している。帰路立ち寄った慶尚道迎日縣では、短艇により河川を遡行し上陸して朝鮮の武官と筆談している。そのなかで、どこから何のためにやって来たかという朝鮮武官の問いに、大日本帝国の東京から来たと答え、薪水食料が欠乏したためにやっ

て来たと言っている。さらに問いに答えて我艦の人員は200余名であり、官職姓名は「海軍佐官軍艦雲揚号上長官 姓藤原諱字良馨」と答えている。筆談終了後、沖合いの雲揚号にそのまま短艇で引きあげている。こうして雲揚艦は任務を終えて長崎に帰還した。

<第二回朝鮮海路研究>

日本に帰国した雲揚艦は再び9月に朝鮮半島南西部から西岸を北上し清国の牛莊(营口)まで水路研究の命を受けて出港する。この間の事情を、今度は艦長の井上良馨氏自身の口述『海軍逸話集』によって見ていきたい。以下引用が長いが雲揚号事件そのものの核心的部分であると思われる為、ここでは井上艦長自らの言うところに耳を傾けたい。

井上海軍少佐は以前から川村海軍卿に朝鮮行きを機会あるごとに願い出していた。ようやく明治8年(5~6月)朝鮮沿岸研究を許可され釜山に行き、当地で「森山茂、横山某と云う公使の様なものがいて、色々事情を話して呉れた」。そしていったん長崎に帰還するが「此の航海の途中で事件の概要を暗号電報に綴り置き、同港(長崎)に入港するや直に之を海軍卿に打電し、且つ弾薬が不足であるからと云うので、其の搭載を乞ふところ許可された。そこで喜んで鹿児島に廻航すると、<略>、朝鮮に事が起るかも知れぬと言った処、うんソーカと大に乗気になって(職工達)一同一生懸命になり、導環の摺り合せを行って、弾薬を搭載した。そして、<略>、長崎に来ると、果して海軍卿より東京か神戸に来いと云う命令があった」。かくして井上艦長は神戸にて海軍卿と会い「遂に支那の营口行の許可が出たので、<略>、大急ぎで出港し、長崎に廻航して、甲板や部屋まで袋詰にして載炭し、巨文島、済州島を経て、朝鮮西岸を巡航北上した。海図は曩に米佛が戦争をした時のものを横浜の西洋人が持って居るのを探がし出して来たが、実地に徴して見ると、丸

で當にならぬ。之を信用すると船が山に上る虞れがあるので、短艇で測量をしながら、航海を続行する有様であった。漸く仁川附近に投錨し、短艇で連れ潮に乗じて、士官や兵士を乗せて、水を求めに漢江を溯江させた。所が岸の上から射撃をされたので、直ちに応戦はしたが、塀に隠れて何も見えないから、此の暇に下江して、本艦をもって来る必要があると思って下江すると、運悪く逆潮で、<略>、夜に入って漸く本艦に帰った。<略>、此の侮辱に対し報復するため、直に戦闘の準備を為し、翌早朝に抜錨して本艦で漢江を溯江した。<略>、砲撃したところ敵は直ぐ沈黙してしまった。夕刻に、<略>、下江し、仁川附近より陸戦隊を上陸せしめた。<略>、突入した。一方には放火隊を設けて、各所へ放火せしめ、他の一隊は迂回して敵の退路を断ち、二三人を捕虜にし、大分銃殺もし、突殺もしたが、大部は散り散りに逃げ失せたので、<略>、捕虜を伴ひ帰艦した。後で太鼓とか其の他数種のを戦利品として収めた。捕虜に就て京城からの命令で打ったか、砲台の命令で打ったかを聞き糺したが、とうとう要領を得なかった。当時は士官も水兵も皆日本刀を持って居たものだから、捕虜の試斬をしたがっていたが、戦済んだ後、そんなことをするのは以ての外だ、助けてやれと言って帰してやった。「此の時陸上にいた生牛を艦に搬び、甲板に赤毛布を敷き、牛肉を食ひながら、夜は艦長も兵員も共に快飲夜を徹した」。以上が井上艦長の口述内容である。

上記口述を要約してみると、雲揚号の艦長は「朝鮮に事が起るかも知れぬ」と予測し、弾薬搭載が許可され海軍卿と協議した上、長崎で甲板や居住区まで袋詰め石炭燃料を満載し（当然食料真水も積込んでいると考えられる）、海図は先に米佛が戦争をした時、すなわち1866年江華島侵入したフランス艦隊、1871年同じく江華島侵入したアメリカ艦隊との戦闘時のものをわざわざ横浜の西洋人が所

持っているのを探がし出して入手している。さらにその海図がでたらめで信用できないので測量しつつ航行し「漸く仁川附近に投錨」した。さらに、短艇を出して水を求めに漢江を溯江したところ銃撃された。よって帰艦し準備を整えて、翌朝雲揚号が漢江を遡行しつつ砲撃し陸戦隊を上陸させ陣営を焼き払った。捕虜に対して中央政府からの命令で打ったのか陣営での判断で打ったのか尋問したが判明せず、釈放してやった。そして「陸上にいた生牛を艦に搬び」それを食べながら艦長も兵員も「快飲夜を徹し」て祝杯を挙げた。以上が直接事件に関係し指揮した当事者の「証言」である。

4：中期的視野からの分析

本章では、この事件に関して2章と3章で見てきたことを二つの争点に絞って検討する。すなわち本事件の争点を歴史の流れからその点だけを「切り取って」考察する。さらにその後でこの事件発生の数年前から事件後の処理に至るまでの過程を一連のものとして考えていく。

<個々の事実>

本事件の二つの争点は 真水を求めて入った = 侵入ではなく止むを得ないことだった、朝鮮側が先に無警告で発砲した = 雲揚艦の対応は正当防衛だったの二点であろう。

真水を求めてこの水域に入ったという点を先ず考えてみよう。艦長は真水の不足を考慮して「艦中之蓄水ヲ胸算スルニ牛莊ニ至ル港口マデ艦裏ニ給ウルコト難ク、故ニ艦ヲ港湾ニ寄せ、良水ヲ蓄積セント欲」していた。よって江華島付近で端艇を出し漢江の河口を遡上するに至った。ここで雲揚号が朝鮮半島沿岸沿いに航行した距離を概算してみたい。雲揚号が釜山から元山沖まで東海岸沿いに航行した「往復」距離はおよそ1,100kmであろう。こんどは釜山から西海岸沿いに航行して

故ニ既刊ノ海図展観研究スルニ、特ニ江華(マ)島之邊京畿道ヨリ河口ノミ概略之深淺ヲ記載スル之ノ便ヲ得」てこの水域に入ったという。すなわち朝鮮側が王宮防禦の海防陣営として厳戒している江華島水域、しかも端艇を出して都への入り口である漢江を遡行したのは海域地理不案内であり、たまたま携帯していた海図から水深が記載されていたのがこの江華島水域の漢江河口付近だけであったという。雲揚号は真水を求めて「偶然」にこの水域に入った。端艇を出して遡行し河岸に陣営や砲台を認めつつも「此邊ニ上陸良水ヲ請求セントシ、右営門砲台前ヲ航過セントスルヤ、突然彼ヨリ我端船ヲ目的トシ銃砲ヲ交射スル事尤激烈」だった。端艇乗組員の武器は小銃のみであり止むを得ず帰艦し、本艦による砲撃にて反撃した。さらに「此機ニ乗ジ上陸其所ヲ尋問セント」して「士官ヲ指揮シ海兵水夫廿二名ヲ引率セシメ、端艇二艘ヲ乗出シ」「僅ノ兵員奮激直ニ入水大喝一聲城門ニ肉薄」して「各士官兵夫々分率シ、北門ニ西門ニ東門ニ並撃ス。彼大ニ潰ユ」であった。要するに、朝鮮側厳戒体制にある砲台陣営に小型端艇が真水を求めて接近し上陸しようとしたところ、なんら警告もなくいきなり発砲してきたので、本艦による応撃を行い、兵を上陸させて砲台陣営を焼き払った。

たしかに日本側の記録によれば朝鮮側の警告や威嚇射撃はなかったと言えよう。現時点では筆者は朝鮮側の史資料（有るとしても）を利用できないので、朝鮮側の銃撃が無警告のものであったかどうかの判断は、ここでは日本側の記録を調べることによらざるを得ない。さらに当時ジャーナリストとして横浜に滞在していたイギリス人（John Reddie Black）の記録にも、炭水その他を求めてポート二隻を接岸しようとしたところ朝鮮側が先にマスケット銃（旧式銃）を発砲して相互に射ち合いとなったと書いている [Black, pp.462-463]。またアメリカの日本史研究者ヒラリー・

コンロイは飲料水を求める雲揚号の短艇に対して朝鮮側が発砲（9月19日）したと書いている [Conroy, p.61]。こうした制約の下で導き出される暫定的な結論は、朝鮮側が先に雲揚号の短艇に発砲したという事である。今回はフランス艦隊やアメリカ艦隊のように複数の軍艦によるものではなく、しかも最初は小さな短艇一艘による漢江遡行であった為、朝鮮側陣営は容易に小銃発砲を行って追い払えると軽く判断したのかも知れない。フランスやアメリカの艦隊が侵入した際は、王朝国家存亡の危機感をもって武人のみならず人民大衆を総動員して追い払いに成功している。雲揚号のときは、朝鮮側陣営の役人や武人にそのような差し迫った危機感が欠如していたのではないだろうか。いずれにせよ朝鮮側が先に発砲したことは事実であろうと思われる。

< 一連の事実 >

ここでは1873（明治6）年の征韓論問題によって西郷隆盛、板垣退助、江藤新平らが官を辞して下野した政変から本事件をはさんで1876（明治9）年の江華島条約締結に至るまでの時期を一連のものとして考察したい。

朝鮮総督府の朝鮮史編纂主任、田保橋潔の『近代日鮮関係の研究（上）』によれば、征韓論は明治6年10月政変によって延期されたが、朝鮮関係事務当局の間では、朝鮮に対して何らかの「制圧」を加えなければ国交の調整は殆ど見込みがないと考えるものが少なくなかった。すなわち元外務省出仕佐田白茅、元外務権大丞丸山作樂の「亞流を酌むもの」で外務少丞森山茂、外務省六等出仕廣津弘信がその代表的人物であるという。この森山茂外務少丞が理事官として明治8年2月に東萊府使と交渉して行き詰まると、測量の名目で軍艦若干隻を朝鮮海域に出動させて威嚇することを廣津を通じて外務卿に上申した。寺島外務卿は三條太政大臣、岩倉右大臣の承認を得て、海軍大輔川村純義と協議の上、軍艦春日、雲

揚、第二丁卯の三隻を朝鮮近海に派遣することを決めた。軍艦派遣は極秘の内に発令され閣僚にもそれを知らないものが少なくなかった。参議板垣退助は軍艦出動後にこれを知って三條、岩倉に会見詰責した。「、<略>、予を以て之を見るに、薩人は一意事を海外に起さんと欲す、曩に台湾に兵を用いたる一事に徴するも、薩人が武を外に試みんと欲するの事情は、之を知るに難からず、故に今ま軍艦を韓國に派し、之が練習を為さしむれば、勢ひ江華灣に闖入し、其遂に戦に至るべきは、火を睹るよりも瞭かなり、<略>、」[田保橋、pp.393-396]。1873年10月以降から明治政府の朝鮮政策の変化を読み取り、1875年2月に日朝交渉は行き詰り軍艦の派遣が決定された。

またH.コンロイも1873年の政変は長期的にはむしろ日本の朝鮮政策に大きな影響を及ぼすことになったと考える。1875年の秋には大久保、岩倉、木戸、伊藤などが朝鮮問題の「解決」に向けて慎重かつ入念に動き始めた。釜山に派遣されていた外務省官吏森山茂は1874年は朝鮮側との友好関係の再構築に努力を傾けており、東萊府派遣の朝鮮側官吏との間で徳川300年の関係に拘らず幾つかの点を改めることや釜山に領事館を置いて日本人の保護や例外品目を除く商品交易をすすめることなどで合意を得ていたのだ。ところが森山の帰国報告を受けて、政府外務省は対馬出身の外務大丞宗重正を送って正式に合意をする段階で派遣を中止した。釜山に再び着任した森山は態度を一変しており朝鮮側交渉相手の「感情」や「反応」を一顧だにしなかった。森山は前回合意の趣旨を無視して再び「日本」の頭に「大」の文字を付け、天皇に対して「皇上」の文字を使用すると主張するようになった。さらに悪いことに森山理事官一行が蒸気船に乗り洋服を着て公式的な場に現れた。これにより日朝交渉は再び暗礁に乗り上げた。コンロイによれば、この突然の日本側の態度変化は朝鮮側に圧力を加える為の考え抜かれ

た計画の一環であるという。[Conroy, pp. 60-61]

1874年は台湾出兵が強行された年である。この出兵は朝鮮側にも伝えられた。日本政府においてもこの出兵によって、さらなる武力行使の可能性を朝鮮側にほめかす効用を認めていたであろう。くわえて当時の朝鮮国内では攘夷強硬派（大院君）が政権から追われ、前の対日交渉責任者だった訓導安東暎は梟首となった。このような朝鮮王朝政府内での権力関係の変化を日本政府が認知していた。こうした状況により明治政府は対朝鮮政策を大きく変えていったのである。

朝鮮近海への出動を命ぜられた軍艦雲揚は明治8年5月25日に釜山に入港した。翌26日に、訓導玄昔運は日本公館に行き、日本軍艦が予告もなく突然入港した理由を質したが、森山は「理事官の使命延滞するがため、督促の意味を以て来航した」と答える。ついで6月30日訓導は再び日本公館に行き「日韓國交再開について交渉中、日本國軍艦が突然来航するのは、朝鮮官民をして疑惧の念を懐かしめること多大であると述べ、遺憾の意を表したが、理事官は『軍艦を以て、外國派遣の使臣を護衛するもの、曾て通告を経たり、又海外駐留官員へ命を傳ふる亦之れを用ゆ、軍艦を誤認して、唯戦闘是用と為す勿れ』と説明し、東萊府使の抗議を顧みなかった」。こうして雲揚号は第一回目の航海を終了したが、更に「朝鮮東南西海岸より清國牛莊（營口）邊まで航路研究」を命じられ、九月長崎を出港して朝鮮西海岸を行動中、淡水欠乏の為、漢江口に向かった。漢江支流塩河口を扼する頂山島に到達し、水路が海図にも不明なので、端艇を出して艦長自らこれを指揮して遡行を開始した。然るに端艇が草芝鎮南方の砲台に接近するや「突如猛烈な砲撃を加えられた」[田保橋、pp.396-400]。

事件が朝鮮側の無警告による突然の銃撃を契機として起こったとしても、その「事実」

をもって雲揚号のその後の行為および事件全体が日本側の正当防衛であると認定することが可能だろうか。この点についてもう少し考察する必要があるだろう。

雲揚号の艦長自身は次のように述べている。「一体陸岸から三哩外なれば公海なれど、其れ以内殊に川の中に入り込み、二日も居ったと云うことになれば、他国の領海に入て戦争をしたことになり、国際公法上許すべからざることだとの議論があると聞いた。そこで自分は三海里以内は領海であると云ふことは萬々承知だ。併し国際公法に炭水が欠乏したときは、臨機何處の港湾に行っても差支ないと云ふこともある。自分も今度は清水を探がしに行ったので、別段悪い所はないと考える」と言う。艦長は漢江河口が朝鮮の領海であることを十分に意識していた。ただし「真水」を求めて領海に入ることは正当であると主張している。河川について、当時の国際法が他国軍艦の河川運河航行は条約に定められているか、もしくは所轄責任部局に許可をとるかなければ違法であると規定していることは既に述べた。現場責任者である艦長の認識が釜山の外務省官吏との協議によってどのような影響を受けたか、我々は知る由もない。

では東京の外務省の認識はどうであったか。寺島外務卿は朝鮮に使節を派遣する前（明治8年12月9日）にアメリカ公使ピンハムを訪ねて対談している。このなかでアメリカ公使が「公法に據れば他國の境内に無沙汰に軍艦を乗入るは不條理なり 今般派出のコムミッシヨネルは軍艦にて御渡航の事に候哉」という質問に対して、寺島外務卿は「左様に候仮令は貴國コモドルベルリが下田に来る如きの處置なり 右は平和の主意にて條約を結ぶが為なり此の如くなれば妨なし」と説明している [日本外交文書<8>、p.153]。4年ほど前にアメリカ艦隊が漢江に侵入したことを棚に上げて、日本の漢江への軍艦乗り入れが国際公法に反するというピンハム公使に、寺島

外務卿は幕末にペリー提督がやった砲艦外交を今度は日本が朝鮮に対してやるのだから問題ないと言っている。このやり取りを解釈すると、寺島外務卿は国際公法がどうであれ、実力によって自国の意思を貫いていくということであろう。こうして東京では、板垣退助、島津久光の辞職勅許によって内閣の安定を得て、大久保利通、木戸孝允、伊藤博文、岩倉具視、黒田清隆等による雲揚号事件の処理が「朝鮮一條緩急及着手之御順序等も迅速今日之形勢におゐて御決定相成候」として慎重かつ戦略的段階を踏んで進められていった [大久保利通文書<6>、pp.499-527]。

5：おわりに

本論において見てきたように、雲揚号事件そのものだけを見たとき、様々な疑問が投げかけられるとはいえ、真水を求めて漢江に接岸しようとした雲揚艦短艇に朝鮮側が突然に発砲してきた、と解釈できるだろう。しかし、事件の前後を一連のものとしてみた場合、本事件は、欧米諸国との不平等条約に苦しむ日本が、朝鮮との「通商条約」締結を目的とした一連の砲艦外交の一端であったことが了解されよう。それは雲揚号の士官たちによる航海記録や艦長の口述によっても、外務官吏たちの言動によっても、東京での指導者たちの手紙等の記録類、および田保橋、コンロイなどの先行研究によっても明らかであろう。「真水」を求めた雲揚号に「突然の発砲」があった為、「正当防衛」の手段をとったという表層の「事実」は、事件を歴史的に捉えて見た場合に導き出されざるを得ない「歴史的事実」によって崩されるのであろう。

最後に当時のカナダ人ジャーナリスト、マッケンジーの記録を引用して終わりたい。「新しい日本は、強力に、近代的に、そして果敢に、その姿を現わし出してきた。日本政府は、国内における中世的要素とそれに対する反作用とにいまだに苦闘を続けながらも、時を得

て、ソウルにその代理人を送るに至った。この代理人は、ヨーロッパ人に不可能な所への立入許可を獲得した。彼らは、彼らが、中国の礼のなかで学びとった東洋的な政治的手腕としての謀略と奸計とを、十分に理解し熟知し得ていたため、撃退されはしなかった。彼らは砲艦を背にしてやって来た。すなわち、一八七六年將軍黒田と伯爵井上は、二隻の軍艦と三隻の輸送船からなる艦隊を伴ってソウル近海に來り投錨し、条約を締結するか、さもなければ開戦すると宣言したのである。条約は、三週間もたたないうちに締結された。この条約で、日本は、朝鮮が独立国家であり日本と同等の主権を享有するということを認めた、<略>、日本は、釜山における法人設立権を容認され、他に数港が日本人のために開かれ、そして、日本の官憲が自国民保護のため各開港場に駐在することとなった。[マッケンジー、pp.13-14]

< 参考資料文献 >

- ・ Black, John R., 1883, YOUNG JAPAN --Yokohama and Yedo 1858 - 79--, (vol. &), (introduction) Oxford University Press, 1968.
- ・ 「朝鮮国回航雑誌」『明治八 孟春 雲揚 朝鮮廻航記事』防衛庁防衛研究所所蔵。
- ・ Conroy, Hilary, 1960, The Japanese Seizure of Korea : 1868 - 1910, University of Pennsylvania Press.
- ・ 煙山專太郎、1907『征韓論實相』明治四十年（龍溪書舎1996年復刻；韓国併合史研究資料20）。
- ・ 外務省編纂、1955『日本外交文書』（第三卷、第七卷、第八卷、第九卷）日本外交文書頒布会、昭和30年。文中では書名、巻号で示す。
- ・ 伊藤博文編、1936『朝鮮交渉資料（上巻）』秘書類纂刊行會、昭和十一年。
- ・ （財）海軍歴史保存会編、1995『日本海軍史』第一巻、第五巻、第七巻、第一法規出版株式会社、平成7年。
- ・ 勝海舟、『海軍歴史』
- ・ 公爵島津家編纂所編、『薩藩海軍史（下）』
- ・ 『海氏 萬國公法』司法省蔵版、明治十年五月。
- ・ 『惠頓 萬國公法』司法省蔵版、明治十五年六月。
- ・ 木村元雄、1897『海上公法』有斐閣書店、明治三十年。論文中では [書名]。
- ・ 木村幹、1998「『不潔』と『恐れ』 --文学者に見る日本人の韓国イメージ」岡本幸二編著 『近代日本のアジア観』ミネルヴァ書房。
- ・ 李進熙、姜在彦、1995『日朝交流史』有斐閣選書。
- ・ マッケンジー、F.A., 1908『朝鮮の悲劇』平凡社（渡辺学訳注、1972年）。
- ・ 内閣記録局編、1890『法規分類大全<外交門2～4>』原書房（昭和五十二年復刻）。
- ・ 篠原一、1986『ヨーロッパの政治』東京大学出版会。
- ・ 篠原宏、1986『海軍創設史』リポレポート。
- ・ 田保橋潔、1940『近代日鮮関係の研究（上）』原書房、昭和十五年（昭和四十八年復刻<明治百年史叢書>）。
- ・ 山本伯傳記編纂会編、1968『伯爵山本権兵衛伝（上）』原書房、昭和43年。
- ・ 矢沢康祐、1969「『江戸時代』における日本人の朝鮮観について」『朝鮮史研究会論文集』六巻。
- ・ 有終會、1930『海軍逸話集』第一輯、昭和五年。

明治期徴兵制の包摂の構造

地方史料にみる村民対応の諸相*

The development of the draft system and its acceptance
by the peoples in the Meiji era

田村 武夫

はじめに

本稿は、1873年（明治6）1月の徴兵令公布から1889年（明治22）1月の第4次改正徴兵令公布にいたるまでの期間における徴兵制の改変経緯と民衆の対応行動を考察するものである。かかる考察の目的は、1889年1月の改正徴兵令の制定によって近代日本の徴兵制の骨組みが完成したと評されるまでに徴兵制を発展せしめた要因を解明することにある。

当該期間における徴兵令の全面改正（旧法令の全部廃止・新法令の制定）は、1875年（明治8）11月、79年10月、83年12月、そして89年1月と4次にわたる。その間の小規模な部分改正は枚挙に暇がないほど多数にわたる。部分改正で既成事実を積み重ねた後に整合を図るという口実で全面改正＝新しい内容を盛り込んだ法的構成の確立にすむという推移がみられる。かような手法をつうじて、ついには「戦前における兵役制度の基本骨格を形づくった明治二十二年の改正徴兵令」「この徴兵令はその後大きな改正もなく昭和二年の兵役法に引きつがれ、日本における一

般兵役義務制の法的骨格を形づくった」⁽¹⁾と評されるほどまでに発展していった動因を、4次にわたる徴兵令全面改変を跡付けつつ各々の改変の意味を確認し、かつ、その民衆による受容反応を考察するという方法で、解明してみようとおもう。

このような課題設定は、1、徴兵制の導入は「血税一揆」にみられるように民衆の激しい抵抗・反対運動によって迎えられ、その後も多様な徴兵忌避行為などで抵抗がつづいたにもかかわらず、なぜ制度的発展を遂げていったのか、2、とりわけ、兵役免除の撤廃・免除猶予要件の厳格化が徴兵令改変の一貫した企図であり、制度的発展とは「皆兵原則の樹立」「兵役免除の廃止」であって、したがって、ますますもって民衆の抵抗・反対がよまるはずであるにもかかわらず、その制度的発展をもたらした要因はなにか、という問題意識に由来している。

当然、刑罰や社会的制裁の仕組みなどが用意され、それらと警察力の民衆への威嚇力がまた、実際の苛酷な適用がそのような発展をもたらしたとの解答が予想される。かかる外

* 本稿は、1980年代後半から90年代前半にかけて筆者も参加した旧鉾田町（茨城県鹿島郡）町史編纂事業のなかで執筆した覚書の旧稿「明治期徴兵制の展開と民衆」（鉾田町史編纂報告書 年報 『七瀬』第3号 [1993年3月] 収載）に手を加えたものである。民衆の対応をととして徴兵制の形成の進捗を探り、国家の強制制度が確立されていく動的メカニズムを考察するという従前来の目的に再チャレンジしていただいた。本稿で参照した史料は『鉾田町史明治前期資料編』（1993年3月刊）に収載されている。

在的な強制力を否定しはしないが制度の改変には民衆の対応を考慮した包摂の仕組みが内包していることをわれわれは経験科学的に認識している。したがって、明治前半期の徴兵制の展開を「兵役免除の撤廃・要件の厳格化」「皆兵原則の樹立」という特徴づけだけでなく、民衆による制度受容の対応を呼び起こす「包摂の論理の制度内在化」というもう一つの特徴づけを解明の焦点としてみたい。

一、広範な免役条件をもつ徴兵制の導入

1873年（明治6）1月徴兵令公布

明治維新の推進（正当化）の論理である尊皇（王政復古）・政治的統合（廃藩置県）の論理的帰結として、新生明治国家の軍事力は維新推進の雄藩武装力を組み入れるというのではなく、別の組み立てを必要とした。その場合、既存の士族から募って編成するのか、それとも四民平等の原則のうえで志願兵を募るか、あるいは国民皆兵制を導入するかなど、新たな組み立に使える選択肢は複数あった。選択の過程と論理については他に委ね⁽²⁾、ここでは、中央直属の軍事力として薩長土三藩の献兵による親兵が1871年（明治4）2月に設置されたが、翌年11月山県有朋陸軍大輔などが中心となって、民衆から兵士を徴集する徴兵制の採用が決定されたという経過だけを示しておく。

1872年11月28日徴兵詔書および徴兵告諭が太政官布告第379号により正式に宣布され、翌年1月10日徴兵令⁽³⁾が公布施行された。

徴兵制の導入に対して民衆はどのように反応したであろうか。史料を通して様々の角度から看取することができる。まずは、徴兵令施行直後の1873年3月に流言への対策を指示した新治県⁽⁴⁾の示達をみてみよう。

県庁第十三号

今般徴兵編成之儀被仰出候二付種々無根之

流説相唱ヒ自然人民之疑惑ヲ生シ候向モ有之哉相聞ヘ以之外ノ事ニ候徴兵之儀ハ先般御布告之通り国家保護之為メ全国一般二十歳ノ男児兵籍ニ編入セラレ候御旨趣ニテ朝鮮ヘ御差向等ノ儀ニハ無之以来毎年御取調相成候儀ニ付篤ト御布告之趣相弁ヒ心得違無之様可致且ツ近頃幼年之女子共未タ嫁入不致モノハ樺太国ヘ被移候ト申触ラシ俄ニ幼少之女子ヲ婚縁取結候者モ有之哉相聞ヘ不都合之事ニ候決シテ右様之儀ハ無之事ニ候得ハ一同安堵営業可致事
右之通相達候条小前来々迄不洩様正副戸長共ヨリ可触知者也

明治六年三月

中山新治県参事

大木新治県権参事

「朝鮮に派遣される」「嫁入りしない女子は樺太国へ移らされる」などの流言が飛び交い、政府・県が説得に必死となっている有様が看取される。鹿行地域の民衆が徴兵制に反対して「血税一揆」のような実行使を起こした跡は未だみつからない。しかし、県が直接に流言規制に乗り出し、各村連合の正副戸長を督励して「一同安堵営業可致事」を指示している姿は、この地域の民衆も徴兵制に対して相当の疑惑や批判を抱いていたということができよう。

次の例も、民衆の消極的な反応を窺うことができるものといえる。陸軍士官養成の学校生徒⁽⁵⁾および東京鎮台常備兵の工兵二小隊志願者⁽⁶⁾を県を通じて募集したところの結果を示す史料である。

陸軍生徒諸兵入学無之書上

第三大区小一区 行方郡借宿村

常陸国行方郡借宿村

今般陸軍諸兵上下士官生徒入学志願之者有之候可志願出旨御達ニ付村内取調候得尤右志願之者無御座候二付此段奉申上候也

明治七年戌八月

右村 副戸長 二重作五兵衛
戸長 鬼沢武兵衛印

新治縣権令中山信安殿

[鬼沢昭武氏所蔵]

工兵二小隊志願者無之書上

新治縣管轄 第三大区小一ノ区
常陸国行方郡借宿村

今般東京鎮台ニ於テ工兵二小隊志願之者有
之候ハハ可願出旨御達ニ付村内取調候得共
右志願之者無御座候ニ付此段奉申上候以上

明治七年戌九月

右村 副戸長 二重作五兵衛
戸長 鬼沢武兵衛

新治縣権令中山信安殿

[鬼沢昭武氏所蔵]

上二つの史料とも、借宿村内には志願者が一名もいないという報告である。このような状況は、この時点ではまだ職業軍人の姿・地位が地方農村においては見えなかったということ、また、封建的な身分格差の撤廃が宣言されても、農民が軍務に就くことへの違和感・抵抗感が想像以上につよいものであったということである。したがって、農民の意識の根底には徴兵制への抵抗が潜在しているとみなすことができる。それ以後も、行方郡内の借宿村半原村など四連合村の地域からは志願兵一名もなしという進達書面が多数見いだされている。⁽⁷⁾

以上のように、徴兵制に対する消極的な心情を根底に潜めている民衆が徴兵手続の具体的な当事者の立場（国民軍籍編入年齢、徴兵適齢者、徴兵下検査、徴集対象など）に立たされたとき、どのような姿勢および対応をとったであろう。事例は個別的に諾否の対応を迫られる場合であって、徴兵制にたいする民衆の意識を直接に窺知しうが、当然に、その現われた姿勢および対応は時代によって異なる。問題は、その相異を生み出した要素が何なのかということである。不自由強制を内容

とする「お上」の命令ほど、民衆に受容せしめる仕組みは高度でなければならない。仕組みのうちもっとも重要なのが強制制度に内在する包摂の論理であると考えられる。義務違反や強制への反抗などに前もって用意された刑罰などの制裁はあくまで外在的な担保措置で二義的である。民衆の姿勢および対応の内実・程度をみることで、受容の程度、そして制度の包摂の論理の有無について推し量ることができる。そこで、三番目の事例として徴兵制の導入直後における民衆の直接の対応をみてみよう。免役願い、徴兵下検査猶予願い、身代金御下げ願い、など多岐にわたる。第一例は、徴兵試験（下検査）延期の歎願書である。

歎願書

第一二大区小五区 鹿島郡鉾田村

(8)

乍恐以書附奉歎願候

第三大区小五区 鹿島郡鉾田村
農 弟

右奉申上候今般徴兵為御試験御出役被為遊私儀弟 満廿二歳罷成可奉請御試験之処元治子年ヨリ行方郡行方村草野伝蔵方年季勤寄留仕候而シテ本月十日商用見込有之東京表江出府仕何方江相廻り候哉相訳り兼余リ日数相掛り候ニ付主人草野伝蔵方より兄新助方江為知有之候ニ付驚入即刻右為尋罷出候ニ付早速見当候て御本庁江連立可奉請御試験候得共素より見込商ニ而他出仕候義ニ付万一遠路之場所江相違日数相立今般御試験相洩候而者奉恐入候得共何卒出格之取計以御仁恤明年之御試験迄御年延被成下候様此段奉歎願候以上

明治六年三月 右

組合 宮内佐七
副戸長 小島 宋七郎
" 堀米七郎右衛門
戸長 田山三郎兵衛

新治縣御出役様

[小島和夫氏所蔵]

徴兵令施行直後の徴兵検査延期嘆願書である。嘆願書の提出は父親（戸主）である。東京表への行商で連絡が途絶えて今回の試験に間に合わないという理由である。文面から他村寄留は元治子年（1864年）で徴兵令施行に先立つこと8年前であり、かつ、新制度の兵役義務について農村ではほとんど公式の情報提供もなく、また、東京への遠距離通信の困難な状況下で、家族が寄留者にどれほど伝えられたであろう。当人も、嘆願書を届け出た戸主も、意識的な徴兵逃れというよりは徴兵検査について不知といった状態であったと思う。抵抗・反対といったような意識的な対応ではないといえる。

つぎも、年季勤めで他出していて連絡がとれず徴兵下検査の日延べ猶予を嘆願したものである。ただし、最後には、本人自身が徴兵に応ずる義務を知りながら脱走し、始末書を書いて提出するという結末になっている。

乍恐以書付奉嘆願候

第三大区小五区
鹿島郡鉾田村八十八番屋敷
農
弟

親類 平左衛門

右 奉申上候今般徴兵為御試験被為遊御出役弟 当丙式拾才相成可奉御試験之処本月十二日新治郡成井村親類渡辺儀兵衛方江農業手伝二罷出未帰宅不仕候二付右当人呼戻候として飛脚差出候処遠路之事故爾今歸村不仕当村二於テ御試験可奉請候処間二合兼候儀と奉存候間何共奉恐入候得共四月一日迄二八無相違当人召連御本県江罷出可奉請御試験候間何卒以出格之以御仁恤右日限迄御日延御猶予被成下置候様親類一同奉歎願候以上

明治六年丙年三月 右村
農

親類

副戸長 堀米 七郎衛
同 小島 宋七郎
戸長 田山三郎兵衛

新治縣御出役様

[小嶋和夫氏所蔵]

乍恐以書付奉申上候

第三大区小五区
鹿島郡鉾田村八十八番屋敷
農 弟

年満式拾才

右 儀先般徴兵為御試験被為遊御出役候節御試験可奉候処当三月十二日新治郡成井村親類儀兵衛方へ農業手伝二罷出居候二付当四月一日迄御日延歎願奉願上置尚精一杯身分探索仕候処同人儀成井村儀兵衛方手伝中尚又何方へ罷出候哉行先相訳り兼候二付双方二而無油断相尋候而モ今以見当不申候間何共恐入候得共無拙此段御届奉申上候尤此後共も此方も無手拔行衛相尋見当り次第無遅滞召連罷出候様再仕候二付此段御聞濟被成下置度偏二奉願上候已上

明治六年四月二日 右

親類 印
役人代 須藤佐助 印

中山新治縣参事殿
大木新治懸権参事殿

[小嶋和夫氏所蔵]

乍恐以書附奉申上候

□

鹿島郡鉾田村農 □ 弟 奉
申上候私儀脱走致候始末御尋二御座候此段私儀伯父新治郡成井村農渡辺儀兵衛と申者江農業手伝として去月十二日罷越尤兼而寅ノ二拾才之もの徴兵御用二御呼出相成候趣承知 右御尋候二付始末書認申

上候以上

明治六年四月廿日

鹿島郡鉾田村
農 口 弟
戸長代 須藤佐助

中山新治縣參事殿
大木新治懸権參事殿

上三つ目の史料は、前二つの史料で行方知れずとされ徴兵試験延期願いが出されていた当人自身から県知事に提出された始末書である。自ら「私儀脱走致候始末御尋ニ御座候」と書いて自らの非と顛末を記している。⁽⁹⁾

「二拾才之者徴兵御用ニ御呼出相成候趣承知」と自覚しながら脱走していたことは故意の徴兵逃れである。臆せず記しているところに徴兵令発布直後にはいまだ民衆の徴兵制に対する認識の緩やかさが存在していたことの証左をみることができる。それ以上に驚嘆させられるのはつぎの史料である。困窮につき年季奉公の給金保障か兵役に就く代わりに身代金を支払うかのいずれかを選択せよと迫った事例である。民衆の鋭い感性と論理をまざまざとみる思いである。

乍恐以書附奉申上候

行方郡借宿村農口 奉申上候次男
義今般徴兵籍御編入メニ付御改奉受候得共私儀素ヨリ困窮ニテ同縣管下鹿島郡当ヶ崎村扇田豊作方へ給金壹ケ年拾五兩わりニ而一月廿七日ヨリ来十二月廿七日迄壹季奉公差出候右豊作義者諸荷物受問屋ニ而農事者ニ八勝手モ相違イタシ不氣之趣ヲ以当三月九日暇被呉候ニ付直様同郡姻田村鈴木次兵衛方江同十九日壹ケ年拾五兩割之給金ニ而壹季作奉公罷有ニ相違無御座候右御届奉候ニ付此段奉申上候以上

明治六癸酉年三月第六日

願人
惣代 粕尾安之丞

新治懸権大属鈴木信敬殿

[鬼沢昭武氏所蔵]

徴兵御採用相成候儀候八八身代金御下ヶ願

第三大区小巻区
行方郡借宿村
農 次男
歎願人

乍恐以書付奉歎訴候

第三大区小巻ノ区
行方郡借宿村
農 次男

当式拾歳

右之者儀先般徴兵御検査ト而麻生村御出役先ニ而御調書請候砌り首未書奉差上置候得共同人儀素ヨリ極貧男小前之者ニテ御貢未納皆済ノ為鹿島郡当ヶ崎村扇田豊作方江客年給金十五兩二取極面一月廿七日ヨリ来十二月廿七日迄奉公住ニ仕候処右同家儀者問屋渡世之者ニテ由松儀間似合兼無余義三月九日立合仕其後同郡姻田村鈴木次兵衛方江同三月十九日ヨリ作奉公ニ相定立合仕り処相違無御座候ニ付御精選之折モ奉歎願置候処方今亦々御差紙頂戴召連レ罷出候得共御検査之上皇国保護之為御人数江御編入ニ成頑愚之者ニ而モ御採用ニ相成候儀候八八何卒寛典之以御仁憐を国民之ニ重作藤三郎一家者共御憐助ト思召身代金之儀者御下相成候様幾重ニ成奉懇願候以上

明治六年四月八日

右村
農 次男

歎願人 印

戸長代 二重作五兵衛 印

中山新治縣參事殿
大木新治懸権參事殿

[鬼沢昭武氏所蔵]

上二つの史料は同一人物の兵役免除にかかわるものである。前者の史料は1873年3月6日付の書面で、形式的には届書のようなものが真意は免役願いを旨としており、徴兵令発布直後における民衆の素朴な対応例としてあげることができる。次男の「徴兵籍御編入」

を受けるべきところ家計困窮にて年季奉公に差出したとの戸主の届け文は、徴兵令第三章常備兵免役概則の第十条「父兄存在スレトモ、病氣若クハ事故アリテ父兄二代ハリ家ヲ治ムル者。」という規定に照準が合っている。賦役と家業家計の維持との矛盾は徴兵制の宿命的な問題であり、そこを民衆は率直に突き、他方の国家は対処に苦慮する。そこから単なる強権や制裁措置ではなく、徴兵制度の在り方そのものに合理的な組み立て、すなわち包摂の論理の内在化現象がみられるのである。

後者の史料は続編である。前史料で「家計困窮にて年季奉公に差出した」ということで言外に徴兵には応じられない旨を示した後の展開が記されているのである。注目すべきは「御検査之上皇国保護之為…(徴兵)御採用二相成候義候八八・・身代金之義者御下相成候様幾重二成奉懇願候」と認められているところである。兵役徴集と引き換えに身代金の支払いを嘆願した例は稀有である。明治6年4月時点という徴兵令施行直後においてのみ出現した民衆の対応であるようにはおもえる。しかし、このような対応をとる根底に徴兵制についての緊張観念(後の時代にみられる絶対的、運命支配的なもの、したがって自己否定的な観念)がいまだ形成されていない。むしろ淡々と対置的(云うべきは云うがごとき)意志、その分受容の意志も併有している状態にあったとみることができる。

そのような心理状態が、導入時の徴兵制の広範な兵役免除規定によって村落内からは徴集者なし、または一、二名にすぎないという結果に由来している面も少なくはないと考える。強制の適用除外が一般的で、適用が特殊例外的な在り方は不平等・差別のものであっても、民衆には救われる余地があり、それだけ受容しうる心理も生まれる。

實際上、兵役免除(法令上の用語では免役)の割合がどこまで上ったかをつぎにみてみよう。毎年県からの指示にしたがって戸長役場

が徴兵適齢者名簿(徴兵連名簿)を作成し、これらの者のうち免役該当者については「免役相当者名簿」を別途に作成して県に提出する仕組みとなっている。名簿作成には戸長の裁量がはたらく余地があり、⁽¹⁰⁾ 戸長公選制の時期(1884年5月まで)には、村内住民への配慮から意図的な免役相当者づくりがなされた面も少なくはないといわれている。

免役相当人名取調書上

第三大区小峯区
常陸國行方郡借宿村
常陸國行方郡借宿村
農 口 口 嗣子
口
同国 同郡 同村
農 二重作 嗣子
二重作
同国 同郡 同村
農 戸主 鬼沢
同国 同郡 同村
農 寺内 嗣子
嘉永四亥年五月十五日出生寺内 口 右
之者村方農根崎鉄五郎二男当二月三日入籍
致し嗣子二付免役二相当り候者二御座候
同国 同郡 同村
農 二重作 嗣子
二重作
同国 同郡 同村
農 真家 嗣子
嘉永四亥年八月九日出生真家
同国 同郡 同村
農 栗野 嗣子
栗野
同国 同郡 同村
農 二重作 嗣子
二重作
同国 同郡 同村
農 鬼沢 長男
四尺七寸 鬼沢
右之者儀長男二候得共二男 ヲ以嗣子

二仕候問二男二准シ衛試検可詰之處身ノ丈
四尺余ニシテ且至凝ニシテ兵役ニ不相当ノ
者ニ御座候

同国 同郡 同村
農 粕尾 嗣子
粕尾

右之者儀二男二候工共長男 儀不具ニテ
職業ニ従事スル事不能価テ二男ヲ嗣子ニ仕
度候問免役ニ相当リ候者ニ御座候

同国 同郡 同村
農 永井 嗣子
永井

同国 同郡 同村
農 桐生 嗣子
桐生

右之者共今般御達ニ相成候年月相当ニ八御
座候得共前頭之通免役概則相当之者ニ付差
出不申候此段申上候以上

以下、父(戸主)の名前略

明治七年八月 卅一日 右村
農惣代 高柳與右衛門印
戸長 鬼沢 武兵衛印

新治縣権令中山信安殿

[鬼沢昭武氏所蔵]

この史料は、行方郡借宿村において1875年徴兵適齢者調べの結果明らかになった免役相当者名簿である。前年8月に県に提出されたものであるから徴兵制施行の翌年のことである。徴兵令第三章「常備兵免役概則」に明示されている免役十二項目を基準にして名簿は作成されるものの、この段階では、嗣子(第七条)の項目該当が一般的で、身ノ丈未満者(第一条)、身体虚弱・慢性持病・身体障害などの「兵役ニ堪ザル者」(第二条)の適用はごく稀であることが史料からも窺われる。

1875年徴兵連名簿—徴兵相当者名簿の全員がこの免役相当人名に連らねている。一つの村から徴集員ゼロという事態は当時の全体状況のなかで例外的なのかどうかはいまのところわからない。しかし、このような事実は民

衆の心理に一種の安堵感をもたらしていることは間違いないであろう。徴兵制に対する本能的な抵抗感を根底にもち消極的な対応をつとに志向するとしても、兵役強制を直接現実を経験する機会がない、またはごく稀にしかないという場合、徴兵制にたいする見方や評価も緩くなるであろう。積極的では勿論ないが受容する心理が生成してくる。民衆のそのような心理状況の形成に制度の仕組み・構造が寄与している場合、制度自体に包摂的な論理の内在化という特徴づけをしてもよいのではないだろうか。

導人された徴兵制が兵役免除の余地を広げていたことは、客観的には如上のような民衆の受容的対応をうみだし、逆にみれば包摂力をもっていたのである。いうまでもなく、兵役免除の余地を広げておく背景には、国家財政の許容する範囲内の徴集人員数(財政限界)、社会的生産活動の担い手確保(経済的圧迫)、官界・社会のリーダーの確保(人材需要圧力)、収容・訓練施設の不足などの要素が見いだされたとしても、制度としても例外(免役規定)を多く設けていることは制度受容の狙いを考慮してのことという面を考えざるをえない。

1873年1月公布の徴兵令は第三章「常備兵免役概則」において12項目の免役条項を掲げた。身ノ丈五尺一寸未満者、「不具等ニテ兵役ニ堪」えざる者、官省府県に奉職の者、兵学寮生徒、専門生徒・洋行修業者・医術馬術を学ぶ者、一家の主人、嗣子・承祖の孫、独子独孫、罪科(徒=懲役刑以上)のある者、父兄に代わり家を治る者、養子、在役中の兄弟たる者。さらに第六章「徴兵雑則並扱方」の第十五条、徴兵にあたり代人料二百七十円を上納すれば免役となるという定めも免役条項に入れることができる。

一見してエリート層を優遇する差別的な規定であることは明白であるが、他方、包括的な規定であるので——それがまた差別的運用

を生みだす蓋然性を含んでいるのだが——兵役免除の対象範囲を拡大する適用が可能である。そのような適用の具体例が上に掲げた免役相当者書上の史料なのである。徴兵令がかように広範な兵役免除規定を具有した意図はなにか。推量の域をでないが、民衆の抵抗・反対を危惧し、新制度の社会的受容から定着への戦略として、もっとも関心の集中する兵役義務強制の度合いを緩和することを図ったのではないだろうか。結果的には、かかる処置が社会的受容・定着をもたらした。それだけ制度の合理的組立が功を奏したわけである。民衆にとってもっとも利害関係をもち、それゆえに関心も集中する部分(兵役義務)に、文字どおり義務の強制の絶対性、徹底性を強調するのではなく、むしろ回避できる、影響はない、無関係のことと受けとめられるような表現(制度構成)、そして現に運用上もそのような事態をもたらすという在り方にしたことが1873年導入の徴兵制のきわめて合理的な面であり、民衆を包摂する仕組みを内在させたものといえることができる。

ところで、このような広範な兵役免除条項をもって徴兵令は施行されたのであるが、これ以後遂行された徴兵令の改変は主としてこの兵役免除条項の削減を図るもので、冒頭に記したように1889年(明治22)1月の全面改正について身体障害など「兵役ニ堪サル者」以外の免役事由はすべて一掃されてしまった。それは、一方で、民衆の受容的な心理状態を攪乱し抵抗精神を引き起こす事柄であるので、当然他方で、別の合理化の組み立て、あらたな受容の契機、包摂の仕組みを構築することを迫られるわけである。それが何であるかの考察が次章の課題となる。

二、徴兵令の改変と新たな包摂の構造展開 ——徴兵制と軍組織の相関関係——

1873年1月に導入された徴兵制は、75年11月5日太政官布告第161号の新徴兵令にとっ

て代わられた。内容的には部分的な修正にとどまり、全体としては当初の仕組みが1879年(明治12)10月の全面改正にいたるまで維持された。75年の修正は、それまでの数回の小規模な改訂を整合することを目的としたので、あえて目を引くところといえば免役条項から「養子」規定が消えたこと(しかし「嗣子」規定が温存され養嗣子になることで“実害”は殆どなかった)、「身ノ丈五尺曲尺未満ノ者」と下限が一寸さげられたことである。

(1) 1879年の改変

1879年(明治12)10月27日太政官布告第46号をもって再度全面改正された新徴兵令は前年の地方三新法(郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則)の施行によってもたらされた行政区変更(大区小区制の廃止)、地方組織変更(県一郡一町村の三層構造、⁽¹¹⁾ 県・町村の統廃合)に対応することを第一義とし、徴兵制固有の領域では、常備後備役の服役年限を3年延長して10年としたこと、免役条項を大幅に改変したこと、地方事務過程での裁量・恣意・過誤などによる徴兵逃れを防止するために徴兵事務手続の細目を成文化した「徴兵事務条例」の制定、などの事項があげられる。

上の常備後備役10年服役制への移行はつぎのような陸軍組織の編成改変によっておりその改変の意味は本稿の主題にも関連している。すなわち、陸軍は常備軍(20歳男子より編成し3カ年の服役)、予備軍(常備軍役終了者をもって編成し3カ年の服役)、後備軍(予備軍役終了者をもって編成し3カ年の服役)の基本編成に国民軍(満17歳から40歳までの男子で編成)を併設して四重層構造の組織となった。これは後になるとさらに多重層構造に再編成されていく。

なお、1879年以前の陸軍組織は、常備軍(服役3カ年) - 第一後備軍(同2カ年) - 第二後備軍(同2カ年) - 国民軍(満17歳か

ら40歳)という編成からなっていた。同じ四重層構造でも、以前の常備軍 - 後備軍という基本型編成に対して、今回の改変による常備軍 - 予備軍 - 後備軍というより多重層の編成の方が組織の重厚性、非常時動員への対応性、機動性に富むと考える。

ところで、かかる重層構造は、(1)最初の常備軍兵士数、したがって毎年20歳男子徴員数は少なくても済む——予備軍後備軍の名のもとで実質兵員を多数保持しうる、(2)その予備軍・後備軍の服役者への公費支出は年一度の軍事訓練に召集した期間だけで低経費ですむ、(3)社会の軍事化(徴兵制受容の基盤醸成)の先兵を保持育成しうる、などの機能や効果をもっている。

しかも、服役年限の延長とはいっても、常備役の服役年限は従前どおりのままで、予備役・後備役という「常ニ家居シテ産業ヲ営むなかでの服役の年限延長としたところに改変の妙味、巧みな包摂の仕組みを内在させているといえる。

免役条項の改変は、従前の全部免役制から全部免役制・一部免役制に二分され、一部免役制を将来の免役廃止への過渡的な媒介物として設定した点が注目される。

全部・終身免役の享有者は、「廢疾又ハ不具等ニシテ……兵役ニ堪ユヘカラサル者」および「懲役一年以上及ヒ国事犯禁獄一年以上実決ノ刑ニ処セラレタル者」のみである。この要件は従前と変わらない。

一部免役は、「国民軍ノ外」の兵役免除と、「平時ニ於テ」の兵役免除の二種を設け、一挙に免役条項の廃止へつきすすむのではなく、きわめて微温的に、かつ一律的画一的免役の弊害を是正し民衆の生活状況への対応型に移行するという論理をもつて免役への絞りをかけたのである。

「国民軍ノ外」の兵役免除の享有者は、戸主(従前の「一家ノ主人タル者」)、独子[嗣子]・独孫[承祖の孫]、50歳以上の者の

嗣子・承祖の孫・養子嗣子・50歳未満でも廢疾不具等で産業を営む事のできない嗣子・承祖の孫・養子嗣子、官吏・戸長および府県会議員、公立学校教員などである。

「平時ニ於テ」兵役免除の享有者は、50歳未満の者の嗣子・承祖の孫、陸海軍生徒・海軍兵器局および造船所職工、医術免状所持者、公立師範学校卒業生、公立中学校卒業生その他5分野の免除の所持者などである。

以上の免役条項と並んで「一カ年ヲ限り徴集ヲ猶予」する制度が新設され、免役と服役の中間形態を導入して従来免役特権をあたえられていた階層への譲歩・慰撫・受容が図られている。なお、実質免役の意味をもつ代人料金—免役金と改名—上納制は継続されている。こうした複雑多岐の兵役免除・猶予規定への改変により従前の包括的、広範な兵役免除の余地にメスをいれることが—それゆえに「百万規避ノ術」⁽¹²⁾を弄して試みられている徴兵忌避・逃れの防止が実際に可能となったであろうか。答は否である。4年後(明治16年)に全面改正されるだけの命運しかなかった点にその証左をみいだすことができる。見方を変えていえば、1879年改正はつぎの抜本改変への、本来的な目標実現への繋ぎという意図で着手されたのではないかと考える。改変の手法に条項構成の複雑多岐化を採用して、改変の中身や程度に重大な転換を図るものはないかのように装いつつ、しかし、確実に本質的な転換への繋ぎは果たしたといつてよからう。それは1883年(明治16)改正の内容の分析から論証しうらと思う。

さて、かかる免役条項の改変を受けて民衆の対応にいかなる変化が生じたであろうか。戸主の戸長への届書、戸長から郡長への進達をとおしてすこしく探ってみよう。

最初の史料は、行方郡借宿村外4カ村連合戸長から郡長に出された1880年徴兵相当者名簿の届けである。戸主からの届書を添付している。戸主の届書に記してある嗣子の文字は

兵役免除該当の意思表示なのであろう。

明治十三年徴兵相当者進達

当行方郡青柳村借宿村野友村半原村聯合村
内二於テ明年徴兵相当ノモノ別冊之通拾壹
名各戸主ヨリ届書指出候二付戸籍へ照合篤
ト取調候処卿相違無之候間書類相副進達仕
候也

明治十二年十二月十三日

行方郡借宿村外三ヶ村聯合

戸長 鬼沢貞作

行方郡長飯島矩道殿

別冊

平民農

嗣子 安政六年未九月九日生 長峯貞蔵
右私養長男ニテ八月廿歳ト相成候間此段
及御届候也

明治十二年十二月十二日

行方郡青柳村医 五拾四番地医

長峯 雲平印

天保十三年寅二月十四日生

平民農

嗣子 安政六年未五月三日生 長峯三之肋
右私長男ニテ本年四月廿歳ト相成候間此段
及御届候也

明治十二年十二月十二日

行方郡青柳村住 五拾五番地農平民

戸主 長 峯 興 吉印

文政九年寅六月六日生

平民農

嗣子安政六年未六月十四日生 長峯関太郎
右私養子長男ニテ本年五月廿歳ト相成候間
此段及御届候也

明治十二年十二月十二日

行方郡青柳村住 五拾七番地農平民

戸主 長 峯 友 蔵印

天保九年戌八月九日生

平民農

嗣子 安政六年未九月二日生 高崎仙太郎
右私養子長男ニテ本年八月廿歳ト相成候間
此段及御届候也

明治十二年十二月十二日

行方郡青柳村住 七拾八番地農平民

戸主 高 崎 新 作印

天保七年申三月十日生

平民農

嗣子 安政六年未六月四日生 飯島熊太郎
右私長男ニテ本年五月廿歳ト相成候間此段
及御届候也

明治十二年十二月十二日

行方郡青柳村住 七拾五番地農平民

戸主 飯 島 清 七印

天保十二年丑十二月十五日生

平民農

嗣子 安政六年未五月十日生 粕尾徳次郎
右私長男ニテ本年四月廿歳ト相成候間此段
及御届候也

明治十二年十二月十二日

行方郡借宿村住 四十九番地農平民

戸主 粕 尾 文 吉印

天保三年辰十月十日生

戸長 鬼 沢 貞 作 殿

農

嗣子安政六年未十月七日生 二重作興四郎
右私長男ニテ本年九月廿歳ト相成候間此段
及御届候也

明治十二年十二月十二日

行方郡借宿村住 五拾番地農平民

戸主 二重作 慶三郎印

文政十一年子八月八日生

戸長 鬼 沢 貞 作 殿

平民農

嗣子安政六年未八月十日生 宇津木國之助
右私長男ニテ本年七月廿歳ト相成候間此段
及御届候也

明治十二年十二月十二日

行方郡半原村住 三拾七番地農平民

戸主 宇津木 惣 作印

天保三年三月十日生

平民農 戸主当人

私儀本年五月廿歳ト相成候間此段及御届候

也

明治十二年十二月十二日

行方郡半原村住 拾六番地農平民

戸主 宇津木 熊太郎 印

安政六年未六月四日生

平民農

嗣子万延元年申正月十二日生 根本伊勢松

右私養長男ニテ本年十二月廿歳ト相成候間

此段及御届候也

明治十二年十二月十二日

行方郡野友村住 六番地農平民

戸主 根本 徳左衛門 印

天保元年寅三月三日生

戸長 鬼 沢 貞 作 殿

平民農

嗣子安政六年未十二月廿六日生浜田三治郎

右私養長男ニテ本年十一月廿歳ト相成候間

此段及御届候也

明治十二年十二月十二日

行方郡野友村住 五拾番地農平民

戸主 浜田 弥三郎 印

文化三年寅八月三日生

戸長 鬼 沢 貞 作 殿

[鬼沢貞良氏所蔵]

以上の史料は、日付が1879年12月12日であるから改正徴兵令施行の2カ月後の届けである。戸主からの届書に記載されている嗣子の要件は、改正徴兵令に設けられた独子・50歳以上の者の嗣子という付加条件を満たすと、国民軍外の兵役はすべて免除となる。国民軍籍編入にともなう義務は「全国大挙ノ役アル」時だけ隊伍編成して守衛に当たるとされ日常的には格別の負担はない。独子の条件は兄弟がいたとしても他家に養子にだせば容易につくりだせる——姉妹は独子の条件に無関係。こうして兵役免除の追求（徴兵忌避・逃れ）は、制度改変にもかかわらず、実質的には以前と同水準の功を遂げることができたわけである。それを示すようなこととして、上の史料に先立って、戸長から郡長宛つぎのような

御届が出されている。別表（省略）に記載されている人物はすべて上の史料にみるものと同一である。戸長はすでに全員が「免役御規則之者」と記して郡長に届けていたのである。戸長は徴兵令の改正について8月に知らされていたので新たな免役概則にもとづいて記したのである。

御 届

常陸國行方郡 青柳村 借宿村

半原村 野友村

当行方郡青柳村外三ヶ村ニ於テ明年徴兵相当之者別表之通免役御規則之者ニ御座候間ヶ条書相添此段御届け申上候也

明治十二年九月 右村

戸長 鬼沢貞作

行方郡長 飯島矩道殿

[鬼沢貞良氏所蔵]

別表（省略）では、青柳村借宿村半原村野友村四カ村の連合戸長が行方郡長宛てに提出した「明治十三年徴兵相当者名簿」には全員が「嗣子」であるとして免役扱いで届けられている。ただし、全員が兵役免除となったかどうか結果は不明である。しかし、制度改変にもかかわらずここ借宿村外四カ村連合においてはすくなくとも戸長の進達のレベルで兵役免除申請は従来と同じ水準で推移しているようにおもえる。いま一つ、その点を証明する史料を取り上げてみよう。翌明治14年郡長からの「徴集ニ可応人員」数の報告要請に対して戸長が返答した書面と、そのために事前に戸長が用意していた「明治十四年徴兵適齢之宥取調書抜」である。

庶第百八拾八号

明年徴兵適齢之者今回下調可相成処右適齢之者之内徴集ニ可応人員大至急人用之筋有之趣ヲ以本縣ヨリ申来候条該聯合内各自届書之内ヨリ書抜適齢者之者何人内徴集ニ可応者何人ト内識別紙ニ記載シ脚夫ニ相返シ

差出候様可被取計此旨及通達候也
 行方郡役所庶務係
 明治十三年十月五日
 明治十四年徴兵適齡之者左之通相違無之候也

一 適齡之者 拾人
 内
 壱人 徴集不応者
 明治十三年十月十日 借宿村聯合
 戸長 鬼沢貞 作
 行方郡役所庶務係御中
 [鬼沢貞良氏所蔵]

「明治十四年徴兵適齡之者取調書抜」
 朱書
 「万延元庚申年二月ヨリ文久元辛酉年一月迄ノ出生

明治十四年徴兵適齡之者取調書抜」
 行方郡借宿村三拾五番地 服部才作
 万延元申年九月九日生養長男 服部清治郎
 六拾壱番地 滑川平蔵
 万延元申年四月四日生二男 滑川松次郎
 六拾四番地二重作直吉
 万延元申年三月四日生養長男 二重作常吉
 七拾八番地 粕尾忠蔵
 万延元申年十月十二日生長男 粕尾豊吉
 八拾六番地 金沢惣八
 万延元申年五月四日生婿養子 金沢金吉
 明治十四年徴兵年令適当ノ者取調

行方郡青柳村三拾二番地農 海東こま
 万延元年庚申九月十三日生養長男海東又蔵
 五拾四番地農 塙保蔵
 万延元年申六月廿日生養長男 塙 万吉
 八拾番地農 中村常蔵
 文久元年辛酉三月十六日生長男中村万太郎
 朱書

「万延元庚申年ヨリ文久元辛酉年マテノ出生 明治十四年徴兵適齡之者取調書抜」
 行方郡野友村四拾八番地 浜田小四郎
 万延元年申十月十四日生長男 浜田庄太郎

行方郡半原村式拾六藩地 小沼 豊吉
 万延元年申七月十一日生長男 小沼慶治郎
 明治十三年九月 借宿村聯合
 戸長 鬼 沢 貞 作
 [鬼沢貞良氏所蔵]

上二つの史料から明治14年徴兵適齡者が10人、1名を除く全員が長男または養長男であるので、嗣子扱いの兵役免除届けをすることは明白である。他一名とは次男の者で行方不明となって徴集不応者となった。現実の徴集状況がこのような推移を辿ると既述したように、民衆においては事実上制度受容の心理状態が継続することになる。法令の規定上では厳格な縛りに変更しているのが、依然として民衆には緩やかな適用であり忌避しうる余地が相当に広いと受けとめられうるようなものである。1879年の徴兵令改正が免役要件の厳格化を実現したということは、例えば代人料納付による兵役免除者を激増させたことに現われているように、⁽¹³⁾ 様々の影響をもたらしたが、徴集兵員の増大・代人料の納付が不可能な民衆レベルの徴兵逃れ減の効果はさほどあがらなかったといえる。逆に、そのことが西南戦争などにより民衆の徴兵忌避志向の促進にもかかわらず、徴兵制の延命に幸いしたのではないだろうか。ところで、1879年の改変は民衆に以前と異なる対応を引き起こしたであろうか。戸長の進達如何ですべて都合よくいくわけではない。民衆が徴兵手続の直接当事者としてなんらかの対処をせざるをえない立場にたつたとき具体的にどのような振舞ったであろうか。少々長い紹介となるが改変後の典型例といえるつぎの史料をみてみよう。

徴兵免役御願

行方郡青柳村
 願人 久右衛門
 右私義奉願候去ル明治十一年十月頃ヨリ発病致シ心下衝心ノ症ニテ農業営ミ兼依テ一

娘タル長女キク当明治十四年四月中同縣管
下鹿島郡田崎村長谷川嘉兵衛二男秋次郎ナ
ル者私婿養子ニ貰受同人ヲ以農業營ミ活計
相立テ罷在候処本年六月中女子出生スルニ
依リ直チニ出産御届仕候且私義モ村方医師
長峯雲平ノ治療ヲ受其他売薬等買求メ種々
薬用尽スト雖トモ更ニ無効ニヨリテ尚行方
郡麻生村医師羽生隆庵ノ治療受候得未タ全
癒ノ色ナク殆困却仕候然処今回嗣子秋次郎
徴兵年令恰當ニ相成候得共右秋次郎義徴兵
ニ被召出候テハ此先活計難相立加テ家族ハ
弱婦及小兒共三名ニシテ農事營ミ兼依テ親
類組合一同協議ヲトケ候処嗣子秋次郎御願
之上戸主ニ仕家事相任セ活計相立度且私義
モ病氣次第ニ差重リ候間看護ノ為メ徴兵出
頭ノ義免役被成下度親類并組合一同連署ヲ
以奉乞願候間何卒特別之以御憐愍願意御採
用被成下度別紙診断書相添此段奉願候以上
明治十四年十一月五日 右

久右衛門 印

親類 海 東 乃 丞 印

組合 海 東 忠 助 印

行方郡麻生村式拾壺番地

明治十三年徴兵入営 坂本吉松兄

坂本喜三郎 印

同郡同村式百四拾壺番地

明治十二年徴兵入営 樽見三吉兄

樽見熊治郎 印

茨城縣徴兵支署御申

前書之通願出候ニ付証印仕候也

戸 長 鬼 沢 貞 作 印

診断書

茨城縣常陸國行方郡青柳村

十二番埴平民

農 久右衛門

天保六年未五月二日生

右八天資強實ナリト雖モ明治十一年十月頃
ヨリ発病至シ時々心下江衝心之症ニ而集医
之治療ヲ求メ種々ノ方々尽スト雖モ無効旨
ヲ以テ雨ノ診察ヲ乞フ依テ案スルニ積年之

間酒飲進好シ加之疹延之症相発シ嘔嗽甚敷
尚又腹中悸動強ク時々目眩之症アリ尚又目
今ニ至リ十二合位ツツ三度程吐血アリ右故
力精神虚弱相成リ依テ輔欠血劑并ニ清涼丸
客用候ト雖モ未タ薬効ヲ不知此段診断及ヒ
候也

明治十四年十一月五日

行方郡麻生村

主 住 医 羽 生 隆 庵 印

方乙第十八号

久右衛門

右之者本年徴兵ニ有之客年下検査ノ際免役
願出ニ付願書徴兵支署ヘ回送及ヒ候処願意
採用難相成趣ヲ以テ書類返却方申来候条依
テ本人共ヘ説諭ヲ加ヘ書面下戻シ可取計尤
モ強テ出願候ハ八八不得止次第ニ付徴兵署宛
ノ願書戸籍面写ヲ添総テ四通ッ来二月七日
迄ニ可為差出尤モ診断書ハ公立病院長調
査印ヲ要シ且病者ハ本検査ノ際軍医ノ診断
ヲ可受旨兼テ可達置候願書返却致旁此段及
通達候也

明治十五年一月三十一日

行方郡役所発

右村連合戸長役場中

戸籍戸之写

行方郡青柳村口十式番地

農父久右衛門亡

久右衛門

天保六年被付一五月二日生

妻 素 津

行方郡青柳村天保十二年丑正月七日生

明治八年十一月廿日入籍 長女きく

明治十一年十一月十日離

文久二年戊二月十一日生

明治八年十一月廿日養子入籍婿口 末吉

明治十一年十一月十日離縁

文久二年戊五月三日生

実父当村農 堀富十四男

長女きくノ夫

明治十四年四月十五日入籍婿 秋次郎

文久元年九月十七日生

実父当縣鹿島郡田崎村七拾番地

平民農長谷川嘉兵衛二男

明治十四年四月廿九日死亡

天保十一年四月諸国神社拝礼ノタメ家出致シ候ヨリ壬申戸籍調整ノ際帰村無之遂ニ戸籍脱漏相成居ル候明治十四年四月病氣ニテ帰邑候ニ付直ニ戸籍編入ノ儀郡役所江出願シノ上願濟ミ編入

伯父 農 兵吉

寛政十年五月十五日生

孫 秋次郎長女はつ

明治十四年六月十五日生

[鬼沢貞良氏所蔵]

この史料は、1881年11月に出された徴兵免役願いの書類である。ここには願人の診断書も添付され他の「御願」「戸籍之写」とあわせて、徴兵免役願い手続の正規の形式が整えられている。徴兵令の改正で新たに必要となった書類形式である。これらの書類を県には4部、戸長役場には3部提出しなければならなかったもので、庶民にとって免役願い手続をすること自体大変な苦勞であった。本史料の事例は、婿養子を戸主にし、あわせて徴兵免除を御願している。徴兵令の改正により、現戸主が年令50歳未満のもとでは養子は兵役免除の扱いをうけることが困難になった。よくても徴兵猶予の適用にとどまる。史料中の行方郡役所の示達でも、徴兵署の回答が「願意採用難相成」であった旨を記している。

制度改変は、民衆に手続の煩雑さ、証明書(とくに診断書)添付などの負担、さらに、細分化された免役・猶予条項の形式的適用による御願申請却下など、民衆の個別的な対応(手続)には障壁が厚くなっている。その結果が出奔逃走というタイプの徴兵忌避行動の頻発となって現われてくる。1789年改変の前から引きずっている事例もふくまれているが、

つぎの諸史料は改変後のかかる行動類型の増加を示すものである。

逃走御届

行方郡野友村第口番地

平民

婿養子

右之者儀明治十五年二月中徴兵年令適当ニ相成御検査之上差出シ可申之処其際本人逃走致シ候ニ付御届申立置候依之其後引続キ諸方柏尋候得共今相分リ不申ニ付此段御届候也

明治十六年二月十五日 右

印

徴兵支署御中

御届

行方郡借宿村 口壱番地

平民 農 口丈助

養子 藤四郎

右八本年徴兵適齡之煮ニ付客年十月行方郡役所ニ於テ下検査可相成之処同人儀同年七月中商法トシテ他出不在ニ付同年十月廿二日迄ニ東茨城郡役所出頭御検査可奉願旨延期書差出同日迄本人相尋候得共見当兼候ニ付畢竟失踪之儀ト被在候間客年十一月廿一日其段御届申上尚諸方相尋候得共今行方不相分候ニ付此段御届奉申上候也

明治十六年、一月十九日

行方郡借宿村 口一番地

丈助 印

親類 藤蔵 印

茨城縣徴兵署御中

戸長 鬼沢貞作 印

[鬼沢貞良氏所蔵]

失踪御届

行方郡小幡村

十年徴兵

惣十弟 口 徳次郎

右之者失踪以来諸方相尋候得共見当リ無候

二付其都度御届申上尚心当り之場所探索仕
候得共干今行方相分り不申候間此段御届申
上候也

明治十六年二月廿八日 行方郡小幡村
惣十他出二付親族
同郡玉造村
瀧 崎 印

茨城縣徴兵署御中
前書届出之通相違無候二付奥書調印仕候
也

行方郡小幡村聯合
戸長 横瀬甚兵衛代理
同郡借宿村聯合

以上の3件の失踪届けは、それぞれ別々の
事件であるが、しかし、同時期のほぼ同一内
容の文面であることから一括して掲載した。
出奔・失踪というのは兵役逃れの最終的手段
である。免役・猶予条件が厳しくなっていけ
ばいくほど多発していくことは確かである。
すべて二男、三男にまつわる事例で、長子嗣
子との落差がうかがわれる。最後の失踪御届
は、明治10年徴兵の者で6年間「行方相分り
不申候」扱い（徴兵義務は時効が停止するこ
とを示している）の事例で、親族による届文
が意外と淡々としている印象をうける。

上の史料にみる失踪者は、これまでの掲載
史料にみるように、徴兵適齢時点で免役願書
などを提出しており、それが不採択になった
後出奔・失踪している。戸主・嗣子などの形
式要件とは違って、「父兄等病氣ニテ困窮シ
代リテ家計取計ノ者」という裁量的要件の適
用は徴兵署による主観的判断に左右される。
診断書などの添付資料が判断の根拠になるの
ではなく、免役・猶予願い手続を困難にする
ために多量にして多額出費を要する書類提出
という負担を課しているだけのことではない
かと考える。それは、改正徴兵令が診断書に
ついて公立病院長署名押印のもと厳格な要
件を課したにもかかわらず、該要件充足の免

役・猶予願いをほとんど不採択にしている点
に看取される。不信増幅の結果しかもたらさ
ない改正規定であり、運用であるといえる。

こうして、徴兵制の改変は一方で、徴兵逃
れの防止策として法的要件を細分化しかつ厳
格化して民衆の反抗意識・不信意識を醸成し
たが、他方で、兵役兵士の合理的編成（多重
層組織）、また、社会的基底の安定策として
戸主・嗣子などの兵役免除・徴集猶予などの
優遇温存といった制度内在の合理的部分もあ
って、改変のもたらした矛盾と西南戦争に由来
する民衆の厭戦厭軍潮流を乗り切ることがで
きたといえる。

1881年の政変後の権力強化を背景に、⁽¹⁴⁾ そ
して1890年（明治23）の国会開設にむけて薩
長支配体制の強化、自由民権運動・在野政党
結成を規制するためにも、1879年改変の企図
をいっそう展開し軍体制の拡大強化をうなが
す措置がとられた。それが1883年に行なわれ
た三度目の徴兵令全面改正である。そこでつ
づいて1883年改変について考察するのである
が、その前に、民衆が改変直前に新令公布に
よって兵役免除特権を失うことを恐れて、前
法令にもとづく兵役免除を期待して一斉に戸
主替届けをしている有様を示す史料を掲げて
おこう。

戸主替御届

行方郡借宿村十七番地

鬼沢藤蔵

私儀

多病ニテ家事向差支候二付今般嫡孫鬼沢米
太郎ヲ以戸主相続為致候間此段御届申上候
也

明治十六年十二月一日 鬼沢藤蔵印

同村 親族 鬼沢丈介

行方郡長 飯嶋矩道殿

戸主相続御届 印鑑印

鬼沢藤蔵多病ニテ家事向差支候二付今般私

戸主相続仕候二付印鑑相添此段御届申上候也

行方郡借宿村

印 鬼沢米太郎

明治十六年十二月一日ヨリ奉用候

行方郡借宿村十七番地

明治十六年十二月一日 鬼沢藤蔵嫡孫

鬼沢米太郎印

同村 親族 鬼沢丈介

戸長 鬼沢貞作殿

戸主換御届

行方郡借宿村拾七番地平民

戸主 鬼沢藤兵衛

長男 鬼沢米太郎

右奉申上候私儀元来身体虚弱ニシテ家事向難行届候二付今般親族協議之上長男鬼沢米太郎江戸主相譲リ家事向為取計度尤同人儀未夕幼年二付同郡同村廿九番地鬼沢村治ヲ以当明治十六年十二月廿五日ヨリ同二十年十二月迄後見二相定メ家事向取計方委任可仕旨熟議相成候二付此段御届申上候也

明治十六年十二月廿日 右

鬼沢 藤兵衛印

戸主譲受人 鬼沢米太郎印

同郡同村後見人 鬼沢村治印

戸長 鬼沢貞作殿

前書之通届出候二付証印仕候也

戸長 鬼沢貞作印

[鬼沢貞良氏所蔵]

戸主換御願

行方郡野友村第四十九番地

農 浜田 ハマ

行方郡借宿村十七番地

養嗣子 浜田 芳之助

右浜田ハマ奉申上候私義明治十六年第九月中ヨリ眼病相発シ数医治療ヲ請フルコト多日然ルニ其効ナク両眼共更ニ晴瞭ヲ不覚恰モ暗黒ニ住スル憶ヒ起居スルニ其自由不得

依テ今日之産業毫モ不克嘗コト随テ家事向八勿論諸般差支候二付私儀爾来隠居仕右浜田芳之助へ戸主相続為致百事同人ヨリ取計八七度候間右御聞濟被成下度此段奉願上候也

明治十六年十二月廿四日

行方郡野友村

願人 浜田 ハマ印

戸主続受人 浜田芳之助印

同郡同村 親族 浜田 清兵衛印

人民 惣代 長峰 丈助印

行方郡長 飯嶋 矩 遭 殿

前書之通願出候二付調印仕候也山

戸長 鬼沢貞作印

戸主替御届

行方郡借宿村四十五番地

二重作六右衛門

私儀

多病二付家事向差支候二付今般嫡孫二重作仙之介ヲ以戸主相続為致候間此段御届申上候也

明治十六年十二月

右行方郡借宿村四十五番地

二重作六右衛門印

二重作六右衛門長男

二重作仙太郎印

同村親族 田山倉吉印

戸長 鬼沢貞作殿

御届ケ書

行方郡青柳村拾六番地

郡司 彦六印

右申上候戸主相続之儀二付養父彦左衛門ヨリ私シ江譲リ受ベク八順序ニ有之候然ルヲ私シ長男彦太郎江戸主相続相譲リ候趣ニ御座候得共同人儀八未夕幼年而已ナラズ私ノ厄介ニ有之候間彦太郎江戸主換之儀八私ニ於テ不服ニ御座候間為念此段可御届ケ置申上候也

明治十六年十二月廿七日

青柳村 郡司彦六印

戸長 鬼沢貞作殿

[鬼沢貞良氏所蔵]

上のような「戸主替御届」「戸主相続譲渡御届」の書面は、借宿村外四連合村の地域に限定しても相当数に上る。借宿村を例にとると、1883年当時の村は79世帯、そのうち18世帯から戸主替届けが出されている。その時期の前にも後にもみられない多数の届けである。しかも、書類はいずれも1883年（明治16）12月の日付のものである。それは間違いなく、同年12月28日新徴兵令公布の直前に戸主替手続をとって徴兵免役の資格を得ようとしたものである。後述するように、その改正は従来からの免役特権を戸主から奪う内容のものであったからである。まさに、改正の月に戸主替届けが集中したのは、徴兵令改正の情報が直前になって民衆に伝わってきたからである。事前に庶民の利害にかかわる情報が政府・県郡役所から出されなかったわけで、徴兵令が国民代表府の制定によらなかった非民主政の所産であることを典型的に示す出来事である。

(2) 1883年の改変

1883年12月28日付太政官布告第46号によって、徴兵令は全面改変された。新徴兵令は、第一章総則の第一条で「全国ノ男子年令満十七歳ヨリ満四十歳迄ノ者八総テ兵役ニ服ス可モノトス」と規定して、従来にはない明確さをもって国民皆兵の趣旨を打ち出した。1883年の徴兵令改定の性格については「世論にはいささかの考慮も払うことなしに、また予想される侵略から国家を防衛する差しせまった必要もないままに、定められたのである。（これはとくに1883年の改正令が布告されたときについて言う。）」⁽¹⁵⁾との古典的な指摘がある。まさに皆兵制の構築に段階を画するような新徴兵令は、改定に先立って前年

（明治15）1月4日に発布された軍人勅諭および同年8月5日布告の戒厳令とともに、天皇忠誠の軍人精神の育成と自由民権運動への鎮圧軍という体質改造を経て、対外侵略（外征軍）と軍国主義化への制度的支柱になるのである。

改変の主眼点は、先の1979年改変の企図をいっそう徹底し発展させることにあった。

兵役義務の内容（兵役兵士の軍隊所属）については、服役期限が従前の10年から12年に延長されて常備兵役7年〔現役3カ年、予備役4カ年〕、後備兵役5年。

予備兵は「平常二在テ八技芸復習ノ為メ毎年一度六十日以内」召集され、「兵員実査ノ為メ毎年一度点呼」をするというように、軍事訓練参加が義務づけられ兵役拘束が格段につよめられた。この点は後備兵も同様である。

このように、1883年の制度改変は、常備軍予備軍後備軍という兵役兵士の配置編成の型はこれまでどおりにして常備軍の人員数を現状維持としつつ、他方で予備軍・後備軍兵士の平時における「技芸復習」＝軍事訓練を格段に強化して、現役兵と同水準の能力の維持に力点をおいたのである。まさに「国軍は縦に養うて横に使ふ様にせねば国庫は堪へ能はぬ。（常備兵を少くして予・後備を多くする事）」⁽¹⁶⁾の展開である。

このような合理的な仕組みにくわえて、新たに強制徴兵とは別枠の兵員確保（志願兵）の制度を正式に採用し兵役免除・猶予制の陥穽を埋める 埋めてさらにおつりがでるほどの効果を有する 手筈を整えた。すなわち、20歳未満17歳以上の者に現役志願の途を開いて（第十条）、若年齢層の職業軍人への誘い・軍事思想の醸成・現役兵の年令層を拡げ徴兵士と志願兵士の二重〔競合〕構造・長期軍歴（キャリア）兵士の確保など、軍隊と社会に一定の構造的変化を呼び起こす要素を導入した。さらに、公立学校卒業生に費用自弁の条件で、1カ年志願兵制（それ自体優遇策であ

る)を設けて、それと引き替えに従来の兵役免除特権の変更・兵役強化を図った。

兵役免除・猶予について従前と変わった点は、なんといっても兵役免除が一つの要件(痲疾、不具等で「徴兵検査規則ニ照ラシ兵役二堪ヘサル者二限ル」)しか掲げられていないことである。以前の「国民軍ノ外」免除および「平時ニ於テ」免除も削除され、あとは徴集猶予——補充員不足か、戦時・事変の際には徴集されるので、いつでも猶予が停止されるという条件付のもの——だけである。兵役免除の概念は実質的に否定されたことになる。それ故に、免役料上納制(旧代人料上納制)が今回廃止されたのも当然といえる。

普通猶予の適用(第十七条)は、戸主、戸主年令満60歳以上ノ者ノ嗣子(以前は50歳以上であった)、戸主痲疾等で「一家ノ生計ヲ営ムコト能ハサル者ノ嗣子」、現役兵の兄弟一人、などある。

特別猶予(なんらかの事故ある期間にかぎって猶予)の適用(第十八条)は、官公立学校教員、官立大学校生徒、身幹未タ定尺ニ満タサル者、疾病中で未だ兵役に堪えざる者、洋行者、裁判未決の者、などで、これらの者も9月15日前に各自届け出をしなかった場合は猶予が適用される資格を失う。

こうして、1883年改変は、規定をみるかぎり兵役逃れを許さない厳格な縛りをかけたといえる。しかしそれでもなお、徴集猶予の取り扱いに精確を期しがたきところがあって、1889年(明治22)1月に全面改正を余儀なくされたというのであるから、民衆の対応のしたたかさは底しれないものがある。1884年に戸長民選制が廃止され民衆にとって兵役逃れの“協力者”が手の届かぬところになってしまったにもかかわらず、結果的に全面改正の事態を迎えたのであるから、民衆の対応についてそのように評したとしてもあながち間違っていないであろう。

では民衆は、どのように対応したのである

うか。興味深い史料として、改変後の1885年(明治18)徴兵人名調べの様子をみてみよう。行方郡借宿村外4カ村連合の徴兵適齢者の扱いに注目されたい。

十八年徴兵人名調

借宿村分

四拾番地

元治元年十二月十日生 戸主二重作子之吉

四拾九番地

元治元年十一月十一日生 戸主栗林清太郎

六拾六番地

元治元年十二月十日生 戸主 二重作春吉

他管轄へ寄留

六拾八番地

元治元年二月廿日生 戸主 高柳 芳松

六拾九番地

元治元年十二月十六日生 戸主永井甲子松

青柳村分

拾貳番地 小野瀬秀太郎弟

元治元年九月十五日生 小野瀬三之助

式拾八番地 海東近之助弟

元治元年十二月七日生 海東久吉

半原村分

拾五番地

元治元年九月十日生 戸主 関口半治郎

四拾六番地

慶応元年四月十日生 戸主 大森又市

野友村分

壹番地 大原新次郎長男

元治元年十月三日生 大原安太郎

明治十七年六月

借宿村連合

戸長 鬼沢貞作

[鬼沢貞良氏所蔵]

この史料には、徴兵適齢者10名のうち7名に戸主の肩書きが記されている。徴兵令の改正で、戸主は徴集猶予の扱いになった。猶予は「補充員不足スルトキ又ハ戦時若クハ事変ニ際シ兵員ヲ要スルトキハ」徴集される(第

十七条) という条件付である。しかし、それでも猶予の資格を得ようとして20歳の若者の殆どに戸主の肩書きを与えている親達の姿勢に徴兵制への対抗を看取することができる。

一方で、3年間の現役兵勤務を経験した予備役兵士ともなると、つぎのように几帳面に対応するようになる。

御受書

行方郡借宿村 滑川平蔵次男

滑川松治郎

私儀予備兵員之處御召集有之節者速ニ出頭致度旨御達ニ付他出不仕候様注意罷在候間此段御受申上候也

明治十七年十二月三十一日

滑川松治郎

戸長 武田松之輔殿

[鬼沢貞良氏所蔵]

この史料にいう「予備兵員」は、予備役(4カ年)——これと現役(3カ年)とに常備兵役は二分——の服役者で「戦時若ク八事変ニ際シ之レヲ召集シ常備隊ヲ充実シ又補充隊ニ編成ス平常ニ在テハ技芸復習ノ為メ毎年一度六十日以内ヲ召集シ又兵員実査ノ為メ毎年一度点呼ヲ為ス」(第十三条)という義務を課せられている。この義務の示達に対して「他出不仕候様注意罷在」との御受書を差し出して謹慎の誓いを申し述べているのである。予備役兵士が点呼召集に応じられなかった顛末を、恐らく事情聴取されて供述したものとみなしうづつぎの史料も興味深い。前史料では予備役兵士への拘束を反映して「他出不仕候様注意罷在」と心構えを記しているのに、つぎのものは他出して不都合な失態を起こしてしまったわけで、その対照的な現われに民衆の多様さをみるおもいである。

口供

茨城縣常陸國行方郡三和村

三拾七番地住 平民農 鳥次牛蔵弟

明治十八年予備役輜重輸卒廿七番

鳥次捨蔵

当九月廿七年九月

自分儀本年七月十三日玉造村ニ於テ点呼施行ニ応スベキ旨御達之趣承知仕候ニ付同月十一日寄留地東京府本所区番場町四拾叁番地出發致ヘク心得ノ処同月十日午前六時三十分頃ヨリ水氣足病ニ相罹リ夫レノ故二路金遣捨差支候ニ付帰村仕兼御召集不応仕候事

右之通相違不申上候

明治十九年九月

右

鳥次捨蔵

[鬼沢貞良氏所蔵]

この史料は、上に書いた「兵員実査ノ為メ毎年一度点呼ヲ為ス」との義務に応ずることができなかった折の事情聴取で供述された調書で、調書末尾の戸長名をみるとかかる事情聴取も戸長役場の仕事であることがうかがわれる。徴兵する側は年一度の点呼施行で所在を確認しうる反面、民衆にとっては身動きできない制約感を抱いたものと考えられる。

戸長にたいする縛りも先の1879年改変時に「作為シ其他詐欺ヲ以テ徴集ヲ忌避スル者並ニ郡区長或ハ戸長ノ之ニ証印ヲ為セシ者ハ共ニ常律ヲ以テ之ヲ処分ス」(第六十六条)との規定が盛込まれ、はじめて刑罰の威嚇が加えられ、そして、徴兵業務あるいは兵事事務の執行の指揮命令系統に現役士官が参入してくるに及んで戸長統制は質的に変化してくるつぎの史料はこの事情を端的に示している。

「兵事帳簿の精確な整理を求める示達」

戸長

丙第四百号

郡長

兵事ノ儀ニ就テ八時々ノ布告布達モ有之兵籍ニ係ル帳簿類ハ整理ノ筈ニ候処今日尚未タ精確ナラサル向キモ有之哉ニ相聞右ハ平常執務ノ差支ノミナラス或ハ不時ノ需ニ応シ難キ場合等有之候テハ実ニ不相次第ニ付

自今属官ヲシテ点検セシムル儀ハ勿論陸海
軍人ニ於テモ臨時検閲可有之候条一層精密
ニ注意シ不都合無之様整理可致置此旨相達
候事

明治十六年十一月十九日

茨城件令人見寧代理

茨城縣大書記官相原安次郎

この史料は、県から郡長・戸長宛てに出された示達で兵事帳簿の整理状況の点検・検閲に係官・将校を立ち向かわせるという一種の威嚇文書である。文中の「陸海軍人ニ於テ臨時検閲可有之」とは兵事事務への軍の直接関与を意味し、これが地方行政機関内における軍の出先機関の拡大（1883年（明治16）1月各府県に軍主導の「兵事課」設置【太政官達第二号】、同年6月各府県に尉官の駐在官1名、各郡区に下士官の駐在官1～3名の設置決定【後備軍司令部条例】改正）に起因していることはいうまでもない。兵事行政における軍の主導性のつよまっていることを示す史料である。このうえに、1884年戸長民選制が廃止されているのである。

このような傾向のなかでは、民衆による徴兵令兵役免除・猶予規定の利用もなかなか功を奏するわけにはいかない事態となる。1883年改変後の典型的な兵役免除手続と結末を示す史料がつぎのものである。

「明治十六年徴兵令改正後の免役願と却下」

朱書

「下検査之節差出有之節却下分」

行方郡野友村連合

免役願

借宿村

二重作 熊次郎

右通達仕候也

明治十七年四月十六日 差添人

次木村 戸長 額賀厚十

免役之儀御願

行方郡借宿村二十六番地

農 二重作熊次郎

養父 二重作平兵衛

天保九年十月十五日生

右私儀明治十年二月ヨリ眼病二罹リ年来数
医之治療ヲ受クルニ其無効驗日ニ増シ眼中
朦朧ハシテ産業ヲ営ム事不能実ニ貧家窮民
該業ヲ営ム者弱婦老名之已殊ニ六歳之女子
老名有之今日之生活ニモ差支治療ヲ受ルニ
薬料之方便モ相儘キ日々之治療ヲ相省キ一
ケ月一兩度ヲ度トシ療養候故耶近頃病勢甚
タシク歩行ヲナスニ手引之助ヲ要スル仕合
実ニ困難之折柄養子ニ重作熊次郎儀戸主ト
シテ家事向取計方相任せ漸ニシテ今日ノ糊
口ヲ凌クニ今般右熊次郎適齡ニシテ御召出
シ相成候テ八前条病患ニ迫リ困民之私シ活
計之手段モ無之既ニ渴命ニモ可及程之仕合
何卒特別之以御仁恤ヲ服役之儀御免除被成
下置度依之医之診断書相添親族一同連署ヲ
以テ此段奉懇願候以上

明治十七年四月十六日

右 二重作 平兵衛 印

親族 長 峯 富右衛門 印

茨城縣徴兵署御中

前書願之通事実相違無御座候ニ付奥書
証印仕候也

戸長 鬼 沢 貞 作 印

保証書

行方郡借宿村二十六番地

農 二重作熊次郎

養父 二重作平兵衛

右二重作平兵衛養子今般御徴集御猶予別
紙出願之儀事実相違無之候ニ付保証仕候
也

明治十五年徴兵東京鎮台佐倉營所入営

城 山 留次郎 伯父

鹿島郡大戸村三十二番地

保証人 戸主 城 山 幸 作 印

明治十四年徴兵東京鎮台入営

海 東 松 之 助 実父

行方郡串挽邑七拾四番地

保証人 海 東 新兵衛 印

戸籍面写 診断書 略

1884年4月の徴兵免役願に関する一連の書類で、養子を戸主として免役を願いだたけれども却下された経緯を示す史料である。前年12月の徴兵令改正が影響した事例である。形式的いえば、免役之儀御願でなく徴集猶予之儀御願と書くのが新徴兵令の要件に該当する正しい表記である。新徴兵令では戸主は徴集猶予扱い（第十七条五項）となっているが、例外規定があって、「年齢六十歳未満ノ戸主 廢疾又ハ不具等ニシテ一家ノ生計ヲ営ムコト能ハサルニ非ス...シテ戸主ヲ罷メ」その跡を継いだ嗣子は徴集猶予の限りにあらず（第二十二条三項）という取り扱いになる。上の史料についていえば養父は天保9年の生まれでこの時満45歳である。結局、病弱のほどについての診断が徴兵署によって容認されなかったことから徴兵猶予願いも却下されたのである。

1883年改変の特徴の一つは、このように、免役・猶予にたいする例外規定・除外規定が広く設けられ、しかも該規定が行政当局の裁量的判断を許容する構成となっていることである。以上にみてきたように、改変は、徴兵制に矛盾の様相を色濃く刻みこみ、兵役義務の緩和された部分（包摂の構造）と厳格強制（皆兵原則の徹底）との間の比重移転が民衆にも判明してくる契機をもつものであった。同時代の自由民権運動の昂揚は、政府の兵役強制策にたいする民衆の抵抗運動を包括していたがゆえに出現したことを見過ごしてはならないであろう。他面で、民衆の政治的高揚が明治政府をして実力装置(軍隊)の拡充強化策に向かわせ、徴兵制の完成（皆兵原則の完遂）に走らせるのである。

(3) 1889年の改変

——日本型徴兵制の確定——

1889年（明治21）1月21日法律第一号をもって改正徴兵令が公布された。帝国議会の開設

はこの後であるので帝国議会制定法という意味での法律ではない。20日後に公布された明治憲法の「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」（第二十條）を先取りする形で新徴兵法が制定されたのである。改正徴兵令は、従来特別の有資格者が享受していた徴兵免除・徴集猶予をほぼ一掃し「皆兵」原則を完成させた。それは、他面で、国内治安軍から外征軍へとその主な機能目標を変容させてきた徴兵制改革の推移の到達点を示すもので、5年後の日清戦争から以降絶え間なく拡大していく対外軍事侵略のための人的確保制度をつくりあげたといえることができる。

まず、兵役義務の内容(徴集兵の帰属組織の編成)は、常備兵役【現役は陸軍3カ年、海軍4カ年、予備役は陸軍4カ年、海軍3カ年】——後備兵役【5カ年】——国民軍【常備後備服役兵以外の満十七歳より満四十歳迄の者】という基本型を軸にして、その周辺につぎのような例外的徴集制を設けた。「各兵役ノ期限既ニ満ルト雖モ戦時或ハ事变ニ際スルトキ.....其期ヲ延スコトアル可シ」（第六條）、満17歳から20歳未満のものの志願現役兵、満17歳以上満26歳以下の官立学校などの卒業生で「食料被服装具等ノ費用ヲ自弁スル者」が志願により1カ年だけ服する現役兵（服役後7カ年予備役・3カ年後備役に服す）、抽選の結果所要の現役兵員を超過した壮丁となる1カ年予備徴員（1年間に徴集されなかった場合は国民兵役に服す）。

依然として特権付与の制度（上の ）を設けて差別的な取り扱いを許す余地をのこしているが、 のように有事の際に総動員体制を敷くことのできる規定も用意して民衆にとって兵役義務が質量共につよめられていることは明白である。

第三章の免役延期および猶予の各条項をみても、従前の徴集猶予が国民兵役を除いて事実上免役扱いであったのが、今度は猶予事由消滅後に現役兵を含めてなんらかの兵役に服

する扱いとなっている。したがって、徴集延期もしくは猶予の後兵役に服するという一方で、もはや一時的な「徴兵忌避」しか享受できなくなった。免役要件は従前どおり、「廢疾又ハ不具等ニシテ徴兵検査規則ニ照シ兵役ニ堪ヘサル者」のみであった。

徴集延期は——次年に於てなお適さない者は国民兵役に服すとの条件で——、身幹未だ定尺に満たない者、⁽¹⁷⁾ 疾病中などで労役に堪えられない者(第十八条)、他の条件のもとで、重軽罪のため訊問又は拘留中の者、家族が自活不能の確証ある者は願により但し「其事故三箇年ヲ過クルモ仍ホ止マサル者」は国民兵役に服する。

みられるとおり、従来あった「戸主」「嗣子」などの身分に伴う免役・猶予の特典は一掃された。その代わりに兵事係等の裁量判断に委ねられた形の延期措置だけとなった。こうして、民衆にとって徴兵逃れは、実質上抽選が外れる幸運、いうなれば“神頼み”しかなくなってしまった。これ以後、徴兵適齢者の徴集率は急速に高くなっていった。

同時に、これ以後の免役、徴集延期・猶予願の史料が借宿村外4村連合地域(1889年4月町村制施行で行方郡秋津村に統合)にはみあたらなくなってしまった。1889年の徴兵制改変で民衆が閉塞せしめられてしまったのかそれともどこかに史料が眠っているのか。茨城県内に目を広げ、たとえば『茨城県史料近代政治社会編』巻以降をひもといても同様にみあたらない。⁽¹⁸⁾ 1889年改変が文字どおり段階を画する内容をもっていたということがこのような点にも示されているのではないかと考える。いずれにせよ、これを境に日清・日露両戦争を経て、民衆の日常生活のなかに軍事的性格の営みが急速に浸透していき、生活の一部として定着していった。つぎの史料はそのことを示している。

「郷軍人門標雛型の通知」

巴第四三二号

在郷軍人門標掲出ノ件 帰休兵予後備役及補充役ニ編入セラレシモノ左記雛型ニヨル門標ヲ第一師団召集事務規定第三十六条並二本縣召集事務取扱手續第四条ノ規定ニ基キ掲出可為致旨其筋ヨリ通牒有之候条此標ハ平戦両時共召集令状逆達及軍人身上ノ監視家族保護等ノ為メ尤モ必要ナルノミナラズ一八軍人ノ名誉ヲ表彰スルモノナレバ該門標ハ公衆ノ見易キ場所ニ至急掲出相成リ候様致シ度此段及通達候也

明治三十九年十月三十日

鹿島郡 巴村 役場 印

田口良正 殿

門標雛形

横三寸

在郷軍人何之某

[田口正称氏所蔵]

この史料は、1906年(明治39)10月末に巴村役場から或る補充兵宛てに出された示達で家の門票の掲出要請とその雛型を記したものである。門票の掲出は、帰休兵、予備後備役および補充役に従事するものに求められ非常の際の連絡、軍人身上の監視、家族保護軍人の名誉表彰などの意味をもつと記されている。こういう行為が日常生活においてありふれた光景になることを社会の軍国主義と呼び包摂の完成といつてよい。

おわりに

本稿は、冒頭でも述べたように、導人以降の徴兵制の改変が一貫して、民衆に不自由、不利益を課する度合いを増大させるものであった、そして、そのような傾向こそが徴兵制の制度的完成への歩みであったという一般的な歴史認識に対して、そもそもそのような推移

を可能ならしめた原因はなにかということに関心を持ち、その原因を民衆の受容的対応を呼び起こした制度の構造、包摂的なメカニズム、その限りでの合理的な論理の制度内在化という点にみいだせるのではないかと仮説のもとに改変の内容と民衆の対応を考察してきた。

結論は複雑である。制度の包摂的な構造というより、徴兵令が設けている有利な条件を活用した民衆の知恵、民衆相互の間での情報提供や共同的な運動、そのリーダーシップの中心に位置したとおもわれる戸長の役割など自立の主体的な要素の展開であるとみなすほうが妥当ではないかという考え、他方、そのように民衆のつけいる余地を制度が有していることが客観的には制度保存の根拠ではないかという考えなどが錯綜している。

つけ入る余地を制度がもつというのは、そうすることができた者とそうでない者とを生き出し、結果的に不公平な制度運用を許し、制度への不満や批判を呼び起こして命取りになりかねない危険性を孕んでいるが、つけ入ることができた側の人々が多数であって、徴集された—自分に不利なように結果した—人々が少ない場合は、危険が回避され、また制度の安泰もはかられる。特定の地域の限られた史料という範囲での考察ではあるが、改変の度に隙間が狭まったにもかかわらず、民衆がつねに徴兵制につけ入ることをしてきたことは確認できる。

明治前期の徴兵制は、民衆の同意を調達しうるメカニズムをとおしての産物ではない。その意味で手続的に—それは当然に内容にも反映する—非民主的な性格のもの、民衆にとつて正当なものではないとみなしうる代物である。このような性格の制度は、歴史的には外在的な正当化の操作（神憑りか、神聖イデオロギー）をつねに相伴させてきた。わが国の徴兵制も、皇国保護、軍人勅諭、天皇の軍隊といった詐術操作により色濃く刻印されて

いる。しかし、明治維新を経た民衆はそれだけで絡めとられるほど単純ではない。導人時の「血税一揆」が証左である。そうすると民衆の同意の調達メカニズムが不存在であるから、暗黙の了解＝受容を確保する制度自体の合理性が決定的な要素となる。合理性という言葉はここでは（本論においても）、民衆の意識に適合したものという意味である。

明治前期の徴兵制は、そのような合理性をもち、かつ維持しながら、非民主的な性格のゆえに脆弱な存在であった自らを生きながらえさせてきたと結論づけても間違いはないであろう。そして、1889年改正徴兵令は、明治憲法の具体化法という装いもさることながら、帝国議会の追認という形式をとって「国民の同意確保」の言説をもちいることができるようになったことから、合理性の制度内在化の必要もなく自らを一変させたわけである。

注

- (1) 吉田裕『「徴兵令」における解題』（『軍隊兵士 日本近代思想体系』1989年）66頁および122頁。その他に、飯島茂『日本選抜史』1943年、427頁。松下芳男『改訂明治軍制史論』（下）1978年、139頁以下。大江志乃夫『徴兵制』1981年、108頁以下。近刊では、加藤陽子『徴兵制と近代日本 1868～1945』（2000年10月、吉川弘文館）、一ノ瀬俊也『近代日本の徴兵制と社会』（2004年、吉川弘文館）が詳しい。
- (2) 上注(1)に示した諸文献、とくに松下芳男『改訂明治軍制史論』（上）が詳しい。
- (3) 1872年（明治5）は12月3日をもって1873年（明治6）1月1日とする太陽暦への切り替えが布告されたことにより、徴兵令公布は徴兵告諭から13日後のことである。両者のずれは、徴集兵員の召集や該兵員の帰属先に責任をもつ全国六管鎮台の管轄地域が決まらなかったことによる。
- (4) 新治県は、1871年の廃藩置県で常陸6郡

下総3郡をもって発足した新設県であるが、1875年に茨城県と千葉県とに分割統合されて廃止された。現在の行方郡地域はその時茨城県に組み入れられた。

- (5) 陸軍の教育機関である陸軍兵学寮（1868年（明治元）8月京都創設、72年（同4）12月東京移転）は、1873年6月制定の陸軍兵学寮概則によって寮中に「幼年学校、教導団および士官学校」の3校が区分設置され、さらに同年10月制定の陸軍兵学寮内条例で「士官学校は歩騎砲工四兵の士官を教育培養し幼年学校は少年生徒に洋語および普通学科を教授し、教導団はもっぱら下士官を教導し、かつその学課を試験するもの」というように各校の目的・役割が明確に定められて陸軍教育機関としての整備に段階が画された。その後は各校が兵学寮から独立していき、教導団は、翌74年8月兵学寮から離れて陸軍省の直轄となり、陸軍下級幹部の養成の専任機関となった。兵学寮生徒ならびにその後独立していった各士官養成学校の生徒の志願者の有無を調査することも戸長の仕事であった。
- (6) 1873年（明治6）1月徴兵令発布と同時に「六管鎮台徴員并式」が発布されて全国徴員数および各鎮台配属数が定まり、徴兵令の実施の条件が整った。第一師東京鎮台常備の内訳は、歩兵三連隊・騎兵二大隊・砲兵四小隊・工兵三小隊・輜重兵一隊・海岸砲兵三隊で人員7,040人、したがってその内の1ヶ年徴員は2,380人である。ちなみに全国六管鎮台の総計は人員31,680人（内1ヶ年徴員10,560人）で、各鎮台所属の府県より毎年の定員を徴募して管内の守衛に充たらせることになったわけである。この東京鎮台常備の工兵二小隊の兵士として志願者を募ったのであるが、正規の徴集兵士が定員に満たなかったことに理由があったのであろう。
- (7) 例えば、明治9年の行方郡半原村（4連

合村の一つ）からのつぎのような進達。

第十二大区六小区 行方郡半原村
今般三百七拾二号を以御達二相成候陸軍省
ヨリ教導団歩兵科并喇叭生徒志願之者無之
候間此段御届奉申上候

明治九年十二月十一日 右 村

副戸長 大森信義 印

茨城縣権令中山信安殿

[鬼沢貞良氏所蔵]

さらには、明治10年、西南戦争に伴う海軍兵士臨時募集にたいする行方郡野友村および青柳村（いずれも4連合村の一員）からの進達。

第十二大区六小区 行方郡野友村
今般海軍兵員御徵募二付志願之者有無共可
届書旨御達二相成候処村内二志願之者壹名
モ無御座候依而此段御届奉申上候也

明治十年第六月 右 村

副戸長他出二付代理

人民惣代 長 峰 富右衛門 印

[鬼沢貞良氏所蔵]

第十二大区六小区 行方郡青柳村
丙第七十七号今般臨時御召募二応シ候者更
二本年六月一日ヨリ向キニカ年之間壱人口
下賜候旨御達之趣奉敬承取調候処右村内御
召募相成候者無之御座此段御届奉申上候

明治十年十二月十八日

村 長 高 野 録 三 印

茨城縣権令野村維章殿代理

茨城縣大書記官本田親英殿

[鬼沢貞良氏所蔵]

日付からみて、上の史料は西南戦争に伴ったものである。1877年（明治10）2月から7ヵ月に及んだ西南戦争は、官軍側においても全鎮台兵を動員しそれでも不足して6,700余名の臨時徴集兵を充て、海軍も軍艦11隻、運送船44隻、将兵2,200余名が動員されるといった史上最大の内乱であった。東北地方では警視庁巡查を募集しこれを兵隊に変えて戦地に送りこんでいる。こ

の時点での臨時兵徴募がいかに差し迫ったものであるかは、上二番目の史料に記されている「吉人口下賜候」とまでのべて従軍期間中の特別給与を用意した点に現われている。それでも、青柳村には応ずるものがいなかったのであるから、その理由はなぜなのか興味深いものがある。この地域には戦争の緊迫した影響がさほど及んでいなかったにしても、村民の間には参戦への拒絶意志が働いていたものと考えられる。

- (8) 徴兵逃れは、現在でも取り沙汰される可能性のある事柄なので、氏名は伏せることにし、以降も同類資料の掲載の場合は同様とする。
- (9) この後、この始末書を認めた本人に対する問責はつぎのような贖罪科金というかたちでおこなわれた。

徴兵検査喚出拒否者への贖罪科金書面
 新治縣管轄第三大区小五区
 常州鹿島郡鉾田村
 八 番屋敷居住
 農 弟
 口

其方儀徴兵選挙二可相成儀ヲ承り家出致所々徘徊致科雑犯律違令式条二依咎一十贖罪金七拾五錢申付ル

新治縣管轄第三大区小三区
 常州行方郡延方村
 番屋敷居住
 農 二男

其方儀徴兵検査二付喚出ヲ受ケ不得意ヨリ家出致シ茨城縣管内へ逃込致ス科雑犯律違令輕咎三拾贖罪金二円二十五錢申付ル

新治縣管轄第三大区小一区
 常州行方郡借宿村
 二 番屋敷居住
 農 長男

其方儀徴兵検査ヲ受候身分家出致シ茨城縣管内へ逃亡致ス科雑犯律違令輕咎三拾贖罪金二円二十五錢申付ル

鹿島郡東下村舎利組
 副戸長 岡野五左衛門
 下総匠磋郡中谷里村
 副戸長 実川重蔵

筑波郡大志戸村
 副戸長代 野口四郎左衛門
 鉾田村 戸長代 荒野平治右衛門
 延方村 副戸長 下河四郎兵衛
 借宿村 副戸長 二重作勝蔵

右之通申渡ス問旨存ス可シ

明治六歳酉六月廿二日

[鬼沢昭武氏所蔵]

上の史料は、徴兵令施行直後における兵役義務不履行者への処罰の有様を示している。徴兵検査の呼出しに応じなく逃亡していたものへの咎刑と贖罪金の科刑は重い処罰である。史料で注目されるのは、この処罰書面の差出人が連合村の副戸長であるという点である。裁判所などによる決定を連合村役場が代わって本人（あるいはその戸主）に申し渡すという仕組みは徴兵責務を村（戸長）にも負わす考え——兵役逃れに対する村の共同防止責任——のあらわれである。共同体の連帯責任という伝統的な抑制装置がここでも用いられていると考えてよい。

- (10) 戸長の名簿作成における裁量について考える材料を紹介しておこう。戸主からの「明年十七歳国民軍相当」届けが戸長に出されているにもかかわらず、戸長の区長への届けでは「無御座候」となっている奇妙な例である。

国民軍年齢御届書

私長男粕尾徳治郎儀安政六未年五月廿日出生ニテ明年十七歳国民軍相当仕候間此段御届申上候也

第拾貳大区六小区
 明治九年十一月二十日行方郡借宿村
 四拾九番屋敷居住
 農 粕尾丈吉印
 戸長 鬼沢貞作殿

届書 行方郡倍宿村
 二重作直吉
 長男 二重作常吉
 私長男二重作常吉儀明年十七歳国民軍相当
 仕候間此段御届申上候也

第十二大区六ノ小区
 明治九年十一月 五拾七番地
 二重作直吉印
 同村
 戸長鬼沢貞作殿
 [鬼沢貞良氏所蔵]

明年十七歳相当之者無之御届
 当拾貳大区六小区行方郡借宿村二於テ明年
 十七歳相当之者無御座候間此段御届申上候
 也

第拾貳大区六小区
 明治九年十一月 行方郡借宿村
 副戸長 鬼沢貞作印
 第拾貳大区六小区
 副区長 西谷稽造殿
 [鬼沢貞良氏所蔵]

徴兵令第六章「徴兵雜則并ヒ二扱方」の第十二条で「男児十六歳ニ滿レ八其年ノ冬十一月十日迄ニ各個戸長ヘ左式ノ書付ヲ以テ届出ヘキ」と定められ、その要件を満たした場合には、息子を国民軍籍に編入する手続きを戸主はとらなければならない。上に掲げる二つの国民軍相当令届書はいずれも、この規定にもとづくものである。11月20日付の届けになっているのは末端での徴兵令の施行水準を推察しうる証拠となるであろう。

最後の史料は、借宿村副戸長から副区長

に差し出された届けで、徴兵令第六章第十二条で「戸長之ヲ取調ヘ十一月廿日迄二所轄ノ区ヘ差出」すという定めにもとづく手続きである。興味深い点は、前二つの史料において、各戸主が「十七歳国民軍相当仕候」と届け出ているのに、それを受理した副戸長が副区長に「明年十七歳相当之者無御座候」としている点である。戸長の裁量のなせる術なのか、それとも、戸主の届けは戸長による県への進達後になされたのかははっきりしない。

- (1) 郡が徴兵事務の指揮命令系に新たに参入してきた状況を示す史料を参考までに掲げておこう。これは1879年徴兵令改正にかかわる行方郡長の示達である。

行第百八十三号

戸長役場

先般徴兵令改正公布相成候二付テ八来ル明治十三年相当ノ徴兵各自届出ニ依リ予テ取調者手中ノ分八悉皆相廃止更ニ下検査可相成リ筈ニ候得共本年調整ノ時日甚切迫ノ義ニ付下検査ニ先タチ本縣并当役所係リ吏員来ル十三日ヨリ別紙日割之通該戸長役場ヘ出頭各自届書取更調査可致候条安政六未年三月一日ヨリ万延元申年一月末日迄ニ出生之者別紙雛型ニ倣ヒ其戸主調査ノ届書取揃左ノ諸帳簿無失念持参同日午前第十時迄ニ急度出頭可致此旨相違無事但シ可成丈戸長出頭ヲ要スト雖モ不得止事故アルトキ八書生ノ内出頭可為致候事

明治十二年十二月五日

行方郡長 飯嶋矩道

1878年地方三新法の施行によって国家組織網の上意下達回路に郡が新たに挿入され中間地方組織として町村支配の重要な役割をはたすことになった。この史料はその点を浮き彫りにしており、1879年10月徴兵令改正にともなう事務遂行の督励を郡長の名で指示し、またとくに1880年徴員相当者取

調べには縣・郡吏員を直接派遣するので書類を整備持参せよなどと命じて、各戸長等に従前の大区小区長とは異なる威令を示している。以後、郡長・郡役場が徴兵事務の指揮命令者として町村に介在してくるのである。

- (12) 「徴兵の実態につき陸軍省年報」(前掲『軍隊兵士日本近代思想体系』114頁)という表題の史料を参照。これは、『陸軍省第四年報』(1879年)の「徴兵」の項からの抄録である。なお、この頃の民衆の徴兵逃れについて、大山巖「徴兵忌避につき建議」(右同『軍隊兵士日本近代思想体系』116頁以下)における言及は興味深い。
- (13) 代人料上納による兵役免除者数の推移は、1874年～79年間で総計106人なのに、80年は単年で436人、81年431人、82年482人、83年562人と急増している。制度改変に起因する。
- (14) 1881年政変については近作のもので、姜範錫(カン・ボムソク)『明治十四年の政変』(1991年、朝日新聞社)が興味深い論点を提起している。
- (15) E.H.ノーマン、大窪愿二訳『日本の兵士と農民』1958年、86～7頁。
- (16) 大村溢次郎の言として『曾我翁自叙伝』(曾我祐準)に記されている一節(飯嶋茂著『日本選兵史』371頁にも再掲載されている)。
- (17) この時点での身の丈は、1884年(明治17)7月19日徴兵事務条例でつぎのように定められている。鎮台兵で砲兵5尺5寸以上、歩兵騎兵工兵輜重兵5尺3寸以上。不足するときは砲兵5尺4寸以上、歩兵騎兵工兵輜重兵5尺2寸以上(第五十四条)。陸軍雑卒または職工として徴集する者は5尺以上人員不足するときは4尺9寸以上で勤務に堪えられる者(第五十五条)。海軍兵で水兵火夫は5尺以上(第五十六条)。
- いずれにせよ「臨時其定尺ヲ減スルコト

アル可シ」との文言もあり、身幹要件は相対的なものであった。

- (18) 1889年の徴兵制改変以後の全国的な徴兵忌避・徴兵逃れの動向については、菊地邦作『徴兵忌避の研究』(1977年)が詳しい。それによっても、失踪・学歴詐称など非合法的な方法による徴兵逃れが殆どで、免役・徴集延期願の提出といった合法的な手続による事例はみあたらない。合法的な徴兵忌避の手続は事実上封鎖されてしまったとみなしてもよいであろう。大江志乃夫『徴兵制』(1981年)における徴兵忌避の項でも同様な状況を示している(108頁以降を参照)。県内勝田市域の人物をとおして民衆と戦争の歴史を綴った同『戦争と民衆の社会史』(1979年)も同様の状況を述べている。

経済学における階級理論について：生か死か

Economic Theories of Social Class: Dead or Alive

石垣建志

第1節：はじめに

欧米においては1980年代以降、日本においては1990年代以降、所得や資産格差の拡大が観察され、この問題に対する社会的関心が呼び起こされている。本稿はこのこと自体を論じるものではないので、格差が許容できないほど大きいのか、あるいは拡大しているのかということとは関心の外にある。ただ、少なくとも近代化によって格差が縮小してゆくという素朴な考えを揺るがせるものであり、ひいては近代化が自ずと無階級社会をもたらすという信念に疑問を投げかけているのかも知れない。

しかし、たとえ所得格差が拡大しているとしても、それがただちに階級間の対立を激化させていると単純に言いがたいように思われるのは、ポスト・モダン社会における所得格差のあり方が近代と様変わりしからだと見ることできるかも知れない。だがそれでも、所得や資産格差の基礎にあるものが何である

のか、この点を問いたいと思うと、階級あるいは階層という古典派経済学においては自明のものとした概念に立ち返る必要があるのではないかという疑問も禁じえない。これが本稿の執筆の根本的な動機である¹。

わが国の社会学において、階級概念についての議論を先導しているのは、橋本健二と渡辺雅男だとすることは適当であろう。橋本はマルクス主義とは距離を置いており、渡辺はマルクス主義以外の観点にも柔軟に対応しているものの基本的にマルクス主義の立場をとるということにおいて、両者には違いが見られる²。階級概念が社会学においてどのような状況にあるかということの一端を、彼らの論考を見ることによって知ることができる。1980年代以降、欧米においては、E.O. Wright等が精力的に階級概念を再興させようとし、他方、『階級の死』といった主張によって、階級概念の放逐を主張する意見も有力である³。橋本や渡辺もこれらの議論の批判的な

1 ここでは階層を、所得等の連続的なスペクトルを便宜的に分類するとき用いる概念を階層 (stratification)、不連続な属性に重要性を与える場合に階級 (class) として区別することにし、それ以上の含意は無視してもよいだろう。

2 「しかし、この日本という国において、階級という概念に対するこうした誤解が生まれるのには、それだけの理由もある。...少なくとも次の二つが重要である。第一に、日本のマルクス主義者たちが余りにも教条主義的・政治主義的な階級論を繰り広げて、マルクス主義というものに対する、さらには階級という概念に対する、強固な偏見を撒き散らしてしまったこと。第二に、欧米諸国で古くから行われてきたような地道かつ実証的で説得力のある階級研究が行われてこなかったこと。このため高度経済成長期以降の日本では、『階級』という用語が、特殊な思想をもつ人々の特殊な用語となってしまったのである。」橋本健二 (2001),

摂取に努めている。

社会学の内部における議論に深入りする必要はないであろうが、Wrightは、彼の階級に関する理論をRoemerの階級モデルに基礎を置いたものであると主張している。果たして、RoemerのモデルとWrightの議論がどこまで噛み合っているのかについては、大いに疑問の余地があるが、社会学が階級概念の経済学的な基礎付けを求めるのは不当なことではないだろう⁴。社会学は階級、権力といった問題に伝統的に大きな比重をおいてきたし、それらの概念が社会学そのものの大きな基盤をなすのであるから、当然であろう。そのような事情は政治学においても、社会学と共通するところがあるように思われる。

おそらく階級と権力といった概念には深い内在的な強いつながりがあると思われるが、これらを経済学的にも意味あるものとしてとらえることができるだろうか、これがおそらくさらに先にある問題となるだろう。というのも、経済学において市場の理解において前進を遂げてきた新古典派のプログラムと、このプログラムの成果を受け入れつつも、市場の失敗にとどまらず、市場外部そのものへの関心、市場とその外部との相互作用、狭い意味での原子論的個人主義の仮定への挑戦といったより意欲的なプログラムも一定の成果を挙げつつあるように思われるからである⁵。

こうしたことを背景に、階級概念をめぐる議論を検討してみたいというのが、本稿の課題およびその背景にある問題群である。もち

ろん、本稿においては階級概念の新たな定式化を試みたり、さらにその背景にある権力概念といった問題を取り上げるわけではなく、階級に関する経済学的な既存の議論の若干の評価を試みるにとどまる。取り上げる議論は、第1にEswaran and KotwalとS. Bowlesによるモデル、第2に石川およびGintis and Ishikawaによるものであり、これらのモデルを通して、階級という概念が経済学にとって依然として意味があるのか、それともはや何の意味もないものなのかということ考察する。このように大きなテーマにとっては、より包括的な議論が必要であるが、そのための一つの出発点を据えたいというのが本稿の課題である。

第2節： 搾取と階級

経済学における階級概念にとって、一つの画期となるものは、John E. Roemerの階級搾取対応定理と呼ばれているものである。Roemerのモデルは一般均衡理論として組み立てるところにテクニカルな眼目があるが、均衡解の存在自体に関心があるわけではないので、本稿ではそれと類似しているが、はるかに簡略なEswaran and Kotwalのモデル（さらにBowlesによって簡略化されているもの）を取り上げる⁶。

モデルの概要は次のようになる。

諸変数

$q=f(k,n)$: 一次同次な生産関数（増加かつ

3 Von Mises (1922) も指摘するように、人々のどのような人間群への分類も可能である。しかし階級は身分ではなく、今日の社会では彼らが階級として団結するなどありえないのだという、階級理論への批判理論はここで出揃っているように思われる。資本家と労働者に分類できることと彼らがそれぞれ団結し政治的に闘争するという事は、まったく別の問題である。Pakulski and Waters (1996)、土場 (2000) も参照。

4 E.O.Wrightと橋本健二は、階級理論をRoemerによって基礎付けると称しているが、そのような対応関係をつけることはできない (Sorensen, 2005, p.120)。

5 この点を早くから自覚的に追求しているのは、S. Bowles等であり、権力、選好の内生性などのテーマを中核に理論を展開している (Bowles, 2004)。

凸)

n : (自己のまたは雇用された) 生産労働

k : 生産に投入される均質な資本量

q : 産出であり価格は 1 に規格化される。

さらに、

K : スタートアップ費用

l : 自己雇用労働時間

t : 他者に雇用される労働時間

s : 監視労働時間

R : 休息

$n=l+L$: 総生産労働。

個人の信用へのアクセス B は彼の持つ資本財の単位で測られる富の量 (k) によって制約されている。その制約を次の関数で表わす。

$$B=B(k) \text{ ただし } B' > 0 \text{ かつ } B(0) = 0.$$

賃金率²と資本財価格³は外生変数とする。

したがって、金融制約下にある予算制約は次のようになる。

$$B \geq w(L-t) + v(k-k) + K$$

また、労働時間と余暇についての制約条件は次のようになる。

$$l - s(L) - t - R \geq 0$$

リスク中立な個人効用関数は、所得と休息時間の効用の和になっている。

$$U=Y+u(R), \text{ ただし、 } u' < 0, u'' < 0, \lim_{R \rightarrow 0} u' > -$$

もし、個人が生産者であるなら、期末の効用は次のようになる。

$$w_t = f(k, l+L) - (1+r)\{w(L-l) + v(k-k) + K\} + u(R)$$

もし、個人が雇用され、所有する資本財を貸し出すなら、期末の効用は次のようになる。

$$w_0 = (1+r)(vw+vk) + u(R)$$

個人が以上のような条件下で効用を最大化するように諸変数 k, R, t, L を決定すると、期首の資産保有量 k を主要な決定要因として表 1 のような諸個人の分類が得られる。ただし、 μ は資本のシャドウプライス、 μ は監視労働のシャドウプライスである。

しかしながら、このロジックでは、所有において不均一な一群の人々を、分類することができるだけである。このように分類することにどのような意味があるのかは、内在的には明らかではない。もしあるとすると、平等に関する基準が外部から導入されたときである。しかしながら、財の所有における不平等が内在的には問題とできないのであるから、財の保有の不均等をそのままにして、所得再分配をするべきなのか、それとも財の所有を均等化するべきなのかといった根本的な問題に答えることができない。さらに、所有ということ自体が何を意味しているのかが、ここでは所与である。

地位	契約	富の範囲
純粹賃金労働者	$t > 0, l = k = s(L), \mu > 0, \mu = 0$	$[0, k_1]$
賃金労働者 / 独立生産者	$t > 0, l > 0, k > 0, s(L) = 0, \mu = 0, \mu > 0$	$[0, k_1]$
独立生産者	$t = 0, l > 0, k > 0, s(L) = 0, \mu = 0, \mu > 0$	$[k_1, k_2]$
小資本家	$t = 0, l > 0, k > 0, s(L) > 0, \mu = 0, \mu > 0$	$[k_2, k_3]$
純粹資本家	$t = l = 0, k > 0, s(L) > 1 - R, \mu > 0, \mu > 0$	$[k_3, k_4]$
金利生活者	$t = l = 0, k > 0, s(L) > 1 - R, k < k, \mu > 0, \mu = 0$	$(k_4,)$

表 1 : 資産と契約の対応 (S. Bowles, 2006, p.355)

6 以下の定式化は S. Bowles (2004), p.351-353 および p.355 からの引用である。Eswaran and Kotwal (1986) は、このモデルは農業社会に関するものであって、近代社会においては有効ではないかも知れないと、述べている。

そこで、所有の不平等が合理化される根拠、そして所有権が歴史的に変化していることなどを視野においた、より開かれたモデルが必要となる。ここで明らかなことは次の諸点であろう。

第1に、Jhon E. Roemerを含めた古典的な階級理論は先進国においては、大きな限界をもっていることを確認した。所有に基づく2階級理論は金融制約に依存し、法人企業が支配的である20世紀以降の経済には対応しない。第2に、しかしながら、人々の経済的な利害の一致、対立を明らかにする階級概念の重要性を強調することができる。この利害関係は人々の潜在的な抗争関係であるとみることができる。このことはさしあたり人々が個人主義的であるか、どうかということとは関係がない。場合によっては、利害関係の共通性が意識され、政治的な対立とし現われることがありうる。第3に、これらのモデルは抗争交換理論の意義とこの方向における研究の必要性を明らかにした。しかし、経済的交換関係のミクロな政治化はただちに、人間の集群と集群の関係としての古典的な階級闘争となるわけではないことが確認されるべきである。

Eswaran-Kotwalモデルは、前近代的な経済について階級分析の有効性を示しているといえよう。他方、J.E. Roemerは、時間選好率によって階級への帰属が変化してしまう、すなわち彼の定義する階級が、時間選好のような経済主体の主観的な性質について頑健でないということから、階級理論を事実上撤回している。しかし、Eswaran-Kotwalモデルが示すように、選好の違いなどの主観的なパラメータも経済あるいは階級モデルにとって重要であることがわかる。

他方、Eswaran-Kotwalモデルも、Roemer

モデルも、土地所有を本質としない、法人化した企業が重要な主体であるような近代社会を描写するものとしては、その現実性に明らかに問題がある。これらの階級モデルが内在的な問題を抱えているかどうかは問題なのではなく、現実との対応関係において問題であるということを確認することができる。

第3節： 労働力抽出と階級

人々を富の保有量によって分類できるというだけでは、どのように人々进行分类することも可能なわけであって、意味のある分類であるというわけには行かない。このような分類、わけでも人々を階級に分類することが、いったいいかなる意味をもつのかということになる。

それに対する答えの一つの候補が、階級が政治的な意味をもつという考え方の系譜に立つ解答である。この考えは、2つの命題に分解されるだろう。第1は、階級内においては利害が一致するが、階級間においては利害が対立するということである。しかしながら、このような利害関係が顕在化するとは限らないのだから、第2に、何らかの形でこの利害の一致と対立が顕在化する理由があるということである。この2つの条件が揃えば、人々は市場による調整に満足せずに、対立は政治的な争いとして顕在化することになる。しかし、第1の命題が示されるだけでも、政治的な紛争の蓋然性が示されると考えられるだろうから、十分に意味があるだろう。

BowlesとGintisは、権力現象を市場における情報の非対称性によって一般的に理解可能であるという立場から議論している⁷。このような関係は多くの一般的状況で見られる。例えば、金融においては貸手と借手との間において、当然ながら借手は自己の努力水準を

7 抗争的交換モデルという用語が用いられたこともあるが、最近では権力という語で足りていると考えているようである。

知悉しているにも関わらず、貸手は借手の返済努力を観察することができないため、借手の努力水準に関して情報の非対称性が生じている。

抗争交換モデルの主旨はつぎのようなものである。

労働者は労働強度の増加に対して不快感をもつので、なるべく低い労働強度を發揮しようとする。低い労働強度の労働者に対して行なえる懲罰としては、賃金を下げることができるが、最初の賃金が留保賃金以下であれば、そもそも雇用されようとする労働者はいない。そこで望ましい労働強度で働く労働者に対しては留保賃金よりも高い賃金を支払わざるを得ない。

しかるに、経営者側からは、個々の労働者の發揮している労働強度を測定するには費用がかかる。そこで労働強度を低くすればするほど解雇される確率が高くなり、経営者が費用をかければかけるほど怠業を發見する確率が高くなる。

この結果、均衡において、経営者はある費用による監視を行い、怠業する労働者はそれに対応した確率で發見される。そして労働者は留保賃金より高い賃金で雇用され、ある確率で怠業する。このような一種の効率賃金モデル - 石川は誘因依存交換と呼ぶ - について以下に簡単にモデルの前提を見る⁸。

モデルの概要

雇用されたものと雇用されていないものの2種類の労働者がいる。雇用された労働者は、今期の所得と労働密度に依存する当期の効用フローを得るとともに、期末時点で引き続き雇用されるか、それとも失業するかが確率的に決められる。失業する確率を d 、雇用された状態の期待効用の現在価値を V_e 、失業した状態の期待効用の現在価値を V_u で表わすと、

次のようになる。

$$V_e = \frac{1}{1+r} \{u(w, i) + dV_u + (1-d)V_e\}$$

時間割引率 r を用いて V_e を解く。

$$V_e = \frac{u(w, i) + dV_u}{r+d}$$

雇用されていない労働者は、再雇用されるか、それとも失業するかが確率的に決まり、失業した場合には外部効用所得 u を受取り、次期期首において再び雇用されていない状態に戻る。再雇用される確率 a をとすると、次式を得る。

$$V_u = aV_u + \frac{1-a}{1+r}(u + V_u)$$

時間割引率を用いて V_u を解く。

$$V_u = \frac{1-a}{a+r}u + \frac{a(1+r)}{1+r}V_e \quad (1)$$

ここで、 V_e に関する合理的期待形成が成り立つとき、均衡であると考える。

「雇用された労働者各人は、上記の仮定から企業の提示する契約 (w, f) と失職した場合の効用現在価値 V_u を所与として V_e を最大にするように行動する。 V_e を所与とするのは競争市場参加者が価格を所与とするのと同じで、労働者一人一人が直接変化させることはできないからである。こうして最大化された V_e と企業全体の生み出す a の値をもとに(1)から導出される V_u の値がもともと所与とした V_e の値と一致しない場合には、労働者も企業もその行動を変更するだろう。そうして、ちょうどある水準で両者が一致するとき、労働者、企業はいずれも予想が満たされる状態となり、もはやどの主体もその行動を変えようとしないう意味で労働市場は「均衡」を達成する。このように、失職者の効用現在価値 V_u は、誘因依存交換市場としてみた労働市場における競争価格の役割を果たすのである。」(p.251、ただし数式番号は引用者)

8 石川 (1991), p250-254

他方企業は、労働努力当たりの費用、すなわち、 $c(i)$ は単位解雇費用、 i は労働強度である。

$$\frac{w + c(i)f}{i}$$

が最小になるような最適化行動をとるとする。

このモデルからの結論を、石川（1991）から引用すると表2のようになる⁹。

この表において、 N は労働人口（表では労働力供給）であり、したがって N が小さければ労働市場は比較的逼迫しており、大きければ緩和していることになる。 c は単位解雇費用であるが、石川（1991）においてはこの労働者の解雇に対する抵抗の大きさの結果として決まると考えられているため、集团的力の大きさと呼ばれている。

石川は、このモデルについて3点が明らかになると指摘している。第1に、このモデルが競争市場を取り込んでおり、超過供給均衡をも許容する形で定式化したものだということである。

「第1に、ここで定式化した誘引依存交換の場としての内部労働市場は、あくまでも競争市場である……。しかしながら、ワルラス的労働市場との本質的相違は、超過供給（非自発的失業）を残したまま均衡する場合のある点である。」(pp.259 - 260)

第2に、労働市場の割当てを前提としたモ

デルではなく、内生化しているということである。

「第2の特徴として、解雇率がプラスの非自発的失業均衡の場合には、失業・外部労働のプールと内部労働市場との間で、実際に労働者の出入りが生み出されることである。……労働移動がありながら、なお市場に割当ての存在するケースが理論的に構成できることを示している。」(p.260)

そして第3に、このモデルは性・人種などによる差別とは直接には関係がないということに注意している。

さらに、別のモデルとの考察も合わせて、労働需要が旺盛であるなどいくつかの条件が揃えば、二重労働市場が生ずるし、また生じないこともあることを論じる。

「……、本章の分析は、新古典派的競争市場仮説、二重労働市場仮説とも教義的に二者択一の対象としてはならないことを示している(5.4節、5.5節)。実際、(i)労働者の自発的労働供給態度が高く、(ii)集团的な結束力が強く、(iii)経済成長率が高いといった条件が揃えば、複数の種類の仕事を含む新古典派的労働市場が生まれる可能性がある。第1に、生産性誘引の面で完全雇用の局面を生み出す力が働き、第2に、学歴プレミアム（負の参入料）の競争が生まれうるからである。反面、これらの条件のいずれかが満たされないときには、非自発的な失業（ないし外

表2：労働市場均衡の諸局面とその規定要因（石川、1991、p.256）

労働強度	労働力供給 (N)、集团的力の大きさ (c)		労働市場均衡における賃金および雇用の特徴
自発的供給あり	N : 小	c : 大	競争的均衡賃金、完全雇用
	N : 大	c : 大	$u(w^*, i^*) > \underline{u}$ の場合 効率賃金 非自発的失業
		c : 小	$u(w^*, i^*) < \underline{u}$ の場合 外部雇用所得 自発的失業
自発的供給なし	Nおよびcと無関係		解雇を伴う誘引賃金、非自発的失業

9 石川（1991）、第5章、5.5節「生産性誘引と労働者の交渉力」およびGintis and Ishikawa（1987）。

部労働) および学歴パラドックスの発生する可能性がある。」(p.262)

さらに、石川は、日本の労働市場がこの2つのフェイズを実際に経験してきたことを実証する(第6.2節)。つまり、1970年代初めまでの高度成長期には、新古典派的な競争的な労働市場であったが、低成長期に入ると雇用の割当による二重労働市場が観察されるというのである。

「・・・日本の労働市場は高度成長局面では実質的に新古典派的競争市場として機能したが、低成長局面では需要制約に基づく新規雇用の割当を発生させるという二重労働市場仮説特有の性質を示したという形で把握できることがわかる。」(p.311)

このことは、社会学における階級概念が静態的に見えるのに対して、経済学が明らかにしている階級が、中期的に変動するきわめて動態的なものであること示唆しているように見える。もちろん、こうした実証結果については、1990年代以降の日本経済の動向を踏まえた上で、さらに慎重な判断が必要であることは言うまでもない¹⁰。しかしここでは、誘引依存交換による二重労働市場を含むモデルが、人々の間の複雑な利害関係を照らし出す役割を果たしていることに注目したい。本稿において、Gintis and Ishikawaモデルに注目したのは、彼らの階級理論の目指す特徴が、BowlesとGintisたちの抗争交換モデルと比較してより明瞭であるように思われるからである。

抗争交換モデルにおいては、労働努力の抽出の問題が存在するというのもって、市場において解決されない問題が存在するということを強調するのだが、しかし、抗争関係がモデルに内生化されていない限り、それは

抗争関係を示唆するにとどまる。この点が彼らの抗争交換モデルの曖昧さを生み、批判を許す理由となっている。

第4節：考察

さて、石川経夫、Bowles、Gintisたちの議論は、経済学を「解決済みの政治問題」¹¹から解き放ち、人々の政治的活動を含めたさまざまな社会的な諸活動を経済学の中に取り込み、それによって経済学を豊かなものにするものであった。この試みにどこまで成功しているのかを階級概念をめぐって、押さえてみようとするが本稿の目指したところであった。その際、なぜ階級なのかということについては、すでに「はじめに」において述べた。

市場経済における分配にとどまらない政治的な問題が発生するのは、人々がどのような公正観、公平観、あるいはどのような分配や社会が望ましいと考えているかに依存する。誤解すべきでないのは、観察者のイデオロギーではなく、人々がどのように考えているかということが介在せざるを得ないということである。

資産の不平等な分布が、労働者と資本家などの分業を発生させているということが、望ましい、あるいは止むを得ないと、人々が意識しているなら、そこには市場経済からはみ出るような事柄は存在しない。しかし、このことを望ましくないことであると人々が考えるなら、市場によっては解決しない、政治的な問題が発生する。

ところでこれまでの経済学は例外的な部分を除くと、人々は所得、あるいは期待される消費バスケットや、せいぜいのところ余暇時間に関心を持つだという、モデルの範囲内で議論を行ってきた。このモデルの範囲におい

10 ここで石川は、戦後の平等化傾向が1970年代半ば以降に反転すると主張しているのであり、最近の議論を踏まえると注目すべき論点であるが、その当否も含めて本稿においては保留するほかない。

11 Lerner (1972)、とりわけBowlesがしばしば引用する言い回しである。

ては、人々がどのような倫理的枠組みをもっているかということは、含まれていない。注意すべきことは分析対象としての人々が現実にとどのような倫理観を持つかということは、規範的経済学がどのような倫理概念を構成するかということとは別のことであるという、ある意味で当然のことである。この点において、近年の行動経済学や実験心理学の発展は、アノマリーの研究にとどまらず、人々の現実的な公平観、公正観を知る上で重要であろう。

抗争的交換モデルがやや難解なのは、未完成な理論としては当然ではあろうが、経済主体の内生的選好の理論と階級および権力の理論を、十全に統合できていないためであろう。労働抽出のために解雇を脅しに使うということも、新古典派的モデルの枠内では労働市場内のできごとであることに変わりがない。しかし、雇用者が管理者に命令されることよりも、民主的な決定を愛好するなら、それは政治的な問題を惹起する。井上（1991）は、「こんな決着になるのなら争議団のままでいたかった」（p.275）という組合員の発言を紹介している。これは新古典派の選好場がとらえていない部分である。しかし、そうでないなら、全ては新古典派モデルの中に回収されてしまうだろう。

第5節： おわりに

経済学における階級概念について今後の展望を考える上で、次の3点を強調することができるだろう。第1は、階級の定義が意味を持つためには、それがパレート効率であり、したがって労働に関して市場が完全であるなら、利己的ではないような何らかの公正基準、たとえば何らかの意味の平等といった基準を必要とする。つまりたとえば、階級が存在するような状況が、平等性に反するとか、不労所得が不道徳であるとかといった、社会的な

厚生基準が必要となる。Roemerによる階級概念の強調は、この方向に沿うものである。人々がどのような公正に関する基準をもっているかということは、階級が政治的に意味を持つかどうかに関わっている。すなわち、人々が平等を望ましいと考えるならば、不平等な階級社会を政治的に廃絶したいと考えるだろうし、そのような政治的な態度をとるだろう。したがって、この価値観が単に観察者のものであるだけではなく、人々がどのような価値観を持つかということに関わらざるを得ない¹²。

第2は、階級概念が有効であるための根拠は、労働市場における市場の失敗により、パレート効率でないという場合である。つまり、パレート効率という基準の採用においては新古典派の範囲にとどまったとしても、情報の非対称性などの市場の失敗が存在すれば、階級概念は意味をもつことになる。これは、Bowles-Gintisによる階級モデルの根拠になるものである。

この2点は、経済成長を考慮したモデル、たとえばEswaran-Kotwalの開発経済モデルにおいても、同様に考えることができることは明らかであろう。

しなしながら、第3に、この点を本稿で明示的に追求したわけではないが、マルクス主義的な2階級モデルのもつ含意は著しく限られたものになっていることは明らかであろう。そうだとすると、残された課題は膨大であるが、いくつかを挙げてみよう。

第1に、上の2つの階級概念の根拠は、互いにどのような関係にあるのか、ということである。

第2に、現代の階級は、さまざまなレントによる多層的な階層構造をなしている。このことは、古典的な労働者と資本家の2階級、あるいは中間階級を考慮した3階級の社会モ

12 これは、即時的階級、対自的階級というマルクスによる区別とほぼ同じだということは、明らかだろう。

デルとは大きく異なっている¹³。

第3に、このことと大きく関わっているのだが、現在の所有は非常に複雑になっている。企業の支配構造を含む現代の所有について考える必要がある¹⁴。

第4に、労働者階級を中心とした階級関係については、賃金のみならず、労働時間、労働強度といった労働条件を考慮に入れることが重要であることは、明らかであるように思われる。とりわけ、近年においては日本を含めた多くの地域において、労働時間、労働強度について労働条件の悪化が指摘されている。こうした問題も含めた、包括的な階級理論にとって、Bowles-Gintis-石川の理論は、端的なものといえよう。

このように、階級概念が、経済学にとって依然として生きた研究課題であることをいくつかの角度から確認して小論を閉じることにしたい。

文献

- 石川経夫 (1991)、『所得と富』、岩波書店
 井上雅雄 (1991)、『日本の労働者自主管理』、東京大学出版会
 ——— (1997)、『社会変容と労働 「連合」の成立と大衆社会の成熟』、木鐸社
 伊原亮司 (2003)、『トヨタの労働現場：ダイナミズムとコンテクスト』、桜井書房
 エスワラン/コトワル (2000)。『なぜ貧困はなくなるのか：開発経済学入門』、永谷訳、日本評論社
 土場学 (2000)、『<階級>のレクイエム』、『日本の階層システム 6 階層社会から新しい市民社会へ』所収、東京大学出版会、pp.119-141

橋本健二 (1999) 『現代日本の階級構造 - 理論・方法・計量分析 - 』、東信堂

——— (2001)、『階級社会日本』、青木書店

Bowles, S. (2004), *Microeconomics : Behavior, Institutions and Evolution*, Princeton University Press.

Eswaran, M. and A. Kotwal (1986), "Access to Capital and Agrarian Production Organization", *Economic Journal*, 96, pp.482-98.

Gintis, H. and T. Ishikawa (1987), "Wages, Work Intensity, and Unemployment", *Journal of the Japanese and International Economics*, 1, pp.195-228.

Goldthorpe, J. H. (2000), "Rent, Class, Conflict, and Class Structure: A Commentary on Sorensen", *The American Journal of Sociology*, 105(6), pp.1572-82.

Lerner, A. (1972), "Economics and Politics of Consumer Sovereignty", *American Economic Review*, 62(6), pp.258-66.

Marglin, S. (1974), "What do bosses do?", *Review of Radical Political Economics*, pp.60-112.

Pakulski, J. and M. Waters (1996), *The Death of Class*, Sage Publications Ltd.

Sorensen, A. B. (2000), "Toward a sounder basis for class analysis", *The American Journal of Sociology*, 105(6), pp.1523-1558.

——— (2005), "Foundation of rent basis analysis", in *Approaches to Class*

13 たとえば、社会学者Sorensen (Sorensen, 2000, 2005) が想定するような、レント概念による統一的な階級理論というようなアイデアも参考になるかもしれない。Sorensenの議論は、Wright, (2000) やGoldthorpe (2000) が批判するように、大きな問題を抱えた理論であることはもちろんであるが。

14 古典的な貢献としてMarglin (1974) がある。

Analysis, ed. by Erik Olin Wright,
Cambridge University Press.

Von Mises, L. (1922), *Socialism*,
Translated from the German by J. Kahane.
Liberty Fund, Indianapolis, 1981

Wright, E.O. (2000), "Class, Exploitation,
and Economic Rents: Reflections on
Sorensen's 'Sounder basis'", *The American
Journal of Sociology*, 105(6), pp.1559-71.

書評

川中 豪編

『ポスト・エドサ期のフィリピン』

(アジア経済研究所、2005年、246頁)

木村昌孝

本書は、アジア経済研究所が組織した「民主化後のフィリピン：制度改革・政策変化とその影響」研究会の成果であり、民主主義の定着と自由主義的経済改革に焦点を当てつつ、1986年に民主化を経験したフィリピンのその後20年間の政治経済を扱っている。本書を際立たせているのは、フィリピンにおける民主主義の定着と自由主義的経済改革とを同時に関連付けながら論じていることである。ハンチントンが第三の波と呼んだ発展途上諸国を中心とした民主化とその後の民主主義の定着をテーマとした研究は数多く、自由主義的経済改革についての研究も少なくない中において、ふたつの問題を関連付けた研究は、ラテンアメリカと東ヨーロッパについては存在するようだが、アジアに関してはまだほとんどなされていない。さらに、冷戦後の米国主導による世界経済自由化の潮流に経済構造を適応させる必要に迫られたのは、民主化以前に政府主導の開発体制を取ってきた諸国にとって時代的必然であった。それは、また世界的潮流に取り残されている余裕はないという外在的意味でも、開発主義が限界に達していたという内在的意味でも、然りである。したがって、本書のアプローチは時宜を得たものといえよう。

本書の構成は、以下の通りである。

まえがき

序論 川中 豪

第1章 ポスト・エドサ期のフィリピン——民主主義の定着と自由主義的経済改革——川中 豪

第2章 民営化——「小さな政府」のコスト——鈴木有理佳

第3章 金融・銀行業の安定化——構造・政策の変化とその要因分析——美甘信吾

第4章 司法の役割——民主主義と経済改革のはざままで——知花いづみ

第5章 未完の社会改革——民主化と自由化の対抗——太田和宏

以下、各章それぞれが独立した学術論文の重みを持つ内容なので、初めに各章ごとに概要を紹介し検討した上で、全体的論評を加えてみたい。

第1章は、序論で研究の背景と目的及び本書の構成を簡潔に説明したのを受けて、民主主義の定着と自由主義的経済改革との並立進行を分析するための枠組みを提示し、フィリピンの特徴を説明する。

まず、議論の叩き台として民主主義と経済改革がトレードオフの側面を持つという論理を検討している。その論理によれば、民主主

義体制下での改革は社会の利益関係を大幅に変更する困難な作業を多くのアクターの同意を得る煩雑な手続きをもって進めるため、政権が改革を強力に進めれば抵抗勢力を生み支持の低下と民主主義の定着に問題を起こす可能性があり、逆に民主主義の定着を優先させようとするれば改革に限界が強いられる。次に、この論理に合致しないラテンアメリカの事例に見られるように、民主主義体制においても改革が進行する理由、及び東南アジアにおける民主化と経済自由化の親和性を検討する。そして、民主主義の定着と自由主義的経済改革の進展を決定する要因として、国際環境（冷戦の終結、アイデア、米国等の国家、世銀、IMF、投資動向等）、経済環境（マクロ経済の状況等）、政治制度（憲法制度、選挙制度、政党システム、官僚制・軍等）、及び社会の構成（国民統合度、所得格差、経済エリート、労農組織、市民社会等）の4つを指摘する。

フィリピンに関しては、政権ごとに状況を考察した上で、ポスト・エドサ期の全体的流れを「過渡期のアキノ政権における政策の錯綜と1990年からの自由化路線の確定、ラモス政権の民主主義の定着と自由主義的経済改革の推進、エストラダ政権のポピュリスト的行動と民主主義へのダメージ、そしてアロヨ政権における経済自由化にからむ問題の表面化」として描き出す。上記4つの要因について、冷戦後の国際環境が民主主義の定着と自由主義的経済改革の推進の追い風になったこと、経済環境に関しては、危機的状況が改革への動機を高め、短期的コストがそれほど発生しなかったことが指摘される。政治制度に関しては、大統領のイニシアティブによる利益調整を経て改革が進められたことが強調されている。社会的要因として、改革に対する経済エリートの抵抗が個別的になされても凝集力を持つに至らず、改革がエリートの利益に合致する場合もあったこと、貧困層は所得

格差の継続が不満を生んだが、利益表出のチャンネルを持たなかったため改革に抵抗できなかったこと等が分析される。ただし、その不満がエストラダ大統領に代表されるポピュリスト的政治リーダーへの支持につながったとする。総合して、著者は、民主主義の定着は、全体として基本的水準をクリアしながらも、信頼度の低下をみせており、自由主義的経済改革は、国際的水準では中位レベルの達成度であると評価している。

第2章では、民営化の経緯と進捗状況、進展した要因、そして民営化の特徴が考察される。まず、民営化が民主化当初の政府所有資産及び政府系企業から電力や上下水道などの公益事業へとその対象を拡大し、単なる政府資産の売却から公共サービスの拡充と効率化のため民間資本を活用する方向に変化してきたことが指摘され、経済改革の中でも民営化の進展を積極的に評価する議論がなされる。

次に、民営化進展の要因として、行政権限で実施できる制度が整っていたこと、及び民営化を進めたい政府と経済基盤拡大を模索する国内外の民間資本の利害が一致したことの2点が挙げられている。また、マルコス政権下でのクローニーによる経済支配が経済を悪化させたため、政府と企業の癒着を排除しようとする誘因が強かったことが民営化開始時の環境として指摘されているが、これも初期段階の進展要因と位置付けることが出来よう。

民営化の特徴としては、政府が参入企業のリスクを軽減する様々な政府保証を付与したり、公益サービス（電気等）の料金設定に介入したりすることが強調されている。これらは、一方で民営化を促進するための企業に対する誘因であり、他方で民主主義が要求する国民の政治的支持を得るための対策である。但し、その結果、政府の偶発債務が増加し、著者も指摘している通り、政府負担の増加が中長期的には国民の負担になるわけである。

民営化を「市場原理を重視する自由主義的思想を背景とした『小さな政府』を指向する政策」とする本章冒頭の定義に厳格にしたがうなら、むしろフィリピンの民営化は不徹底にならざるを得なかったと言い切ってもよかったのではないだろうか。

第3章は、金融・銀行業の構造変化、及び金融・銀行業政策の変化を明らかにし、その変化をもたらした諸要因を考察する。まず、フィリピン金融システムは銀行業が中心であり続けていることを確認し、その変化は、マルコス時代の圧倒的資産規模を持つ国営銀行中心のシステムから競争力のある複数の民間銀行が競合するシステムに移行したことに特徴付けられるとする。さらに、外国銀行の新規参入等の自由化や規制緩和により競争が激化していることが指摘される。また、国営銀行の再建（縮小・民営化）、中央銀行改革、プルデンシャル規制の強化、規制緩和・自由化を中心とする改革の結果、マルコス政権末期の危機的状況から脱却し、現在では多くの課題も残るが一定の安定性を維持していると評価する。

変化をもたらした諸要因については、既存研究に多く見られる米国を中心とした援助供与国やIMF・世銀の政策圧力、業界を支配するエリート階層の利害等の国際的・社会的要因を強調する議論に対して、本章は、大統領・議員・官僚（政策エリート）の利益と相互関係、及びそれらに影響を及ぼす政治体制・制度の変化を重要視する。著者は、政治家と官僚が業界エリートから一定の自立性を有し異なった利益を持っていることを前提としている。政治家であれば次の選挙に勝つ、官僚であれば現在の地位を守り昇進を目指すというように、彼らは、自己の職業上の利益を追求し、それは業界エリートの利益とは必ずしも一致しない。（例えば、外国銀行の新規参入を認める改革は、業界の強い反対にもかか

わらず断行された。）そして、政治体制・制度の変化は、政策エリートの利益追求の戦略に大きな影響を及ぼすという訳である。

上記の観点から、本章の後半は、マルコスからアロヨに至る各政権下における状況について詳細な分析をおこなう。特に、ラモス政権時代の著しい改革進展の理由は、大統領が議会との協調関係を築くことに成功し、金融改革の重要法案（外国銀行自由化法、新中央銀行法）を成立させ得たことに求められている。1987年憲法下で大統領の任期が6年1期に限定され（したがって、大統領と次期大統領を目指す有力議員とのライバル関係が生じない）、選挙における大統領からの支持の重要性が認識されたことが、協調関係構築を容易にしたとの分析がなされている。

第4章は、司法が民主主義の定着と自由主義的経済改革の推進に及ぼした影響を考察する。本書全体の文脈における本章の重要性は、積極的司法の流れの中で起こっている自由主義的経済改革と憲法の経済ナショナリズム的条項の衝突という論点にある。

民主化は、さまざまな社会層に利益主張の機会を与え、その一部は、裁判所をとおした紛争処理という形を取った。裁判所は、違憲審査権を含め積極的に司法権を行使するようになった。これは、マルコス権威主義体制期に独立性を失い法の番人としての役割を十分果たせなかった反省から、1987年憲法では司法権の積極的定義が明確に記述され、法曹界でも裁判所の積極的行動を推奨する思想が広まったためだとされる。このような状況下で、自由主義的経済改革に反対する層が、憲法のナショナリズム的条項を根拠に行政府の行為の合憲性を争い裁判所に提訴する事件が増加した。

著者は、いくつかの代表的判例を具体的に検討し、(1) 憲法規定を直接解釈、適用し、行政府の行為や関連法の合憲性を判断するも

の（例えば、マニラ・ホテルが憲法の定める国家遺産に該当すると認定し、政府系企業が所有するマニラ・ホテル株式の外国企業への売却を違憲とした判決）、（2）合憲性を直接的に審議せず、手続きの適法性のみに着目して司法判断を示すもの、そして（3）問題とされる契約内容のみに焦点を当てて判断するものの3つに分類した上で、裁判所が行政府の経済政策や議会の立法行為に対し司法判断を示す事例が増加したことから、司法が民主主義の定着と自由主義的経済改革推進のはざままで相反する役割を担うようになったと評価する。

評者は、著者の言う通り司法の積極的役割が民主主義の定着に重要だと考える。しかしながら、行政府の迅速な政策実施に対する影響については、手続き面はともかく、実体的には憲法の規定そのものに依っていると見るべきであろう。（もし憲法に経済ナショナリズムの条項がなく自由主義的原則のみが謳われていたなら、司法は逆の効果を持ったであろう。）また、本章の議論と扱われている事例は、個々の国に現われるグローバリゼーションと経済ナショナリズムのせめぎ合いの文脈に置き直しても興味深く読める。

最後の第5章では、民主化と経済自由化が絡み合う文脈において、社会改革がどのように取り組まれ、どの程度進んだのかが検討される。民主化が貧困層の格差是正の期待を高める一方、自由化は格差を拡大させる可能性を持つため、人々の日常の暮らしに直接関わる社会政策は、民主主義の定着にとって不可欠となる。著者は、労働政策、農地改革、及び貧困対策の3点に絞り、社会的に周辺化されている諸団体の新しいルール作りへの関わり方及び彼らが手にした恩恵に留意しつつ考察する。

結論から言えば、生活の質を向上させる制度整備が進んだ一方、実質的結果にはつながっ

ていないとの評価が下されている。具体的には、民主化の流れの中で、労働権の保障、農地改革法の広範囲な適用、及び貧困政策の体系化などの制度整備が進み、政労使三者協調体制（三者協調体制自体は、すでにマルコス期に政府が経営者、労働者を管理する等の目的で存在した）への労働組合の参加、農地改革コミュニティへの受益農民の組織化、及び社会改革評議会への基礎セクター代表の参加等、政策実施過程への関連各層の関与が制度化された。しかしながら、労働界では雇用不安、労働条件悪化が進行し、農地改革も農地分配が進みながらも農村部の貧困率は改善されず、階層間及び地域間の所得格差は拡大しているのが現実である。ただし、著者は、社会政策の制度整備が構造転換をもたらす可能性に期待しているようである。

以上で各章ごとの紹介を終えるが、以下は全体に関わるコメントである。まず、民主主義の定着と自由主義的経済改革との関係であるが、本書は、民主的制度が経済改革の進展とそのパターンにおける大きな規定要因であることを具体的かつ明確に示している。他方、民主主義の定着に関しては、経済改革が持つ効果はかなり限定的であり、他の諸要因を求める必要性を間接的に証明しているように見える。政権交代が再びピープル・パワーあるいは軍の関与にて超法規的に行われる可能性がまだあるかもしれないとしても、新しい政権の正当性は民主主義以外にその根拠を求めることは出来ないであろう。第1章も指摘するように、民主主義の運営に対する世論の不満が高まっても、民主主義は唯一の選択肢になっている。共産主義が崩壊しマルコスの権威主義体制が経済的にも失敗した経験を所与とすれば、どのような非民主的制度も現実的選択肢となり得ないということだろう。

本書が詳細に分析した具体的問題は、第2章から第5章の4つである。限られた資源の

中で、「民営化」と「金融・銀行業」を取り上げたのは自由主義的経済改革の中心として当然としても、「司法」と「社会政策」の問題を含めたことは、本書の幅を広げている。しかしながら、民主主義の定着との関連では、「選挙と政党制度」及び「市民社会」の2つが独立の章として含まれていたなら、更に充実したものになっていただろうという気がしてならない。序論に「ポスト・エドサ期は1972年の戒厳令以前の民主主義への回帰としてとらえるのは正確ではない」との記述があるが、特に選挙と政党制度には連続性と変化の両者が観察され、前者を強調する議論も少なくない。他方、NGO等の中間集団からなる市民社会の展開は、まさに変化の代表例である。さらに、選挙と市民社会において自由主義的経済改革がどのように議論されたか（されなかったか）の分析は、本書の問題意識とも大いに関連するはずである。

いずれにせよ、本書は、民主制度の下での改革について、多くの知見を提供している。他のアジア諸国における同様な研究を刺激し、比較研究の道を開くことも期待されうる。さらに、本書で扱われた論点には、新興民主主義諸国だけでなく、成熟した民主主義諸国にもそのまま当てはまるものが少なくない。「自由主義的経済改革は、短期的には経済全体にコスト（インフレ、合理化、失業等）を生じ、改革に打撃を受ける既得権益層の抵抗を受ける。民主主義の手続きは既得権が拒否権を行使するポイントを増やすため、改革に対し一定の限界が強いられることになる。（第1章14～15ページから評者要約）」日本においても、バブル崩壊後の失われた10年では改革が実行され得なかったが、小泉政権の5年余りにおいて大きく前進した。その理由を本書の提供する知見との比較で考察しても飛躍しすぎということはないであろう。

(注)

マルコス独裁体制を打倒した1986年の政変がエドサ革命とも呼ばれることから、本書は、政変以降の時期をポスト・エドサ期と呼んでいる。なお、エドサ（EDSA）とは政変の舞台となった大通りの名称である。